

令和4年（2022年）11月10日（木曜日）

第 5 号

令和4年
北海道議会 決算特別委員会第1分科会会議録

第5号

令和4年(2022年)11月10日(木曜日)

出席委員

委員長

久保秋雄太君

副委員長

武田浩光君

星克明君

宮下准一君

中川浩利君

加藤貴弘君

三好雅君

赤根広介君

安藤邦夫君

須田靖子君

高橋亨君

角谷隆司君

大谷亨君

地域創生局長 和田弘之君

地域行政局長 清水目剛君

航空港湾局長 清水茂男君

鉄道担当局長 斎藤由彦君

物流担当局長 野口正浩君

総務課長 蓮見光志君

官民連携推進室参事 福山琢也君

地域デジタル
担当課長 西海健君

地域創生担当課長 越田習司君

地域政策課長兼
胆振東部地震災害
復興支援担当課長 笹森穰君

移住交流担当課長 尾崎匡君

財政担当課長 森越誠君

交通企画課長 渡辺和隆君

鉄道企画担当課長 佐藤寿志君

並行在来線担当課長 菅野圭二君

物流企画担当課長 白戸則幸君

空港戦略担当課長 丹野正樹君

出席説明員

総合政策部長 濱坂真一君

総合政策部
次世代社会戦略監 中村昌彦君総合政策部
地域振興監 北村英則君総合政策部
交通企画監 宇野稔弘君

総合政策部次長 薬袋浩之君

官民連携推進室長 佐藤秀行君

次世代社会戦略局長 所健一郎君

総務部長
兼北方領土対策
本部長 藤原俊之君

総務部職員監 若原匡君

総務部危機管理監 古岡昇君

総務部次長
兼行政局長 増田弘幸君

人事局長 猪口浩司君

財政局長 木村敏康君

教育・法人局長 成田正行君

危機対策局長 吉川政英君

【第1分科会 11月10日 第5号】

原子力安全対策
担当局長 高山圭一君
北方領土対策局長 東田俊和君
総務課長 岡本拓司君
財産課長 平田健男君
改革推進課長 古田生介君
人事課長 北山雄彦君
職員活躍担当課長
兼人事局参事 津久井直子君
給与服務担当課長 菅井信宏君
職員厚生課長 上田昌宏君
財政課長 松林直邦君
資金担当課長 高畠研人君
税務課長 佐藤敏文君
税務対策担当課長 赤坂誠司君
学事課長 木村重成君
総合教育推進課長 笠井浩君

危機対策課長 清水章弘君
防災教育担当課長 大西章文君
原子力安全対策課長 稲場勝敏君
環境安全担当課長 山内優一君
北方領土対策課長 播磨康宏君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 高橋 究君
議事課主査 中澤正和君
同 門倉里博君
同 我満壮宏君
同 藤田知樹君
同 渡部 徹君
同 吉本麻美君
同 熊澤史昭君

午前 10 時 開議

○久保秋雄太委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔中澤主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

宮下 准一 委員
赤根 広介 委員

であります。

○久保秋雄太委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 総合政策部所管審査（続）

○久保秋雄太委員長 11月9日に引き続き、総合政策部所管に関わる質疑の続行であります。
安藤邦夫君。

○安藤邦夫委員 おはようございます。

早速ではございますけれども、通告に従いまして、総合政策部所管事項につきまして、以下、伺ってまいります。

初めに、コロナ禍における地域づくりの推進について伺います。

長らくコロナ禍は、地域振興、地域づくりの推進にも、様々な影響を及ぼしているものと考えます。

そこで、昨年度の決算の状況も踏まえまして、以下、伺ってまいります。

まず、人口減少についてであります。

いずれの地域におきましても大きな問題となっております人口減少についてであります。北海道におきましても、その流れは止まっていないものと考えます。

本道の現在の人口がどのようになっているのか、改めて伺います。

○久保秋雄太委員長 地域創生担当課長越田習司君。

○越田地域創生担当課長 本道の人口についてであります。本道では、全国より約10年早く、平成10年から人口減少局面に移行し、平成15年以降は、自然減と社会減が相まって人口減少が加速しており、直近の公表数値である令和3年10月1日現在の人口推計では、ピーク時である平成9年の約570万人を52万人下回る約518万人となっているところでございます。

○安藤邦夫委員 本道におきましても人口の減少が一層進んでおり、危機感を持って取組を進めていく必要があるということが分かりました。この点を共通認識としながら、各取組の状況につきまして伺ってまいりたいと思います。

まず、地域づくり総合交付金についてであります。

令和3年度の地域づくり総合交付金のうち、地域づくり推進事業について、ハード系事業とソフト系事業のそれぞれの決算額や主な事業の実績がどのようになっているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 地域政策課長笹森穰君。

○笹森地域政策課長 地域づくり推進事業の実績についてでございますが、施設整備などのハード系事業につきましては、一部事務組合による事業も含め、決算額が29億1027万6000円となっており、ソフト系事業につきましては、民間団体が実施したものも含めて、決算額は9億3893万7000円となっております。

その主な事業といたしましては、ハード系事業では、移住、定住を促進するための生活体験施設や、親同士も交流できる子ども向け広場の整備など、また、ソフト系事業では、まちなかのぎわいを創出するイベントの開催や、地域の魅力を発信するオンラインツアーの実施など、地域における様々な取組を支援したところでございます。

○安藤邦夫委員 それでは、次に、新型コロナウイルス感染症対策推進事業についてでございますが、令和3年度の決算額や主な事業の実績がどのようになっているのか、伺います。

○笹森地域政策課長 新型コロナウイルス感染症対策推進事業の実績についてでございますが、道では、国の地方創生臨時交付金を活用して、令和3年度に新たに新型コロナウイルス感染症対策推進事業の事業区分を設定し、合計58件の事業に対して、9315万3000円を交付いたしました。

この事業では、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた地域経済の活性化に向けた観光情報の発信や、観光誘客プロモーション、地場製品の消費拡大PRの取組のほか、中高生

【第1分科会 11月10日 第5号】

を対象としたオンラインによる国際交流や、小中学生向け芸術文化鑑賞の取組など、市町村をはじめ、観光協会など民間団体による様々な取組を支援したところでございます。

○安藤邦夫委員 それでは、次に、地域おこし協力隊についてであります。

地域おこし協力隊制度につきましては、長期にわたるコロナ禍においても隊員数が増加しているなど、その存在は地域に活力をもたらし、その後の定住へとつながる重要な取組と考えます。

まず、現在の道内における地域おこし協力隊の人数、また、受入れ市町村数など、現状がどのようなになっているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 移住交流担当課長尾崎匡君。

○尾崎移住交流担当課長 地域おこし協力隊の活用状況等についてでございますが、道内における隊員数は、平成21年度の制度創設以降、全国の動きと同様に年々増加し、令和元年度に初めて減少となったものの、令和2年度に再び増加に転じ、令和3年度は821名と全国最多となっております。

また、令和3年度の道内受入れ市町村数は149となっており、コロナ禍においても多くの協力隊員を受け入れ、地域活性化や移住施策の有効な手だてとして積極的に活用されているところでございます。

○安藤邦夫委員 地域おこし協力隊員が地域の活性化に取り組まれる中で、そこに住んでいらっしゃる方々とも良好な関係を構築して、起業や就業をするということで、任期後も道内に定着していくことになるものと考えます。

地域おこし協力隊が、どのような形で、どの程度、その地域に定住しているのか、伺います。

○尾崎移住交流担当課長 道内の定住、定着の状況についてでございますが、道内において平成21年度の制度創設から令和3年3月末までに任期が終了した隊員のうち、任期の終了後に定住した方々は812名で、定住率は、全国平均の65.3%を上回る72.9%となっているところでございます。

任期終了後に定住した隊員の動向につきましては、起業の割合が23.9%と全国平均の41.4%を下回っているものの、就業につきましては50.1%と、全国の39.1%と比較して高い割合となっており、自治体職員や集落支援員などの行政関係をはじめ、農林水産業や観光業など、協力隊としての経験を生かした幅広い分野で活躍しているところでございます。

○安藤邦夫委員 次に、今後の取組についてでございますけれども、この地域おこし協力隊の取組をより多くの市町村に広げて、さらに多くの隊員を受け入れることによって、それぞれの地域が発展し、移住、定住につながっていき、ひいては、北海道全体の発展にもつながっていくことが考えられます。

道におきましては、今後、地域おこし協力隊のより積極的な活用に向けて、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 地域創生局長和田弘之君。

○和田地域創生局長 今後の道の取組についてでございますが、地域おこし協力隊は、地域の魅

力発信や特産品開発など、地域づくりの担い手として重要な役割を担っているとともに、任期終了後の定住、定着につながるなど、移住施策の重要な柱の一つであり、移住に至らない場合でも、関係人口として道内市町村とのつながりを生む施策としても期待しております。

このため、道では、これまで、移住イベントにおける募集活動の強化のほか、起業、事業承継への支援制度や、先進取組事例に関する情報提供など、より多くの市町村において制度活用が進むよう取り組んできたところでございます。

今後は、こうした取組に加えて、より多くの協力隊員の確保に向けた国の「おためし地域おこし協力隊」や、地域おこし協力隊インターン制度の活用の働きかけのほか、隊員間や隊員経験者との連携の場づくりなどを通じたモチベーションの向上など、より一層、協力隊員が地域で活躍し、道内への定住、定着が進むよう取り組んでまいります。

○安藤邦夫委員 ただいま御答弁いただきましたけれども、地域おこし協力隊につきましては、地域づくりの担い手として、定住、定着につながるものが先ほどの実績からも分かりました。

地域おこし協力隊につきましては、移住施策の成果としてすぐに現れるものではないと思えますけれども、地道に粘り強く取り組まれて、北海道の発展につながっていかれることを期待したいと思います。

次に、官民連携についてでございます。

令和元年9月にほっかいどう応援団会議が立ち上がりまして、3年が経過しましたけれども、参加いただいている企業、団体、個人の方々の参加数につきまして、令和元年度末と比較し、現在どのような状況になっているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 官民連携推進室参事福山琢也君。

○福山官民連携推進室参事 ほっかいどう応援団会議の参加状況についてでございますが、令和元年9月にほっかいどう応援団会議を立ち上げて以降、企業、団体は、令和元年度末で302団体、直近の令和4年10月末では603団体となっており、2年半で約2.0倍に増加しております。

個人の方につきましては、令和元年度末で2812名、直近の令和4年10月末で1万2983名となっており、約4.6倍に増加しております。

○安藤邦夫委員 ほっかいどう応援団会議につきましては、道内外から多くの皆様に御参加いただいているようでありますけれども、コロナ禍によって、以前に比べ、人々の行動が抑制される中、応援団会議参加企業等に対し、どのように支援を働きかけ、また、具体的に企業等とどのような取組を連携して進めてきたのか、伺います。

○福山官民連携推進室参事 コロナ禍における企業との連携についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、人々の往来やイベントの開催などが制限される中、知事や市町村長が応援団参加企業等へ直接支援を呼びかけるほっかいどう応援セミナーをオンラインで開催するほか、ポータルサイトやSNS等を活用した情報発信を行うなど、様々な機会を通じまして、協力や連携を働きかけてまいりました。

応援団企業の皆様からは、マスクや消毒用のアルコールなど、感染症対策に係る物資の寄贈や

寄附に加え、コロナ禍の影響を受けた道産品の首都圏スーパーにおけるフェアの開催や、ワーケーションの促進に向けたウェブセミナーの実施など、様々な連携や協働の取組により御支援をいただいているところでございます。

○安藤邦夫委員 ほっかいどう応援団会議のネットワークを最大限に活用しながら、行政だけではどうしても解決が困難である様々な地域課題の解決に向けて、資金面をはじめ、民間の皆様の知見やノウハウを活用することが重要であるものと考えているわけではありますが、今後、官民連携の取組をどのように進めていくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 官民連携推進室長佐藤秀行君。

○佐藤官民連携推進室長 今後の官民連携の取組についてでございますが、新型コロナウイルスなどの影響による課題を克服し、地域活性化を図っていくためには、資金面はもとより、連携協定や協働による取組など、民間との知恵やノウハウを取り入れた多様な連携が重要と考えております。

このため、道では、企業版ふるさと納税について、金銭による寄附のほか、人材派遣がセットになった新たな制度を活用し、本年8月に食品卸売企業から人材を受け入れているところでございます。

今後も北海道ファンのさらなる拡大を図るため、あらゆる機会を通じて応援団会議への参加を働きかけるほか、地域課題の解決に向けまして、人材派遣を含む企業版ふるさと納税制度について、有効に活用してまいるとともに、共感を得られるような道や市町村のプロジェクトを分野別に取りまとめ、効果的な情報発信をすることにより、道や市町村と企業とのマッチングを進め、民間のノウハウを生かした連携事例の創出を図るなど、官民連携の一層の推進に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○安藤邦夫委員 ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症等の影響によりまして、応援団会議の活動も制約されてきた面もあるかもしれませんが、これまで以上に連携や協働の取組が見えるものにしていただきますことを申し上げたいと思います。

それでは、次に、日本海地域の振興についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、3年余りにわたって地域に様々な影響を与えておりますが、中でも、特に日本海側の地域では、従来から人口の減少や担い手不足などが深刻であったところに加えて、今般のコロナ禍がさらに追い打ちをかけているものと考えます。

日本海地域の振興に向けまして、道の取組状況を伺うとともに、今後どのように取り組まれていく考えなのか、伺います。

○和田地域創生局長 日本海地域の振興に向けた取組についてでございますが、日本海地域は、人口の減少や高齢化が道内のほかの地域よりも急速に進行し、基幹産業である水産業の低迷が続くなど、厳しい状況にあるものと認識しております。

道では、これまでも、地域の活性化に向けて様々な支援を行ってきたところであり、さらに、本年は、通年の安定的な雇用の確保や地域の担い手不足の解消に向けて、国の制度を活用して、初山別村及び石狩市浜益地区の事業協同組合を特定地域づくり事業協同組合として認定し、両地域においては、水産業をはじめ、農業や宿泊業など、様々な事業分野で地域人材確保の取組が開始されたところでございます。

道としては、今後とも、この制度の活用拡大に向けた取組を強めるほか、地域づくり総合交付金による財政支援、道職員の市町村への派遣等の取組を継続するとともに、民間企業等の知見や力も積極的に活用するなど、日本海地域における持続的で活力ある地域づくりに向けて、振興局と本庁が一体となり、市町村との連携を深めながら取り組んでまいります。

○安藤邦夫委員 どうもありがとうございました。

これまで、コロナ禍における地域づくりにつきまして、地域づくり総合交付金、地域おこし協力隊、官民連携、そして、日本海地域の振興の取組を通じて、地方創生への影響や現状などについて伺ってまいりましたけれども、ウィズコロナやポストコロナに向けまして、地域創生に今後どのように取り組むのか、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 総合政策部地域振興監北村英則君。

○北村総合政策部地域振興監 本道の地域創生に向けた取組についてであります。人口減少に歯止めがかからず、地域の活力の低下が懸念される中、コロナ禍におきまして、婚姻数や妊娠届出数のさらなる減少といった新たな懸念が見られる一方で、地方への関心が高まるなど、人々の意識の変化も見られるところでございます。

このため、道では、こうした社会情勢の変化等に的確に対応し、人口減少対策に取り組むため、昨年度、総合戦略を改定いたしますとともに、市町村とも緊密に連携を図りながら、妊娠、出産から子育てに至るまでの切れ目のない支援や、首都圏の若年層に重点を置いた移住促進のプロモーションなど、自然減、社会減の両面から各般の施策に取り組んでまいりました。

今後は、こうした取組に加えまして、地域の活力の維持向上に向け、任期終了後の定住や定着が期待される地域おこし協力隊のさらなる活用や、ほっかいどう応援団会議のネットワークを生かした企業等とのマッチング、さらには、特定地域づくり事業協同組合などの制度を活用した地域における雇用機会の創出など、コロナ禍で生じた人々の意識や行動の変化を的確に捉えながら、市町村と一体となって、本道の地域創生に取り組んでまいります。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 地域振興監、どうもありがとうございました。

今の地域振興監の御答弁にもありましたとおり、やっぱり、コロナ禍で人々の意識や行動に変化が生じていると私も思います。そうであるからこそ、知事が日頃からおっしゃっておりますように、今こそ、ピンチをチャンスに変えて、地域創生に力強く取り組んでいただきますことを申し上げておきたいと思っております。

次に、航空政策について伺います。

【第1分科会 11月10日 第5号】

新型コロナウイルス感染症の影響により、世界規模で航空需要が喪失し、今年の7月まで2年以上、道内の空港を発着する全ての国際線が運休するという事態が続いておりました。

そうした中、道は、昨年度、国際線の再開に向けて、どのような取組を行ってきたのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 航空港湾局長清水茂男君。

○清水航空港湾局長 これまでの取組についてでございますが、道では、昨年度、国際線再開に向けた補助制度を創設し、航空会社に周知を図るとともに、北海道エアポートをはじめ、空港所在自治体や観光関係者などで構成されますワーキングチームを通じまして、各国における出入国制限の取扱いなどについて、関係機関との情報共有や意見交換を行ってまいりました。

また、再開後の安定的な運航には、インバウンドだけではなく、アウトバウンドを含めた双方向の需要創出が重要になりますことから、官民で組織されております新千歳空港国際化推進協議会などを通じて、コロナ禍の状況を踏まえた現地の最新情報を発信するなど、アウトバウンド需要の創出にも取り組んできたところでございます。

○安藤邦夫委員 国際線の就航に向けて、道は、これまでも様々な施策を実施してきたものと承知しておりますけれども、今回のコロナ禍の中にあつて、どのような取組を行ってきたのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 空港戦略担当課長丹野正樹君。

○丹野空港戦略担当課長 航空会社への働きかけについてでございますが、道では、北海道エアポートや空港所在自治体などの関係者と連携しながら、新型コロナウイルスの感染状況を見極めつつ、海外の航空会社の日本支社等を訪問し、意見交換や運航再開の働きかけを行ってまいりました。

また、本年7月には、新千歳ーソウル線の再開を契機に、経済団体など関係者と共に韓国を訪問しまして、地方空港を含めた路線の拡充を航空会社に要請してきたところでございます。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 道では、従前より、国際航空定期便の新規就航を促進するための補助制度を設けておりますけれども、補助制度の概要とコロナ禍を含む過去3年間における補助の実績について伺います。

○丹野空港戦略担当課長 国際定期便の就航補助金についてでございますが、道では、海外と道内空港を結ぶ新たな路線に就航する航空会社に対しまして、その発着に要する経費の一部として、1便当たり一定額を補助することとしております。

過去3年間におきましては、令和元年度は、11社に対しまして、合計1億845万円の補助金を交付しましたが、令和2年度と3年度につきましては、新たに就航する路線がなかったところでございます。

○安藤邦夫委員 道は、昨年度、コロナ禍により運休となった国際航空定期便の再開を促すため、新規就航に対する補助金に加えまして、新たな補助制度を設けたものと承知しておりますけ

れども、その制度の概要と実績について伺います。

○丹野空港戦略担当課長 国際定期便の再開補助金についてでございますが、道では、国際線の路線回復を目的に、道内空港発着の国際定期便の運航を再開する航空会社に対しまして、グランドハンドリングなど、発着に要する経費の一部を支援する補助制度を創設しましたが、令和3年度につきましては、国際定期便の再開がなかったところでございます。

○安藤邦夫委員 ただいま答弁がございましたけれども、就航補助、及び、新たに再開補助の制度を創設しましたが、残念ながら、この長引くコロナ禍によりまして、令和3年度は、新規就航も再開就航もなかったということでございます。

こうした厳しい現実を受け止めながらも、国際線の再開に向けた受入れ環境を整備するために、道は、関係機関によるワーキングチームを設置したということでございますが、これまでどのような活動を行ってきたのか、伺います。

○丹野空港戦略担当課長 ワーキングチームでの対応についてでございますが、道では、新千歳空港における国際線再開に向けまして、北海道エアポートや空港所在自治体、観光関係者のほか、CIQ機関などで構成するワーキングチームを昨年11月に設置いたしました。

ワーキングチームでは、毎月、国の水際対策の動向や航空会社の国際線再開の動きなどにつきまして、関係者間で情報共有や意見交換を行ってきたところでありまして、本年7月の新千歳ーソウル線の再開前には、新千歳空港におきまして、受入れ体制の現地確認を行うなど、国際線の再開に向けた環境整備を図ってきたところでございます。

○安藤邦夫委員 一方、国際線の就航には、国による水際措置が非常に大きく影響するものと考えられるわけですが、10月11日から始まった現在の水際措置の内容はどのようなものか、その内容についてお伺いいたします。

○丹野空港戦略担当課長 水際措置の状況についてでございますが、国は、先月、10月11日以降、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある場合を除き、入国時検査を実施せず、国が認めるワクチンを3回接種した証明書、または、出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出があれば、入国を認めることとしたところでございます。

また、外国人観光客の入国につきまして、入国者総数の上限を撤廃しますとともに、添乗員つきパッケージツアーに限定していた措置を解除しておりますほか、現在、国際線を受け入れている空港におきましても、準備が整い次第、順次、受入れを再開するとしております。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 10月11日以降の水際措置の緩和によりまして、道内空港を発着する国際航空路線がどの程度まで回復することになるのか、その点を伺っておきたいと思っております。

○丹野空港戦略担当課長 国際線の回復状況についてでございますが、新千歳空港につきましては、コロナ禍前の令和2年1月時点では、22路線、週212往復の運航をしておりましたが、令和5年1月時点では、7路線、週92往復の運航が予定されておまして、路線数で3割程度、運航

便数で4割程度の回復状況となる見込みでございます。

一方、令和2年1月時点で台湾との路線がございました函館空港と旭川空港につきましては、現時点では国際線の就航予定がない状況でございます。

○安藤邦夫委員 ただいま、路線の再開状況についてお聞きしましたけれども、お聞きするところによると、これまでのところ、路線の再開については、韓国、台湾が中心となっているようですが、中国や欧米、そしてオーストラリアとの路線については、再開の声が聞こえてございません。現在の状況はどのようになっているのか、伺います。

○丹野空港戦略担当課長 未就航路線の状況についてでございますが、中国は、新型コロナウイルス感染拡大を徹底的に抑え込む、いわゆるゼロコロナ政策によりまして、帰国後に10日間の隔離が義務づけられるなど、依然として厳しい水際対策が続いております。

また、欧米やオーストラリアにつきましては、各航空会社から旅客需要の動向を注視している状況と伺っておりまして、一定の需要が確保される見通しが立った時点で運航が再開されるものというふうに考えてございます。

○安藤邦夫委員 今、御答弁でもありましたように、新千歳空港におきましては、徐々にではございますが、路線の再開が進みつつあるようですが、その一方で、他の道内空港では、いまだに再開に至っておりません。

新千歳以外の空港における道の取組について、ここで伺っておきたいと思います。

○丹野空港戦略担当課長 地方空港における国際線の状況についてでございますが、コロナ禍前に台湾の台北線が就航しておりました函館空港と旭川空港につきましては、いずれも令和2年2月を最後に全便運休となっております、現時点では再開の予定がない状況となっております。

こうした中、道では、地元自治体と連携しながら、地域の情報を海外に向け発信するなど、地方空港における国際線の就航に向けた取組を継続して実施するとともに、新千歳空港に就航している海外の航空会社を中心に、地方空港を含めた路線拡充の働きかけを行っております。

○安藤邦夫委員 次にお聞きいたしますが、現在、御存じのとおり、空前の円安ということもありまして、外国人観光客の増加が見込まれる状況にありますけれども、国際線の充実には、インバウンドだけではなくて、やはり、アウトバウンド需要の創出も不可欠と考えるわけでありませぬ。

道として、どのような取組を進められるのか、伺います。

○丹野空港戦略担当課長 アウトバウンドの取組についてでございますが、道では、道も参画しております新千歳空港国際化推進協議会などの官民連携組織を通じまして、SNSやホームページなどを活用し、現地の最新情報を継続的に発信しておりますほか、学校や自治体関係者などを対象としました海外教育旅行セミナーなどを実施しております。

また、本年9月には、新千歳空港におきまして、道民の皆様へ海外旅行をより身近に感じていただくためのイベントを開催したところでありまして、引き続き、アウトバウンド需要の創出にも取り組んでまいります。

○安藤邦夫委員 加えて、国際航空路線の拡充を図るためには、やはり、空港における地上支援業務、いわゆるグランドハンドリングを行う人材の確保も重要と考えます。

今後、中国などとの路線再開に関しては、こうした人材の不足で受入れが難しくなるといった話も耳にするところでございますが、道の対応について伺います。

○丹野空港戦略担当課長 地上支援業務の人材確保についてでございますが、長引くコロナ禍の影響によります離職者の増加や、地上支援業務を担う事業者の新規採用停止などで、グランドハンドリング人材は十分とは言えない状況となっております。

このため、北海道エアポートでは、国や道なども参画しております地上支援業務対策ワーキンググループを先月から再開しまして、国際線の受入れ体制の強化に向けた人材確保の状況などにつきまして、グランドハンドリングなどの事業者との意見交換を進めております。

道といたしましては、こうしたワーキンググループでの取組に加えまして、国や航空会社、事業者と個別に協議を行うなど、関係機関と緊密に連携しながら、国際線の受入れ体制の強化に取り組んでまいります。

○安藤邦夫委員 やはり、国際航空路線の拡充を図るとともに、受入れ体制の確保も同時に取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、最後に、今後の展望について伺います。

国際定期便につきましては、ようやく新千歳空港で運航が再開したとはいえ、まだまだコロナ禍前の水準には程遠い状況でありまして、新千歳以外の空港では、いまだに再開に至っておりません。

まずは、新千歳をはじめ、道内空港における国際線がコロナ禍前の水準に戻るよう、道としても積極的に取り組む必要があるものと考えますけれども、所見を伺います。

○清水航空港湾局長 今後の道の対応についてでございますが、長引くコロナ禍により落ち込んだ国際航空需要の回復は、人や物の交流拡大や国際化の推進はもとより、観光振興など、本道経済の活性化を図る上でも重要と認識してございます。

このため、道では、北海道エアポートをはじめ、空港所在自治体や経済界などとの連携の下、航空会社への路線拡充の働きかけや、インバウンド、アウトバウンドの双方の需要創出などに取り組んでまいりました。

道といたしましては、新千歳空港における路線の拡充をはじめ、旭川、函館など、地方空港における国際線の就航再開等に向けて、引き続き、関係者と幅広く連携しながら、海外の本社訪問も含め、航空会社への働きかけを強めるなど、国際航空ネットワークの充実強化にしっかりと取り組んでまいります。

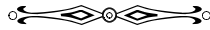
○安藤邦夫委員 道内空港における国際線の回復というのは、北海道経済にとりましても大変重要なことでありまして、道としても、引き続き、積極的に取り組んでいただくことを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○久保秋雄太委員長 安藤委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩



午前10時40分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総合政策部所管に関わる質疑の続行であります。

高橋亨君。

○高橋亨委員 おはようございます。

今日は、先にマイナカードのことについてお聞きしますけれども、質問をつくって、質問の趣旨を皆さんにお伝えしてからそんなに時間がたっていないのですが、政府の方針がころころころ変わってしまったものですから、聞いていることが少しちぐはぐになってくるかもしれませんけれども、そこはこらえて答弁いただければなというふうに思います。

マイナカードにつきましては、6年が経過してもなお、やっと50%を上回る程度という取得率でございます。

この間、2度にわたって、取得のためのインセンティブ、すなわち、マイナポイントを付与することで取得率を高めようとしたけれども、狙った大穴、見事に外れということで、思惑は大きく外れてしまったのではないかなというふうに思っています。

そこで、道内における、現在、及び、1年前の平均取得率について伺うとともに、現時点での各自治体の最高取得率、最低取得率は幾らかをお聞きしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 地域デジタル担当課長西海健君。

○西海地域デジタル担当課長 マイナンバーカードの交付率についてでございますけれども、道内におけるマイナンバーカードの交付率は、令和3年10月時点で35.0%、4年10月末時点で49.0%であり、道内市町村のうち、現在、最も高い団体は74.4%、最も低い団体は30.5%となっております。

○高橋亨委員 道内においてもかなり大きな差があるなというのが、今のお話を聞いて分かりました。

道内には179市町村ありますが、そのほとんどが高齢化をしているという状況であります。北海道の高齢化率は32.5%で、全国で18位ということで、住民の50%以上が高齢者なのは6自治体、40%以上は66自治体、30%以上は93自治体というふうになっております。

先般、地域の首長にお集まりいただきまして道政懇談会を開きましたけれども、全ての首長が話しているのは、政府が幾ら尻をたたいても、高齢者にマイナカードの理解は難しく、したがって、高齢者率イコール取得率と考えても間違いないのではないかとということでございました。

道は、マイナカードがどの程度取得されているとお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○西海地域デジタル担当課長 マイナンバーカードの普及についてでございますが、マイナンバ

一カードは、対面でもオンラインでも本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、国では、令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指して、その普及に取り組んでいるところでございます。

また、全国の年代別の交付率では、65歳以上の方は全年代の平均を上回る一方、20歳未満の方は平均を下回る状況にあり、高齢者も含め、幅広い年代での普及拡大が必要と認識しております。

道では、マイナポイント第2弾の対象となるカード申請期限である12月末までを重点期間とし、現時点で取得されていない道民の方々に取得を検討いただけるよう、引き続き、市町村などと連携し、さらなる普及拡大に向けた取組を進めてまいります。

○高橋亨委員 割と高齢者のほうが取得率が高いということなのですが、逆に言うと、若い方がなかなかこれに興味を持っていないということも、今、お話の中で伺うことができたわけでございます。いずれにしても、高齢者にはそれ以上あまり普及しないなというふうになれば、問題は、やっぱり、若年層ということになってくるのだなというふうに思っているところでございます。

マイナカードについて、私も含めて、あまり必要性を感じていないわけでもございまして、マイナカードは、御存じのとおり、法によって取得は任意というふうに定められております。したがって、義務ではないわけでありましてけれども、私たちのように取得していない方々に取得させるためにどのような奨励策を考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

私も、先ほど言いましたけれども、全くこのことについて必要性は感じておりませんし、そういう方々も一定数いるのじゃないかなというふうに思っておりますので、お聞かせ願えればと思います。

○久保秋雄太委員長 次世代社会戦略局長所健一郎君。

○所次世代社会戦略局長 マイナンバーカードの普及に向けた取組についてでございますが、マイナンバーカードは、地域のデジタル化の基盤となるツールでございまして、健康保険証のほか、子育て、介護などの行政手続のオンライン申請や、申請書の自動作成支援、図書館カードとしての利用、また、コンビニ交付サービスによる各種証明書の発行など、カードの利活用を通じた住民サービスの向上のための様々な取組が道内でも行われているところでございます。

カードの普及に当たりましては、道民の皆様にごこうしたメリットを実感していただくことが重要なことから、道では、市町村の活用事例の紹介や、北海道社会福祉協議会、道内の各大学等を通じた幅広い世代への周知などに努めているところでございまして、引き続き、カードの利便性に関する情報発信などに取り組んでまいります。

○高橋亨委員 今ほど御答弁いただきましたけれども、御存じのとおり、健康保険証については、現在の健康保険証も使用できるというように、これもまたころころ答弁が変わっていったということですから、あまり意味を持たないなと。

さらには、子育て、介護などの行政手続についても、これは、保健所に相談に行って、子育て

【第1分科会 11月10日 第5号】

の場合はそこで一緒に申請ができるということでもあります。また、介護の場合は、地域包括支援センターに相談に行って、一緒に申請ができるということですから、かえってそのほうがいいのではないかなというふうに思っているわけです。

図書館カードとしての利用は、もう始まっているところがありますが、私も地元の図書館カードを持っていますし、そういう意味でいくと、便利なツールになっているとは全く思えないわけで、今ほどの答弁ですと、私も、よし、そうしたら持とうかなという気持ちには、残念ながらならないということだというふうに思っておるわけでございます。

さて、昨年発足しましたデジタル庁についてですけれども、デジタル社会を促進するために設置したにもかかわらず、1年経過しても大きな成果は残せませんでした。

このたび河野担当大臣が任命されてからは、印鑑の廃止、マイナカードへの移管による健康保険証や運転免許証の廃止などを打ち出して、任意であるマイナカードの取得を義務化しようという中央集権的なやり方を進めているわけでございます。

そして、マイナカードの取得の推進窓口となる市町村に、取得率によって地方交付税に傾斜配分を設けることも打ち出しました。

もとより、マイナカードの取得など、誰が求めているのでしょうか。多くの国民が求めてもいないカードの取得率を地方交付税に反映することについて、道は、地方の声をどう受け止めているのか、お聞きをしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 地域行政局長清水目剛君。

○清水目地域行政局長 マイナンバーカードの交付率の地方交付税への反映についてでございますが、国のデジタル田園都市国家構想基本方針では、「2023年度から、マイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討する。」というふうに示されているものと承知をしております。

カード交付率の普通交付税の算定への反映につきましては、慎重な検討が必要との意見もあるものと承知しておりまして、道といたしましては、地域において一定の行政サービスを提供するために必要な財政需要を的確に把握し算定するという普通交付税の趣旨を十分に踏まえる必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○高橋亨委員 今お答えになったことは、全くそのとおりであります。地方交付税を人質に取るようなやり方というのはいかがなものかというふうに私は思っておりますし、多くの自治体の首長がそのことを危惧しているわけでございます。

そもそも、地方交付税は、財政力の弱い自治体に、最低限の住民サービス、行政水準を保障するための財源ということになるわけですし、政府の政策誘導に利用すべきものではないことは明らかであります。にもかかわらず、地方交付税を人質にマイナカードの普及を求める政府には、憤りを感じるしかないわけです。

私たち道議会も、毎年、必ず、地方財政の充実を求める意見書を採択しております。

今回の押しつけは、地方6団体としても最大限の力を合わせて政府に撤回を求めるべきですが、知事は全国知事会でこの問題についてどのような発言をし、知事会は政府に対しどのような行動をとったのでしょうか。また、政府は知事会の声をどのように受け止めたのか、お聞きをしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 総合政策部地域振興監北村英則君。

○北村総合政策部地域振興監 マイナンバーカードに関する国への要請などについてでございますが、道では、地方交付税法に基づく算定方法の意見といたしまして、国に対して、カードの普及による増加財政需要の地方財政計画への確実な計上や、交付率の低い団体における令和4年度と同水準の基準財政需要額の確保などについて申し出ているところでございます。

また、先般、10月26日に開催されました北海道・東北地方知事会議におきまして、同様の内容が国への提言として決定されたところでございます。

さらに、こうした地方の動きを踏まえて、11月7日の全国知事会においては、カードの普及が進んだ地方団体の様々な取組の状況を捉え、地域のデジタル化に係る財政需要を的確に反映する指標としての観点から検討すべきとの提言が決定され、今後、知事会における国への働きかけがなされることから、道といたしましても、引き続き、動向を注視してまいります。

以上でございます。

○高橋亨委員 当然、そのような動きになってくるでしょうし、そうしなければいけないというふうに思っております。

政府の朝令暮改については、非常に危機感を感じます。一つの国の政府が、朝に言ったことが晩に変わっていくということ、これは、免許証でもあり、保険証でもあり、そして地方交付税の問題でもありというようなことが続いていくと、政府への信頼感は全くなくなってしまうのではないかなというふうに思うわけでございます。

これまでも、道警、それから保健福祉部に対して、マイナンバーカードのことについていろいろと質問してまいりましたけれども、あわせて、知事にも質問したいと思いますので、お取り計らいをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、並行在来線についてお聞きをしたいと思います。

新幹線の札幌延伸に関わって、並行在来線となります函館線の地域交通の確保方策について、沿線自治体の首長及び道で構成される渡島ブロック会議が2012年から行われてまいりました。

その会議での主要課題とこれまでの議論経過についてお聞きしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 並行在来線担当課長菅野圭二君。

○菅野並行在来線担当課長 沿線における検討経過についてでございますが、北海道新幹線並行在来線対策協議会の渡島ブロック会議につきましては、道と沿線自治体の2市5町で構成され、会議設立後、本年8月末までに9回開催しており、函館一長万部間における地域交通の確保方策に関しまして、沿線自治体の皆様と様々な協議を進めてきたところでございます。

【第1分科会 11月10日 第5号】

協議における主な課題といたしましては、鉄道運行またはバス運行かの方向性の検討を行うため、第三セクター鉄道とした場合に必要なJR譲渡資産や初期投資などの費用の考え方をはじめ、バス運行では、バスルートの設定などについて幅広い観点から検討を行っているところであり、その課題は多岐にわたっていると認識しているところであります。

このため、これまでの協議経過といたしまして、令和2年度には、旅客流動調査・将来需要予測・収支予測調査を実施し、令和3年度からは、函館―長万部間の地域交通の在り方について、収支予測等のさらなる精査が必要であるとのブロック会議での御意見などを踏まえまして、現在、全線区を鉄道またはバスによる場合のほか、輸送密度が高い函館―新函館北斗間を鉄道とし、新函館北斗―長万部間はバスとした場合の三つの交通モードを設定し、各モード別の初期投資や収支予測の精査などを行いつつ、その内容を踏まえた協議を進めているところでございます。

○高橋亨委員 先般、政府は、北海道の農産物などの輸送に貨物列車の果たす役割は重要であり、欠かすことができないインフラであるという認識から、JR貨物、JR北海道、政府、北海道の4者協議を始めることになりましたけれども、その意義についての見解をお聞きしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 物流企画担当課長白戸則幸君。

○白戸物流企画担当課長 鉄道貨物輸送に関します関係者の協議についてでございますが、道では、学識経験者のほか、物流事業者、関係団体等の実務者で構成される北海道交通・物流連携会議の物流対策ワーキンググループにおきまして、本年5月に、北海道における安定的かつ効率的な物流体制の確保に向けた検討報告書を取りまとめ、鉄道貨物輸送の維持や機能強化の必要性を示しますとともに、具体的な方策として、輸送モード間の連携強化や貨物新幹線の導入に向けた検討などを掲げているところでございます。

また、国では、有識者や鉄道事業者などで構成する、今後の鉄道物流のあり方に関する検討会におきまして、労働生産性や環境性能に優れた鉄道貨物輸送の拡大に向けた検討を進め、本年7月に中間取りまとめを行ったところであり、貨物鉄道の競争力強化、他の輸送モードとの連携などの視点に沿った取組の方向性として、潜在的な輸送ニーズの取り込み、災害時をはじめとする輸送障害への対策強化、新幹線による貨物輸送の拡大に向けた検討の具体化など、道の検討報告書と同様の内容が示されており、本道はもとより、全国の鉄道貨物の安定的な確保に向けましては、中間取りまとめで示された課題の解決を図っていくことが必要と考えております。

こうした中、北海道と本州間の鉄道貨物輸送の維持に向けまして、先般、国、道、JR貨物、JR北海道の実務者レベルで、論点整理のための意見交換を開始し、今後、課題の整理などを行っていくことを確認したところでございまして、道といたしましては、引き続き、関係者と一層の連携を図りながら必要な対応を検討してまいります。

以上でございます。

○高橋亨委員 北海道の鉄道網につきましては、赤字路線の議論のときからそうだったのですけ

れども、北海道の地勢とすると、隣国や、ある意味では北方領土も含めて、そしてサハリンも含めて、そういう地勢にあるということも含めて、また、防衛上の問題も含めて、いろいろ心配な意見もあったというふうに思っています。

今、ロシアはウクライナと戦争中でございますし、北朝鮮はミサイル実験を繰り返しているわけでありまして。中国は台湾との統一を目指しておりますし、そういう意味でいくと、まずは、隣国との外交に力を入れて、万が一の事態が起こらないようにしなければなりませんけれども、岸田首相は、あらゆる事態を想定しなければならないという、いつもの口癖のような言い方をしております、外交責任を棚上げにしております。

防衛省は、防衛3文書の作成と次年度以降の防衛費拡大に全精力をつぎ込んでいるわけでありましてけれども、とりわけ、北方領土と隣接している北海道の鉄道の必要性は、非常に重要なものだというふうに思うわけでありまして。

また、防衛省も、北海道の鉄道の維持について言及するようになってまいりました。

並行在来線も含めた主要幹線鉄道の存続について、道の認識をお伺いします。

○久保秋雄太委員長 鉄道担当局長齋藤由彦君。

○齋藤鉄道担当局長 道内鉄道網の方向性についてでございますが、本道の鉄道網は、道民の皆様における暮らしはもとより、観光や物流など、本道の産業全般を支える重要な交通基盤であると認識しておりますが、本年7月、国が中間取りまとめを行った、今後の鉄道物流のあり方に関する検討会におきましては、自衛隊の物資輸送につきまして、平時からの備えの重要性が指摘されていると承知をしているところでございます。

道としては、将来を見据えた鉄道網の在り方を含む、総合的な交通政策を推進していくための基本的な考え方などにつきましては、平成30年3月に策定をいたしました北海道交通政策総合指針におきまして、全道的な観点から明示したところでございます。

その中で、JR北海道が単独では維持困難とする線区につきましては、国境や北方領土に隣接するといった各地域固有の実情、都市間の高速度輸送や鉄道貨物輸送を担う、あるいは、広域観光ルートを形成するといった特性を捉え、鉄道網の展望として、各線区ごとに方向性を整理したところでありまして、各線区におきましては、これらの考え方などを踏まえつつ、JRと地域が一体となって、路線の維持・活性化に向けて、利用促進に資する取組を行っているところでございます。

○高橋亨委員 4者協議の結果は、先ほどもお話ししましたがけれども、今後の渡島ブロック会議に影響を与える可能性が想定されるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○菅野並行在来線担当課長 地域協議への影響などについてでございますが、函館線の函館一長万部間における地域交通の確保方策の方向性の検討に当たりましては、当該線区が、特急列車をはじめとする様々な種類の列車が運行されているといった線区の特徴や、新幹線開業による影響などを十分考慮するとともに、持続可能な地域交通の確保方策が早期に見いだせるよう、スケジュール感を持って議論を進めるとの渡島ブロック会議での御意見を踏まえた上で、現在、幹事会

【第1分科会 11月10日 第5号】

を中心に、バスルートの検討や収支予測の精査などについて、幅広い観点から議論を行っているところであります。

一方で、同線区につきましては、貨物列車が走行している区間でありますことから、現在、全国的な観点から、国や道、JR貨物、JR北海道の関係者が参画し、貨物ネットワークの維持に向けた実務者レベルで、課題の整理などについて意見交換を始めたところでございます。

道といたしましては、地域交通の確保方策をはじめ、貨物輸送の在り方につきましては、それぞれの会議体が抱えている課題の一つ一つに関しまして、しっかりと議論、検討を深めていくことが重要であると考えているところでございます。

○高橋亨委員 いずれにしても、協議を早めていかなければならないというふうに思っていますし、やっぱり、新幹線札幌延伸の5年前の2025年辺りまでには方向性がきちっと決まっていかなければならないというふうに思います。しかし、残された時間もそんなに多くはないわけございまして、ぜひ、精力的に取り組んでいただいて、沿線のまさしく生活に関わる問題でありますし、先ほど言ったほかの様々な課題を含んでいる問題でもあります。

一方、御存じのとおり、函館市は観光のまちでございまして。コロナ前には、インバウンドも含めて、年間500万人の観光客が訪れておりまして、函館市の宿泊の需要が一気に増えました。

そして、函館駅前、湯の川地区にも、新しいホテルや旅館などが10軒以上も新築をされたということがありましたけれども、結果的に、コロナ禍によって人流の抑制がありまして、開店はしましたが休業しているという施設もあるわけでありまして。

さらに、並行在来線の存否によって、新函館北斗駅と函館駅間の「はこだてライナー」の存続にも影響を来すことになるだろうというふうに思っています。

子細は、今後の協議次第であることは十分理解しているわけでございますけれども、「はこだてライナー」の存続についての現段階での見解をお聞かせ願いたいと思います。

○斎藤鉄道担当局長 「はこだてライナー」についてでございますが、平成28年度の北海道新幹線開業時におきまして、主に新幹線を利用して函館市内に向かう利用者に対する利便性と速達性を考慮したアクセス列車の導入といたしまして、JR北海道におきまして、新幹線との接続や快速運転の検討、利便性の高いアクセス列車の運行、また、新たな電車を導入した所要時間の短縮などを目的といたしまして、新函館北斗駅と函館駅間を結ぶ「はこだてライナー」の運行を開始したものと承知しております。

また、同区間は、2030年度の新幹線札幌開業に伴いまして、JR北海道から経営分離される並行在来線として位置づけられておりますことから、現在、渡島ブロック会議におきまして、函館線の函館―新函館北斗間を含む函館―長万部間につきましては、まさに長大な区間における経営分離後の地域交通の確保方策について検討が進められているところでございます。

道といたしましては、こうした経過や検討を進めようとする中におきましては、何より住民の皆様が求める利便性や速達性の確保に加えまして、観光、ビジネスなどによる「はこだてライナー」の利用者数に応じまして、必要となる輸送力についても検討していくことが大変重要である

と考えておりました、こうした実情や地域の御意向を踏まえた丁寧な検討を行いながら、早期に方向性が見いだせるよう協議を進めていく考えでございます。

以上でございます。

○高橋亨委員 「はこだてライナー」をどうするかというのは、函館の死活問題に非常に関わってくるというふうに思っております、これは、上は国会議員、下は市議会議員まで、函館市に関わる議員の方々は、このことについていろんな活動をしておりますし、何とか存続をしていただきたいというふうに思っているわけです。

様々な検討がされて、三セクでということもあるのかもしれませんが、いずれにしても、これは費用負担の問題も様々出てくることになりますから、そのことも含めて、早め早めの対応をしていただきたいというふうに思うわけであります。

函館駅と新函館北斗駅間をどうするかというのは、新幹線の札幌延伸が決まる段階で、前知事と函館市の間で様々な協議がされておりました、その協議の中で書面まで交わしたということがありと私もお聞きをしております。当時も、そのくらい重要なこととして受け止めてまいりましたし、これからも、私たちにとっては重要な「はこだてライナー」の存続の問題になるということでございますから、今、鉄道担当局長からお話がありましたけれども、先ほど言ったように、経過のある話でございますから、改めて、知事のお話もお聞きしたいというふうに思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

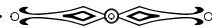
○久保秋雄太委員長 高橋(亨)委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総合政策部並びに通告のなかった選挙管理委員会、出納局、人事委員会、監査委員所管に関わる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前11時8分休憩



午前11時11分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 総務部所管審査

○久保秋雄太委員長 これより総務部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

三好雅君。

○三好雅委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいりたいと思います。

まずは、国民保護などについてお伺いをしたいと思います。

北朝鮮によるミサイルの発射実験やロシアのウクライナ侵攻、また、世界各地で発生するテロ

【第1分科会 11月10日 第5号】

など、近隣諸国からの武力攻撃がこれまでになく現実味を増す中、国民保護に関する体制を整備することは、喫緊の課題であると考えているところでございます。

道では、危機管理費を計上して、国民保護法に基づく施策を推進しておりますが、国民保護をはじめとする危機管理について、以下、伺いたいと思います。

先月4日の北朝鮮によるミサイル発射に際し、国から全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートにより道民に避難情報の発信が行われましたが、道内4市町において防災行政無線等の自動連携が起動しなかったと聞いております。

さきの定例会の予算特別委員会における私からの質問に対し、事象が発生した市町においては既に対応策を講じている旨、答弁がありましたが、どのように改善されたのか、伺いたいと思います。

○久保秋雄太委員長 危機対策課長清水章弘君。

○清水危機対策課長 Jアラートによる情報発信についてであります。弾道ミサイルが日本の領土、領海に落下、または、領土、領海を通過する可能性がある場合、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートが作動し、携帯電話やスマートフォンに緊急情報が配信されるほか、国から関係する都道府県や市町村に対し、直接、情報が伝達され、これを受信した市町村では、防災行政無線等により住民の皆様へ情報伝達することとなっております。

先月4日、北朝鮮が発射した弾道ミサイルによりJアラートが作動した際、恵庭市、新ひだか町、天塩町及び利尻町では、防災行政無線等の故障や機器の設定ミスにより、緊急情報を住民の皆様へ発信できなかった事象が生じたところでございます。

このため、道では、これら4団体に対し、直ちに対応策の報告を求め、2団体においては当日中に復旧を完了、残る2団体におきましても、復旧までの間、防災行政無線の手動放送を24時間体制で行うことなどの対応策を講じたことを確認したところでございます。

○三好雅委員 今御説明をいただいたJアラートが発せられて、今度は、その情報を受け取った際に、どのような行動を取ればいいのか分からなかった方々もたくさんいたというふう聞いております。

国民保護法は、ミサイルなどによる武力攻撃を受けた際に、住民の避難先となる緊急一時避難施設を指定するよう都道府県に求めております。

昨年度までの道内における緊急一時避難施設の指定状況等について伺うとともに、ミサイル落下時の行動についてどのように周知しているのか、伺いたいと思います。

○清水危機対策課長 緊急一時避難施設などについてであります。道と政令市である札幌市では、国民保護法に基づき、ミサイル攻撃等の際に、爆風などから直接の被害を軽減するための一時的な避難先として、コンクリート造り等の堅牢な建築物や地下施設を緊急一時避難施設に指定しており、全道でその指定をした施設数は、昨年4月1日時点で、学校や公民館などを中心に3629施設、また、今年8月、札幌市が全ての地下鉄駅舎などを追加指定し、現在は3676施設となっております。

ミサイル落下時には、こうした施設への避難だけではなく、例えば、在宅時には窓から離れたところで頭を守る姿勢を取ることなど、住民の皆様が取るべき避難行動につきまして、道では、国の啓発資料やウェブサイトでの周知に加え、在宅時や通勤通学時など、それぞれの状況に応じた行動パターンの理解が深まるよう、独自に漫画リーフレットを作成し、ホームページやSNSを通じて発信しているほか、先月、京極町と江差町で実施した弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の画像や動画をSNSで発信するなど、道民の皆様への一層の普及啓発に努めているところでございます。

○三好雅委員 ミサイルが発射されたと言われてから約10分ほどで我が国に到達するというふうに行われている中で、その初動の対処というのは非常に大事なのだというふうに思います。万が一、ミサイルが落下したときに備え、訓練を行うことは非常に重要な観点であります。

昨年度までの実施状況を伺うとともに、先日実施した弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の成果や課題をどう捉え、今後、道としてどのように対応していくのか、併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 危機対策局長吉川政英君。

○吉川危機対策局長 弾道ミサイル発射を想定した住民避難訓練についてでございますが、この訓練は、弾道ミサイルが我が国に落下する可能性がある場合の避難行動などを周知するため、国が平成29年3月から地方公共団体との共同訓練として実施し、道内においても、同年9月、滝川市と岩見沢市で実施したところでございます。

その後、国は、米朝首脳会談の結果などを踏まえ、平成30年6月以降、昨年度まで訓練の実施を当面見合せておりましたが、北朝鮮による弾道ミサイル等の発射の頻発化などを受け、本年度、この訓練を4年ぶりに再開することとしたところであります。

道内では、先月、京極町と江差町で訓練を実施し、弾道ミサイル情報を受け、中学校や福祉施設において、生徒や施設利用者などが、窓のない部屋や廊下へ移動し、身を守る姿勢を取ることや、それぞれの役場において、職員が住民対応や関係機関との連絡に当たる初動対処手順の確認などを行ったところであります。

道といたしましては、住民の皆様や自治体職員がJアラート作動時に取るべき行動の理解促進が図られたものと考えており、このたびの訓練結果などを幅広く周知するなどして、市町村や道民の皆様の意識啓発に取り組んでまいります。

○三好雅委員 最近の国際情勢、特に北朝鮮の状況を見ると、在庫処分のようにどんどんどんどんミサイルの発射があるように思います。ミサイル発射を想定した住民避難などは、もっと積極的に実施していくべきだというふうに考えるところであります。この点については、改めて議論をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、違う観点からお聞きしますが、武力攻撃事態等において住民の生命を守る国民保護措置の重要性は言うまでもありませんけれども、住民を守る上で、自衛隊などの果たす役割は極めて重要であります。

昨年6月に、防衛関係施設などの重要施設等の機能を阻害する土地等の利用を防止すること

【第1分科会 11月10日 第5号】

を目的に、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律、いわゆる重要土地等調査法が成立し、本年9月20日に全面施行となったところであります。

この法律をめぐるのは、施設機能を阻害する行為の定義が曖昧で、国の恣意的運用などに対する疑念の声や、注視区域等の指定を受けた場合には、市民生活や経済活動に影響を及ぼすことを危惧する声が報じられておりますが、まず、この法律の内容はどのようなものか、伺うとともに、こうした疑念に対する道の認識を伺います。

○吉川危機対策局長 重要土地等調査法についてでございますが、この法律では、国が防衛関係施設等の重要施設の周囲などを注視区域に指定し、区域内にある土地等の利用状況の調査を行い、施設等の機能を阻害する不適切な利用を規制することや、注視区域のうち、機能が特に重要なものや機能阻害が容易であり代替が困難な施設に係るものを特別注視区域に指定し、区域内の土地等の売買等に際し、届出を義務づけることを可能とするものでございます。

道では、道民の皆様の安全、安心を確保する観点から、道議会での御議論も踏まえ、安全保障上、重要な施設周辺等の海外資本等による土地取得や利用を規制する関係法令の整備を行うよう国に要望してきたところであり、この法律の目的は、これまでの道の要望の趣旨とおおむね合致しているものと認識しております。

なお、この法に基づく措置は、個人情報保護に十分配慮し、必要最小限のものとするのが法令上定められており、政府においても、運用に際しましては、恣意性を徹底して排除することや、国民に対して説明責任を果たし、透明性を確保していくことが必要不可欠であるとしており、道といたしましては、こうした考え方にに基づき、国において法の適切な運用が図られるものと考えております。

○三好雅委員 報道によりますと、国は、2025年までに全国600か所程度の区域指定を行うとのことでありまして、先月11日に開催をされました国の土地等利用状況審議会においては、その第1弾の注視区域等の指定案として、道内で、私の地元を含みますけれども、4市町7区域が提示をされたところでありますが、今後、指定に向けてどのような手続が行われるのか、また、道としてどのような対応を行ったのか、伺いたいと思います。

○清水危機対策課長 注視区域等の指定などについてでございますが、国は、この法律に係る基本方針などに基づき、注視区域及び特別注視区域については、有識者らで構成する土地等利用状況審議会において指定案を審議し、その後、関係地方公共団体に意見聴取を行い、再度、審議会での審議の上、指定することとしております。

また、この地方公共団体への意見聴取は、当該区域に関して、例えば、地形図には反映されていない道路や橋梁の有無といった地理的情報や開発計画の有無など、参考となる事項を収集することを目的に、都道府県と市町村にそれぞれ直接、聴取することとされております。

先月11日に開催された国の審議会では、第1弾の指定案として、無人の国境離島等を中心に、全国で10市町58区域、うち、道内では4市町7区域が示されたところであり、同日付で、国から

道及び関係市町に対し、今月中旬を回答期限として文書による意見聴取が行われているところでございます。

道では、この法律が全面施行となった9月20日以降、同法に関し、国から説明を受けた事項を速やかに市町村に情報提供しているほか、土地・水対策連絡調整会議を通じて、庁内関係部局と情報共有を行ってきているところであり、引き続き、適切に対応してまいります。

○三好雅委員 この法律とは目的が違いますけれども、道条例の中でも、水資源の条例もございまして、以前、数年前の予算特別委員会でも、地元の猿払村のエサンベ鼻北小島、いわゆる無人島が消滅をするといったお話をしたことがあります。いわゆる無人の国境離島というのは、我が国にとっても、また、北海道にとっても非常に重要な状況なのだろうというふうに思われます。そういった意味で、北海道自体も島国でありますし、有人国境離島もあるわけでありまして、その捉え方をきちんとしていただきたい、そのように思っております。

弾道ミサイルへの対応や防衛関係施設などの機能阻害行為を防止する新たな法律についてお伺いをさせていただきましたが、国際情勢が厳しさを増す中、道民の安心、安全を守るため、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、最後にお伺いします。

○久保秋雄太委員長 総務部危機管理監古岡昇君。

○古岡総務部危機管理監 道民の皆様の安全、安心の確保に向けた今後の取組についてでございますが、極東方面や北方領土におけるロシア軍は、中国との共同活動のほか、ウクライナ侵略の動きと呼応する形で、我が国周辺での活動を活発化させております。

また、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射は、3月の渡島半島西方約150キロメートルのEEZ内への落下に加えまして、先月4日にはJアラートが作動する事態に至るなど、本道を取り巻く安全保障環境は、急速に厳しさを増しているものと認識するところでございます。

道では、これまでも、毎年度、消防庁と共同で市町村を対象とした国民保護研修会を開催するとともに、避難施設の指定促進を図るなど、国民保護措置の実施に必要な体制整備に努めてきており、本年度は、国が4年ぶりに再開した弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を道内の2町で実施したほか、来週には、陸上自衛隊北部方面隊が主催をいたします国民保護訓練に約30市町村や約15機関と共に参加することとしているところでございます。

道といたしましては、今後とも、国などとの一層の連携はもとより、道や市町村が採用しております退職自衛官の知識、経験も一層活用しながら、各種訓練や研修会などに積極的に取り組むなどして、道民の皆様の安全、安心な暮らしの確保に努めてまいります。

○三好雅委員 今、危機管理監から御答弁いただいた退職自衛官については、各市町村、もちろん、道においてもだと思いますが、非常に活躍をされています。防災監でありますとか防災管理監、そういったお立場でしっかりと市町村を支えておられると感じています。

北朝鮮によるミサイルの発射などが相次ぎ、緊迫化する国際情勢を道民の方々が現実的な脅威として受け止められる機会が、今現在、増えておるところであります。こうした状況の変化に道としてもしっかりと対応し、道民の安全確保に万全を期していただきたいと考えます。

【第1分科会 11月10日 第5号】

特に、避難訓練の実施に関しては、より多くの団体で実施していく必要があり、こうした点に関する考え方について、改めて知事にお伺いをしたいと思いますので、委員長、よろしくお取り計らい願いたいと思います。

次に、財政運営についてお伺いをします。

さきの第3回定例会におきまして、令和3年度の決算及び健全化判断比率等について報告があったところであります。

一般会計決算は、実質収支が約328億円、このうち、国に返還するコロナの緊急包括支援交付金などを差し引くと、その金額は約113億円となり、コロナ禍の中で前年度を上回っただけでなく、平成15年度以来の実収100億円台が確保されたとのことであります。

また、健全化判断比率は、実質公債費比率が19.1%、将来負担比率は304%となり、いずれも前年度からさらに改善が図られ、国の早期健全化基準を下回る状況にあります。

しかしながら、監査委員からの審査意見にもあるとおり、本道は、防災・減災対策などに加え、新型コロナウイルス感染症対策、デジタル化や脱炭素化など、新たな社会変革への対応が求められており、多くの政策課題に直面していることから、道では、道財政の構造的な収支不足の解消を図るなど、財務体質の改善に努めることが重要であると考えております。

このような観点も踏まえ、令和3年度決算の内容や今後の財政運営などについて、順次伺ってまいります。

初めに、令和3年度決算の認識についてであります。

昨年度の財政運営においては、新型コロナウイルス感染症対策経費をはじめ、国の補正予算や予備費活用に対応した経費などについて、所要の予算措置を講じております。

令和3年度の一般会計における歳出総額の決算規模は、前年比3.0%減の約3兆4800億円、実質収支は約328億円となっておりますが、道は、昨年度の決算の特徴などについて、どのように認識をしているのか、まず、伺いたいと思います。

○久保秋雄太委員長 財政課長松林直邦君。

○松林財政課長 令和3年度の一般会計決算についてであります。昨年度の決算額は約3兆4800億円となり、2年度と比較して約1100億円減少いたしました。これは、病床確保等の感染症対策に要する経費が増加したものの、中小企業総合振興資金貸付金に要する経費が大きく減少したことが主な要因となっております。

また、収支の面では、歳入の確保や予算執行の効率化に努めたことに加え、社会保障関係経費で実績が見込みを下回ったことや、感染症対策において、国の緊急包括支援交付金や地方創生臨時交付金を活用して、最大限予算を確保した結果、それらの剰余金が約215億円生じたことなどにより、約328億円の黒字となったところでございます。

なお、緊急包括支援交付金などに係る剰余金を除いた収支は、約113億円の黒字となっておりますが、道財政は今後も収支不足が生じる見通しにあることから、引き続き、財政健全化に向けた取組を進める必要があると認識してございます。

○三好雅委員 いわゆる令和3年度の実質的な黒字額は、今の御答弁にあったとおり、約113億円ということでありました。その半分を財政調整基金に積み立て、残りは繰越金として今年度の財源に活用されるというふうに聞いておりますが、道の財政規模からすると、1%にも満たない額でありますことから、非常に厳しい財政状況に変わりはないということなのかというふうに思います。

次に、道税収入についてであります。令和3年度の道税収入決算額は約6188億円となっております。2年度決算額と比べますと約272億円の増加、3年度当初予算額と比べても約455億円増加するなど、コロナ禍ではありましたが、一定の生産活動や消費などの回復により、過去最高の税収になっているということでもあります。

そこで、当初予算額を大幅に上回る決算額となったことについて、具体的な増減の内容とそれぞれの要因を道はどのように分析しているのか、また、今年度の税収の見通しはどのようにしているのか、併せて伺いたいと思います。

○久保秋雄太委員長 税務課長佐藤敏文君。

○佐藤税務課長 道税収入についてであります。令和3年度の当初予算額と決算額との対比では、法人事業税が、製造業や卸小売業などで企業業績が改善し、前年の所得を上回ったことや、道外の大口法人の申告額が増加したことなどによりまして、約282億円の増、地方消費税が、個人消費の増加や原油価格の上昇などにより輸入額が増加しましたことにより、約74億円の増、個人道民税が、株式などの配当や譲渡による所得が増加いたしましたことから、約50億円の増、道税全体では、当初予算額を約455億円上回ります6188億円となったところでございます。

また、令和4年度の道税収入につきましては、道税に占めるウエートの大きい法人2税や地方消費税が道内外の景気などに大きく影響を受けますことから、現時点で具体的に見通すことは難しいところでございますが、道税は安定的な財政運営に重要な財源でありますことから、今後とも、経済動向などに十分注視しながら、その確保に最大限取り組んでまいります。

○三好雅委員 今、答弁にあったように、令和3年度の道税収入は、企業業績の改善や消費の増加などにより、当初予算を大きく上回る額を確保することができましたが、今年度については、現時点で具体的に見通すことは難しいということでもありますので、今後とも状況を注視してまいりたい、そのように思います。

次に、歳入に関連し、収入未済額の状況についてであります。

道税収入の収入未済額は、令和元年度まで年々減少してきてきましたが、2年度は、コロナの影響によって、具体的には、コロナ対応の特例措置として講じられた徴収猶予などにより、一転して増加し、約101億円となったところであります。

そこで、まず、令和3年度の収入未済額はどのようになっているのか、伺います。

また、監査委員からは、「引き続き効果的な徴収対策に取り組まれない。」との審査意見が付されておりますが、道では、道税の収入未済額の縮減に向け、今後どのように取り組んでいくのか、併せて伺いたいと思います。

○久保秋雄太委員長 税務対策担当課長赤坂誠司君。

○赤坂税務対策担当課長 税の収入未済額の状況などについてであります。令和3年度の収入未済額は、新型コロナウイルス感染症に係る特例措置により、前年度から繰り越された徴収猶予分が納付されたことなどにより、前年度と比較して、法人2税が約15億円減少し約6億円、個人道民税が約4億円減少し約39億円となるなど、道税全体では約20億円減少し約81億円となっております。

また、収入未済額の縮減に向けましては、個人道民税について、事業者が給与から天引きする特別徴収の拡大や、地域ごとの市町村で構成する滞納整理組織に道職員を派遣するなどの対策を実施するほか、自動車税などにおいても、納税に誠意のない悪質な滞納者に対しては、給与や預貯金の差押えなど、それぞれの実態に即した厳正な滞納処分を徹底していくとともに、スマートフォンアプリを活用した電子マネーによる自主納税を促進するなど、引き続き、効果的な徴収対策に取り組んでまいります。

○三好雅委員 今、新たなツールも利用しながら、しっかり取り組んでまいるというお話でありました。

各種貸付金返還金など税外の諸収入に関する収入未済額について、道では、平成30年度に施行した債権管理条例に基づき、債権管理の適正化、効率化など、その縮減に向けた取組を進めてきた結果、収入未済額は減少してきていると聞いております。

そこで、具体的に、直近3年の収入未済額の推移はどのようになっているのか、伺います。

また、道では、令和4年3月に改定した行財政運営の基本方針の中で、収支不足額の計画的な解消を図るため、歳入確保の取組の一つとして収入未済額の縮減に取り組むこととしておりますが、こうした収入未済額の縮減に向け、今後どのように取り組んでいくのか、併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 資金担当課長高畠研人君。

○高畠資金担当課長 税外収入未済額の推移などについてでございますが、直近3年の税外収入未済額は、令和元年度末が約123億1000万円、令和2年度末が約119億4000万円、令和3年度末が約117億1000万円と、毎年度、減少しているところでございます。

また、税外収入未済額の縮減に向けましては、債権ごとの管理マニュアルの整備や回収業務の民間委託のほか、徴収の見込みがないと客観的に判断される債権につきましては、債権管理条例の手續にのっとり、適切に債権放棄を行うなど、様々な取組を進めているところでございますが、今後は、こうした取組に加えまして、債権所管課の実務担当者を構成員としましたワーキンググループ会議におきまして、徴収事務の一層の効率化に向けて情報等を共有しますとともに、未収金のさらなる回収が期待できる債権につきましては、民間委託の導入拡大を検討するなどして、税外収入未済額の縮減に取り組んでまいります。

○三好雅委員 答弁にありましたとおり、毎年度、少しずつ減少してきていると。私が以前に質問させていただきました債権管理条例についてもそうですが、しっかりと計画的に取り組まれているというようなお話も伺っておるところであります。

次に、地方公共団体における健全化判断比率について伺います。

道では、第3回定例会において、令和3年度決算に基づく健全化判断比率とその将来推計を公表いたしました。今回算定された比率を、昨年度に算定された比率や4年度当初予算時点で公表している将来推計と比較すると、いずれも改善が見られます。

そこで、以下、数点伺います。

令和3年度決算に基づく実質公債費比率は19.1%と、昨年度から0.5ポイント改善し、平成21年度に地方財政健全化法に基づく比率の公表を始めて以降、過去最低の水準になったと承知をしております。

また、将来推計においても、13年度までの推計期間中、当初予算時点での見込みから最大0.4ポイント改善するとしています。

道では、令和3年度末に行財政運営の基本方針を改定し、比率に悪影響を与えている満期一括方式に係る減債基金の積立不足額を解消するため、積み戻しを行ったと伺っておりますが、その効果を含め、本年度算定値や将来推計において、比率が改善した要因をどのように捉えているのか、伺いたいと思います。

○高島資金担当課長 実質公債費比率の改善要因についてでございますが、本年度の算定値につきましては、新たに算定の基礎となった令和3年度決算におきまして、基準財政需要額の増加に伴い、分母となります標準財政規模が増加したことなどにより、昨年度より0.5ポイント改善したところでございます。

また、将来推計におきましては、入札減などによる事業費の確定に伴う道債発行額の減少や道債の発行金利の確定などにより、今年度当初予算時点の試算と比べまして、令和5年度以降で最大0.4ポイント低下する見込みとなっております。

なお、令和3年度に行いました減債基金の100億円の積み戻しにつきましては、5年度以降、毎年度、0.1ポイントから0.2ポイントの改善効果が見込まれるところでございます。

○三好雅委員 もう一つの将来負担比率について伺いますが、本年度の算定では、304.0%と過去最低の水準となったほか、将来推計においても、13年度までの推計期間中に最大で11ポイント低下すると見込んでおります。

道の将来負担比率を押し上げている最大の要因は地方債残高であります。令和4年度当初予算時点では、3年度末で過去最大となる6兆円を超える見通しも示されていたところであります。

道では、本年度算定額や将来推計において、比率が改善した要因について、どのように分析をしているのか、最終的な道債残高の状況も含めて伺いたいと思います。

○高島資金担当課長 将来負担比率の改善要因などについてでございますが、本年度の算定値におきましては、分母となります標準財政規模が増加したことに加えまして、分子となる将来負担額から差し引く財政調整基金や減債基金の残高が増加したことなどから、令和2年度決算と比較しまして、比率が21.6ポイント改善したところでございます。

【第1分科会 11月10日 第5号】

また、令和3年度末の道債残高は、今年度当初予算編成時点で約6兆425億円の見込額でございましたが、事業費の確定などに伴う道債発行額の減少によりまして、決算では約5兆9652億円となったところでございます。

このため、本年9月に公表しました将来負担比率の将来推計におきましては、令和5年度以降、最大で11.0ポイント低下する見込みとなったところでございます。

○三好雅委員 今、健全化判断比率が改善した要因について伺いましたところでありますが、実質公債費比率については、足元では、標準財政規模の増加などにより改善傾向が見られるものの、道では、行財政運営の基本方針において、中長期的には、18%とされている地方債の許可団体の基準を下回ることを目指すとされておるところであります。

そこで、実質公債費比率の今後の見通しについて、どのように見込んでいるのか、伺いたいと思います。

○高畠資金担当課長 実質公債費比率の見通しについてでございますが、本年9月に公表しました将来推計におきましては、令和3年度に行った減債基金の積み戻しなどにより、分子となります積立不足額を考慮して算定した額が減少することなどに伴いまして、5年度は19.0%に低下しますが、過去に満期一括償還方式により発行しました道債が順次満期となりまして、令和7年度に償還のピークを迎えますことから、令和8年度には23.1%まで上昇するなど、引き続き高い水準で推移する見込みとなつておるところでございます。

○三好雅委員 令和8年度には、25%に迫る23.1%まで上昇していくということであります。

実質公債費比率推計の改善要因などについて伺ったところ、発行額や利率などの実績置き換えは例年どおりであります。これに加えて、普通交付税の増加などによって標準財政規模が増えたこと、さらには、道自らの努力として最終補正予算で減債基金の積み戻しを行ったことによつて、将来にわたる改善効果が得られたことなどが要因であるということでもあります。

今後、可能な限りさらなる積み戻しに努めるなど、積極的な改善努力を行っていくことが非常に重要であると考えます。しかしながら、依然、都道府県の中でも最も厳しい水準にある実質公債費比率は、一朝一夕に改善するものではありません。今後、令和8年度にかけて上昇が見込まれ、その後も高い水準が続く見通しとのことでもあります。

道は、今後、比率のさらなる改善に向けて、どのように取り組んでいくのか、伺いたいと思います。

○久保秋雄太委員長 財政局長木村敏康君。

○木村財政局長 実質公債費比率の改善に向けた取組についてでございますが、本年、改定しました行財政運営の基本方針におきましては、実質公債費比率の改善を図るため、減債基金の積立留保額について、当初予算での計画的な積み戻しや年間を通じたさらなる積み戻しなどに取り組むこととしたところでございます。

こうした考えの下、令和3年度最終補正予算で100億円、4年度当初予算で30億円の積み戻しを行ったこともあり、実質公債費比率の将来推計に改善が見られたところでありますが、今後も

高い水準で推移する見通しにありますことから、比率の改善に向けて継続的に取り組むことが重要と認識しております。

このため、道といたしましては、引き続き、新規道債発行の抑制に努めることはもとより、当初予算における減債基金の計画的な積み戻しのほか、経費節減の徹底などによる財源を活用したさらなる積み戻しや繰上償還など、実質公債費比率の改善に向けた取組を鋭意進めてまいります。

以上です。

○三好雅委員 御答弁いただきましたが、申し上げたいと思いますけれども、比率の改善に向けては、道債発行額を抑制することに加え、ちょうど昨年の決算特別委員会で私も質問させていただいたところでありますが、新たな対策である減債基金への計画的な積み戻しにも取り組むということでもあります。

来年度は、言わば、計画の2年目に当たるわけでありまして、前財務局長がそこにおられますけれども、この積み戻しについては着実に取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、道の財政運営に関し、まず、令和3年度の財政運営についてであります。

冒頭の質問でも伺ったとおり、令和3年度決算における国庫返納分を除いた実質的な収支は約113億円で、道税の決算額も過去最高の金額を確保したとのことでもあります。

令和3年度の最終補正予算においても、財政調整基金への積立てはもとより、減債基金への積み戻しなど、収支不足が続く今後の厳しい財政見通しを踏まえた様々な対策、対応を講じたところではありますが、道では、年間を通じて必要な財源をどのように確保したのか、伺いたいと思っております。

○松林財政課長 令和3年度の財政運営についてであります。新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとした年間の追加財政需要や国の補正予算への対応については、国庫支出金などの確保に最大限努めるとともに、繰越金などを活用して補正予算を編成してまいりました。

また、最終補正予算においては、税収見込みが標準的な地方税収入見込額を上回ることに伴う、令和4年度以降に見込まれる地方交付税の減額精算への対処として、減債基金への積立てを行ったほか、減債基金への積立留保額の段階的な解消を図るため、道債の発行金利が予算積算を下回って推移したことに伴う利子償還費の減や、経費節減の取組などにより生じた財源を活用し、減債基金への積み戻しにも取り組んだところでございます。

これらに加え、令和4年度以降の財政需要に対応するため、道税収入のさらなる確保や、普通交付税の再算定などによる財源を活用し、財政調整基金への積立てを行ったところでございます。

○三好雅委員 非常に難しい答弁だと思っておりますけれども、御答弁の最後にいただいた財政調整基金について伺いたいと思っております。

年度末における基金残高は、ここ数年、100億円から150億円程度の規模で推移をしてきました

【第1分科会 11月10日 第5号】

が、令和3年度においては、引き続き、経費節減に努めたことに加えて、税収や普通交付税の増加などで財源が確保されたこともあり、例年に比べ、多額の積立てを行うことができた結果、3年度末は400億円を超える基金規模が確保されたとのことであります。

一方で、令和4年度末の基金残高は、現時点であります、351億円と見込まれており、道が行財政運営の基本方針で将来的に目指すこととした水準が500億円程度であることを考えると、いまだ道半ばであります。

多額の収支不足が生じる現状においては、当面の現実問題として、当初予算の財源の一部をこの財調基金からの繰入れに頼らざるを得ませんし、また、地震等の災害や新型コロナウイルス感染症、さらには足元の物価高騰など、近年の大きな社会経済情勢の変動を見ても、一定の財政余力を持っておくことがこれまで以上に重要となってきております。

道では、こうした状況を踏まえ、今後、財政調整基金の確保にどのように取り組んでいくのか、伺いたいと思います。

○木村財政局長 財政調整基金の確保についてであります、令和3年度末に402億円でありました財政調整基金の残高は、4年度当初予算におきまして多額の取崩しを行った一方で、3年度決算の確定に伴う決算剰余金の積立てなどを行うこととした結果、4年度末におきましては351億円と見込んでおります。

行財政運営の基本方針におきましては、財政調整基金について、自然災害や感染症対策、社会経済情勢の変動といった不測の事態にも適切に対応できるよう、その確保が大変重要であるという認識の下、将来的には、標準財政規模の3.75%に相当する、おおむね500億円程度の確保を目指すこととしているところでございます。

このため、道といたしましては、引き続き、歳入歳出予算全体について徹底した精査を行うことはもとより、歳入確保や効率的な予算執行による経費節減に一層努めることなどにより、可能な限り基金残高の確保に取り組んでまいります。

以上です。

○三好雅委員 先ほどの質問でも申し上げたとおり、残高として500億円程度を確保するというのはなかなか難しいということも分かります。

最後に、財政運営全体についてお聞きしたいところではありますが、今お伺いをしたとおり、現在の財政調整基金残高は、道の財政規模や今後の収支不足額の状況を考慮すると、決して安心できるような水準ではありません。道税収入や交付税などについても、今年度の歳入を現時点で具体的に見通すことは難しいというふうに考えます。

一方、今後の歳出としては、災害対応や防災・減災対策をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策、さらには、昨今の物価・エネルギー価格高騰に伴う経済対策に加え、見込まれている来年度の収支不足額への対応など、具体的な経費が想定されているところでありまして、こうした財政需要に備えるためにも、道では、引き続き、具体的な財源の確保を図っていく必要があると考えているところであります。

非常に厳しい財政状況の中、補正予算編成や令和5年度の収支不足額への対応といった今後の財政運営について、道はどのように取り組んでいく考えなのか、伺いたいと思います。

○久保秋雄太委員長 総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君。

○藤原総務部長兼北方領土対策本部長 今後の財政運営についてであります。災害復旧への対応をはじめ、感染症対策や物価高騰等に伴う緊急経済対策などに必要な本年度の補正予算につきましては、国庫支出金や道債を最大限活用するとともに、一般財源につきましては、令和3年度からの繰越金を充てて編成してきたところでございます。

また、道財政は、来年度以降も多額の収支不足額が生じる見込みにあることに加え、実質公債費比率は高い水準で推移するなど、今後も厳しい状況が続く見通しであります。

このため、道といたしましては、道税をはじめとする、さらなる歳入の確保はもとより、引き続き、予算の効果的、効率的な執行や徹底した経費の節減などに全庁を挙げて取り組み、年間の歳入歳出予算の全てについての精査を行うことにより、令和5年度に見込まれる収支不足額への対応に必要な財源も含め、その確保に努めてまいります。

○三好雅委員 先ほどの質問でも申し上げましたが、今年度は、新型コロナ対策に加え、昨今の物価・エネルギー高騰に伴う緊急経済対策などにもしっかりと取り組む必要があります。

感染症への対応が長期化する中、物価高騰は今も続いておりますので、厳しい状況にある道財政ではありますが、引き続き、道民の皆様の暮らしや事業者の方々の経営への影響を緩和するため、こうした対策財源の確保をしっかりと行っていただくようお願いしたいと思います。

次に、道有財産の有効活用について伺いたいと思います。

まず、未利用地などの状況について伺います。

道内各地でどれだけの道有財産が遊休化しているのか、令和3年度末時点における道有財産の未利用地、低利用地の状況について伺いたいと思います。

○久保秋雄太委員長 財産課長平田健男君。

○平田財産課長 未利用地、低利用地の状況についてであります。道有地のうち、利用されていない未利用地及び利用の程度が低い低利用地は、令和3年度末で、知事部局、教育庁及び道警を合わせて352件、約113万平方メートルであり、公有財産台帳価格で約94億円となっているところであります。

具体的には、各部局とも主に職員公宅であったものが多数を占め、そのほか、教育庁では閉校となった学校校舎、道警では交番の跡地などが挙げられるところでございます。

○三好雅委員 今、御答弁いただいたように、道が所有する未利用・低利用財産は、令和3年度末時点で352件、約113万平方メートルということですが、道では、これまでも、歳入確保を図るため、こうした未利用・低利用財産の売却に努めてきたと聞いています。

令和元年度から令和3年度までの過去3年間の売却実績がどのように推移しているのか、伺いたいと思います。

○平田財産課長 売却実績についてであります。道では、これまでも、財政健全化に向けた歳

【第1分科会 11月10日 第5号】

入確保の取組といたしまして、未利用地等の売却促進に取り組んでいるところであり、直近3か年の売却実績は、令和元年度は61件で約62億円、2年度は50件で約7億円、3年度は44件で約9億円の売却収入となっているところでございます。

なお、令和元年度につきましては、旧北海道庁西18丁目別館と旧産業共進会場の売却によりまして、ほかの年度よりも大きな売却収入となっているところであります。

○三好雅委員 答弁にあるとおり、令和元年度は約62億円、2年度は約7億円、3年度は9億円の収入になっているところからすると、大きな売却収入になっているのだなというふうに思います。

未利用・低利用財産の売却に当たっては、建物などがある場合、解体した上で売却することを基本としているとのことですが、最近では、解体費が増嵩していることなどから、建物の解体が進まない状況にあると聞きます。

建物が残っている未利用・低利用財産の物件数はどのようになっているのか、直近3か年における建物つきまたは解体条件つきでの売却実績はどのようになっているのか、伺いたいと思います。

○平田財産課長 建物つき、解体条件つきの売却実績についてであります。令和3年度末時点における未利用地等352件、約113万平方メートルのうち、建物が残っている用地は160件、約38万平方メートルとなっているところでございます。

道では、未利用地等の売却に当たっては、利用価値のない建物は解体し、更地で売却することを基本としてございますが、北海道ファシリティアマネジメント推進方針等に基づきまして、市場性のある財産については、建物つきでの売却や建物の解体を条件とした売却にも取り組んでおり、直近3か年で、建物つきでの売却は3件、約1億2000万円、解体条件つきでの売却は3件、約27億円となっているところでございます。

○三好雅委員 承知をしました。

大型物件の売却案件の有無によって、年度ごとの未利用財産の売却収入に大きな差が生じることはやむを得ないと考えますが、売却が見込める大型物件が少なくなっていると聞いておりまして、道有財産の売却だけではなくて、継続して安定した収入を見込める貸付けを行うことも重要であると考えます。

道の未利用・低利用財産の直近の貸付収入額はどのように推移しているのか、また、その主なものはどのようなものか、伺いたいと思います。

○平田財産課長 貸付実績についてであります。道では、未利用・低利用財産のうち、将来的な行政需要等により、引き続き保有することが適当と考えられる土地などについては、土地や庁舎等の空きスペースの貸付けを実施するなど、歳入確保に向けた取組を進めておりまして、直近3か年の実績額は、令和元年度は約5億6000万円、2年度は約5億5000万円、3年度は約4億6000万円となっているところでございます。

貸付額の変動要因として、令和3年度は、定期借地権設定契約で貸し付けている物件の一部

で、地価の上昇に伴い、増加している事例もございますが、庁舎内の自動販売機設置に係る契約金額の減少が主な要因となりまして、前年度から大きく貸付額が減少したところでございます。

○三好雅委員 道では、これまでも様々な方法で売却や貸付けを行っておりますが、道有財産全体として大幅な売却益等を見込める物件が少なくなっているのも現状であるかというふうに思います。一方で、未利用・低利用財産を少しでも有効活用できるように取り組んでいく必要があります。

道は、未利用・低利用財産の活用に向け、今後どのように取組を進めていく考えなのか、伺いたいと思います。

○藤原総務部長兼北方領土対策本部長 今後の取組についてでございますが、道では、これまでも、北海道ファシリティマネジメント推進方針などに基づいて、未利用地等の売却や貸付けについて取り組むとともに、広告事業やネーミングライツなど、様々な手法により歳入の確保に取り組んできたところであります。

一方で、長期間利用していない財産の維持管理経費や、庁舎等廃止後の未利用財産の取扱いなど、道有財産の有効活用については、課題と考えているところでございます。

道といたしましては、道有財産の利活用に当たり、未利用財産の維持管理経費や解体経費などトータルコストや、市場性といった観点に留意するとともに、地域のニーズやまちづくり計画など、地元市町村の意向を丁寧に把握することはもとより、国や他都府県における取組や有識者の意見も参考にするなど、道有資産の有効活用に向けた効果的な取組を一層推進してまいります。

○三好雅委員 ぜひとも、安定した収入も含めて、あまり財源に穴を開けるようなことがないように、今後とも、効果的な取組をしっかりと進めていただきたいなというふうに思っています。

次に、北方領土返還要求運動について伺いたいと思います。

道では、これまで、北方領土の返還に向け、様々な啓発活動を実施するなど、世論の喚起に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、こうした取組にも大きな影響が生じているものと考えます。

そこで、以下、北方領土返還要求運動の取組状況などについて伺ってまいります。

初めに、取組実績についてであります。

昨年度の北方領土返還要求運動における啓発活動の取組実績はどのようになっているのか、新型コロナウイルス感染症の影響も併せて伺いたいと思います。

○久保秋雄太委員長 北方領土対策課長播磨康宏君。

○播磨北方領土対策課長 啓発活動の取組についてであります。道では、毎年8月の北方領土返還要求運動強調月間や、1月から2月にかけての「北方領土の日」特別啓発期間におきまして、集中的に取組を展開しているほか、ポスターや作文コンテストの実施に加え、年間を通してSNSやブログ等による北方領土問題に関する情報発信など、様々な啓発事業を実施しております。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、8月の北方領土返還要求北海道・東北国

民大会が無観客でのライブ配信による開催となり、併せて行っている街頭行進や、2月の「北方領土の日」にさっぽろ雪まつり会場で実施している北方領土フェスティバルが中止となるなど、一般の方々と共に行ってきた取組に大きな影響がございました。

道といたしましては、コロナ禍においても北方領土問題に対する関心や理解を深めるため、新たに、デジタルメディアを活用した情報発信ブースの設置やユーチューブチャンネルの開設といったICTを活用した啓発活動など、感染状況に左右されにくい取組を行ったところでございます。

○三好雅委員 令和3年度の北方領土対策予算には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した北方領土デジタルメディア活用事業等が盛り込まれておりますが、こうした事業の執行実績はどのようになっているのか、次に伺いたいと思います。

○播磨北方領土対策課長 臨時交付金を活用した事業についてであります。北方領土デジタルメディア活用事業では、北方領土問題や隣接地域の魅力を発信する映像の制作や、拡張現実技術、いわゆるARを利用した北方領土のジオラマの制作、ユーチューブチャンネルや五つの言語によるホームページの作成など、新たな啓発活動を展開するための啓発資材等の整備を行いました。

また、北方領土返還要求特別啓発事業として、10月から2月にかけて、札幌で、チ・カ・ホに情報発信ブースを設置し、デジタルメディア活用事業で整備しました啓発資材等を展示したほか、動画コンテストを実施し、全国から53作品の応募があったところであります。

このほか、道立北方四島交流センター「ニ・ホ・ロ」における感染防止対策のための空気清浄機や消毒液等の購入を行ったところでございます。

○三好雅委員 今御答弁いただいた事業の効果をどのように認識しているのか、伺いたいと思います。

○久保秋雄太委員長 北方領土対策局長東田俊和君。

○東田北方領土対策局長 臨時交付金を活用した事業の効果についてであります。新型コロナウイルス感染症の拡大により、啓発事業に及ぼす影響とともに、北方領土隣接地域である根室管内への訪問客の減少など、地域経済に対しても大きな影響をもたらしました。

北方領土問題の啓発は、一方で、隣接地域の魅力発信、地域資源の紹介を通じた地域への誘客の促進、交流人口の増加などに寄与し、地域経済の活性化にも役割を果たしております。

昨年度実施した情報発信ブースには、約6000人が来場され、また、ユーチューブチャンネルは4000回以上視聴されるなど、コロナ禍において、SNSやインターネット、デジタルメディアを活用した取組により、特に若い世代に隣接地域の魅力などを発信したことや、北方領土に関する拠点施設である「ニ・ホ・ロ」において感染防止対策を強化できたことは、教育旅行の一層の誘致促進など、訪問客の回復を後押しするものと考えております。

○三好雅委員 こういったことに挑戦をされたということ自体は、非常に大事なことだと思っています。ただ、情報発信ブースは別としましても、ユーチューブチャンネル等は、やはり、それ

がどういう性質のものであるのか、決して否定的に言っているわけではなくて、その特徴をきちんと捉えて、うまく利用していくことが大事なのではないかというふうに思います。

もちろん、ツールはこれだけじゃありませんので、いろいろなツールをよく利用していくこと、そして、しっかりと、いろんな方々の目に触れられるような、また、考え方に触れられるような、そういったことが大事なのだろうというふうに思います。

ただし、今の現状はそんなに簡単ではなくて、本年2月にロシアがウクライナ侵略を開始して、日本政府は、北方領土交渉の展望を述べる状況にはないという見解を示しているところであります。

このような中、道は、北方領土返還要求運動をどのように展開し、そして返還実現につなげていく考えなのか、道としての今後の対応について伺いたいと思います。

○藤原総務部長兼北方領土対策本部長 今後の取組についてでございますが、ロシアによる、平和条約交渉を継続する意向がないことなどの一方的な発表は、そもそも全てウクライナ侵略に起因するものであり、極めて不当で、断じて受け入れられるものではございません。

ウクライナ侵略により、他国との領土問題を考える機会が増え、関心が高まっている状況にあるからこそ、御高齢になられた元島民の皆様の切なる思いに寄り添うことはもとより、領土そのものについて考える機会と捉え、道民、国民が一丸となった世論の喚起や機運の醸成により一層取り組むことが重要であると考えておるところでございます。

このため、道といたしましては、国民世論のさらなる結集と高揚並びに国際世論の喚起を促進するよう国に求めていくとともに、国の外交交渉を支え、後押しするため、庁内連携を図りながら、あらゆる機会を捉えて、国内外への情報発信を行うほか、これからの返還要求運動を担う若い世代をはじめ、多くの方々に領土問題を正しく理解していただき、自分事として考えていただけるよう、分かりやすく丁寧な発信に積極的に取り組み、元島民の皆様をはじめ、隣接地域、関係機関の皆様と一層連携を図り、粘り強く返還要求運動を進めてまいります。

○三好雅委員 質問は以上にしたいと思いますが、今御答弁にあったように、国の外交交渉を支えるということでありました。それはもとよりでありますけれども、それと同時に、北海道は、今、グローバル戦略の見直しを進めているところだと思いますが、北海道自体も、しっかりと、いろいろな外国、海外に目を向けて、それぞれ直接的にいろいろな交流を図っているところでもあります。

そういった意味で、今、領土問題、領土そのものを考える機会というふうな部長の御答弁があったように、各国にはいろいろな状況があります。そんな中で、日本の事情をしっかりと一地域からでも訴えていけるということが非常に大切な観点であろうと思いますので、まずは、国の外交交渉を支えることももちろんですが、北海道としても、独自とまでは言わなくても、しっかりとした行動、活動ができるようお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

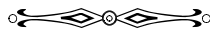
ありがとうございました。

○久保秋雄太委員長 三好委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

た。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時15分休憩



午後1時15分開議

○武田浩光副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管に関わる質疑の続行であります。

中川浩利君。

○中川浩利委員 それでは、通告に従いまして、道職員の健康について伺ってまいります。

職員の皆さんが、健康で生き生きと働き、生きがい、やりがいを持って仕事に取り組むことは、その本人や御家族が幸せでいられるのみならず、ひいては、道民の福祉やサービスの質の向上にもつながりますことから、土台となる健康といったものは極めて重要であります。

そこで、職員の健康管理において重要な役割を果たしている健康診断について、以下、伺ってまいります。

資料によりますと、令和3年度の職員健康診断費として2億3302万4897円が支出をされており、当初の予算の約2億5000万円に対して、執行率が91.4%となっておりますが、事業の成果がいかだったのか、見解を伺います。

○武田浩光副委員長 職員厚生課長上田昌宏君。

○上田職員厚生課長 定期健康診断についてでございますが、令和3年度の職員健康診断費は、労働安全衛生法において事業者が義務づけられている定期健康診断、特定業務に従事する職員に対して実施する特別健康診断、希望者に対して実施する人間ドックに要する費用でございますが、対象職員全員が受診できる予算を措置しているところでございますが、育児休業等により受診できない職員もいることなどによりまして、当初予算と決算において差が生じているところでございます。

また、定期健康診断の実施に当たりましては、全道各地域で勤務する職員が受診しやすいよう、本庁や各振興局をはじめ、離島を含めた全道91会場で巡回方式により実施してございまして、令和3年度は、1万4782人の職員が定期健康診断を受診したところでございます。

以上でございます。

○中川浩利委員 労安法の要請によって、道は、毎年、全ての道職員に健康診断を受診させなければなりません。これまで100%の受診とはなっておらず、課題であったというふうに承知をしております。

そこで、令和3年度の状況を過去数年との比較で伺うとともに、道は、なぜ未受診者が毎年一定の割合で発生すると考えているのか、理由及びそれに対する対策について併せて伺います。

○上田職員厚生課長 定期健康診断の受診状況についてでございます。

過去3年間の受診状況は、令和3年度は1万4782人が受診し、受診率は94.4%、2年度は1万

4627人で94.5%、元年度は1万4222人で96.1%となっております。

労働安全衛生法に基づく健康診断は、対象となる全ての職員に受診させなければなりません。が、育児休業などで休職中の職員や、業務の都合等により巡回健診期間中に受診できない職員も毎年一定数いるところがございます。

このため、道といたしましては、未受診者に対し、各所属を通じた受診勧奨や産業医による職場巡視時での働きかけなどを行いますとともに、業務の都合等で巡回健診中に受診できない職員がいる場合は、一般医療機関での受診を可能にするなど、受診率の向上に努めているところがございます。

以上でございます。

○中川浩利委員 やむを得ない方以外の受診については、しっかりお願いしたいと思います。

次に、定期健康診断について、人間ドックを含む1次検診の受診人数1万4782人のうち、異常と認められる者の数が、延べということですが、1万705人とされております。これは幾ら何でも多過ぎではないかと思うわけでありませう。

比較の参考として言いますと、道警本部の資料ですと、定期健診の受診人数が延べ2万9030人中、要観察、要精査、要治療との異常ありの判定は2016人、延べだが、2万7014人という大部分の職員が異常なしでありますし、教育庁でも、1次検診を受診した1万1868人のうち、要精査は2974人ということになります。

知事部局と警察本部、教育庁では、記載の様式に違いがありますため、単純に比較することはなかなか乱暴かなとも思う反面、やはり、これは看過できない人数だと考えますが、道の見解を伺いたいと思います。

また、道は、こうした傾向を以前から認識していたのか、併せて伺います。

○上田職員厚生課長 精密検査の状況についてでございますが、成果説明書における1次検診の受診人員は、受診した実人数を表記しているのに対しまして、異常と認められる者は、各検査項目で要観察を含めた異常ありの者を積み上げた延べ人数で表記してございまして、受診人数に対し多く見えているものでございます。

1次検診の受診人員についても、延べ人数に換算いたしますと、受診人員は6万7452人となりまして、うち、異常なしは延べ5万6747人で割合は84.1%、うち、異常ありは延べ1万705人で15.9%となるところでございます。

なお、異常ありの者を検査項目別で見ますと、血液検査が87.1%と高い割合となっておりますが、このうち、精密検査を要する者の割合は18.5%でございまして、過去3年間も同様の傾向となっているところでございます。

以上でございます。

○中川浩利委員 血液検査で87.1%が異常ありということでした。これは、その日のコンディション等もあると思いますけれども、道職員の皆さんは真面目ですから、アスリートみたいにしっかり体調を整えて臨んでいるというふうに思いますので、やはり、これは軽く見るべきではない

ということについては指摘をさせていただきます。

もう一つ気になるのは、知事部局における道職員の2次検査受診人数の少なさであります。

現状、十分に職員の身体に対する異常を発見し切れていないのではないかとこのように推察いたしますが、いかがでしょうか。2次検診の受診人数が低調である理由とともに、この状況に対する道の認識を伺います。

○上田職員厚生課長 2次検診の受診率についてでございますが、成果説明書における2次検診の受診人員、延べ616人は、1次検診の結果において精密検査が必要である要精検と判定された延べ人数でございますが、これに対し、2次検診を受診した者は延べ492人、受診率は79.9%でございます。決して高くはないと考えてございます。

精密検査の対象者には、リーフレットを配付するなど受診を促しているところでございますが、1次検診と同様に、業務の都合等により受診できなかった職員が一定数いるところでございまして、道といたしましては、引き続き、プライバシー保護の観点にも留意しながら、対象者に精密検診の受診をお願いしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中川浩利委員 健康診断は、受けさせて終わりではございません。その後、結果が送られてきたからのフォローが重要でありますけれども、組織としてどのように対応してきたのか、伺います。また、十分な予算が確保されていたのか、念のため確認をいたします。

○上田職員厚生課長 健康診断実施後の対応についてでございます。

各所属長に対しまして、健康診断の結果や業務に関する配慮事項を通知するとともに、保健指導が必要な職員に対しましては、産業医や産業保健師により生活改善に関する助言などを行っているところでございます。

なお、異常と認められる職員が多い生活習慣病に関する検査の結果、発症リスクの高い職員に対しましては、生活習慣改善サポートプログラムを実施しておりますほか、発症予防や基礎知識に係る健康学習会、セミナーを開催するなど、生活習慣病の予防やセルフケアを促す取組を行っているところでございます。

また、2次検診につきましても、必要な職員が検診を受けることができる十分な予算を措置しているところでございます。

以上でございます。

○中川浩利委員 まず、予算面については安心をいたしました。

それで、ちょっと衝撃を受けたのですけれども、令和3年度において御病気で亡くなられた道職員というのが16人おられるということでもあります。

また、一般疾病により30日以上長期療養をされている方が113人おられるというふうにお聞きしますが、ほとんどの病気というものは、やはり、発見が早ければ早いほど治る確率が高くなるというものでありまして、少なくとも定期健康診断の1次検診で異常が認められた職員については、本人のそれぞれの自覚の問題もありますが、それは別にして、確実に2次検診へとつなげ

ることが必要であります。道としての責任に関し、見解を伺います。

○**上田職員厚生課長** 健診結果に対する対応についてでございますが、健康診断結果は、何よりも職員本人が自身の健康状態について自ら確認することが重要でございます。結果に異常が見られた場合、要観察、要精検、要治療、要医療の結果を本人に通知し、要精検の職員に対しましては、各所属を通じて精密検診の受診を促しておりますほか、要治療や要医療の職員に対しましては、治療に専念させるとともに、勤務の軽減等を措置しているところでございます。

道といたしましては、引き続き、1次検診や2次検診の未受診者に対しまして、各所属長を通じて、健康診断の重要性の周知や受診勧奨を行うなど、受診率の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**中川浩利委員** 最後になりますけれども、今後、定期健康診断の結果を職員の健康維持のために最大限有効に生かしていくための方策といったもの、一例としては、対象者の2次検診受診率の割合についての目標指標を設定するとか、様々な手法を講じながら、結果的に、しっかりと体の隅々まで調べてよかったというふうに、本人はもちろん、御家族、周りの皆さんが思う、そのような評価ができるような体制づくりをお願いしたいと思っておりますが、今後の対応などについて見解をお伺いいたします。

○**武田浩光副委員長** 総務部職員監若原匡君。

○**若原総務部職員監** 今後の対応についてでございますが、職員一人一人が能力を十分に発揮しながら職務を遂行するためには、心と体の健康を維持することが何よりも重要であると考えております。

道では、北海道職員健康づくり計画に基づき、生活習慣病の発症・重症化予防の目標の一つとして、健康診断の受診率100%を目指し、受診率向上に取り組むとともに、各所属長に対し、健康診断の結果や業務に関する配慮事項を通知し、また、保健指導が必要な職員に対しましては、生活改善に関する助言などを行っているところであります。

道といたしましては、今後とも、各所属長や職員に対し、健康管理の重要性についていま一度徹底し、1次検診や2次検診の受診率の向上や、健康相談などの保健指導による疾病の予防に取り組み、職員一人一人が心身ともに健康で職務に専念できる職場環境づくりに努めてまいります。

○**中川浩利委員** 私も、健康診断の結果には、いろんなところにいっぱい印がつくタイプの人間でございますので、ぜひ、それぞれ気をつけて、人生100年時代、リタイアした後もすばらしい人生を送れるように、お互い気をつけてまいりたいということをお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○**武田浩光副委員長** 中川委員の質疑は終了いたしました。

加藤貴弘君。

○加藤貴弘委員 それでは、順次質問させていただきます。

まず初めに、防災教育、防災訓練についてであります。

本道に甚大な被害を与えることが想定される日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や、近年、激甚化する風水害をはじめとした自然災害に備えるためには、災害に関する正しい知識や対応力を身につけることは大変重要と考えます。

令和3年度予算では、防災対策費のうち、防災教育の推進を重点政策の一つとして位置づけ取り組んだと承知をしております。

道では、地域における防災力の強化を図るため、道民一人一人が災害や防災などに関する正しい知識を身につけ、自治体や防災関係機関などとも連携し、災害に的確に対処していくことができるよう、防災教育の取組を進めていると伺っております。

そこでまず、道では、どのような基本的な方針の下で防災教育を進めているのか、お伺いをいたします。

○武田浩光副委員長 防災教育担当課長大西章文君。

○大西防災教育担当課長 防災教育についてでございますが、道では、東日本大震災の教訓を踏まえ、本道の地域特性を踏まえた防災教育の在り方について検討を行うため、平成25年4月に「ほっかいどうの防災教育検討委員会」を設置しまして、平成26年2月には、防災教育推進の方向性について御提言を頂いたところでございます。

この提言におきましては、防災教育が幅広い各層に浸透され、自助、共助、公助の連携する社会として、「道民みんなで取り組む災害に強い北海道」を目指す姿とし、関係機関と日頃から連携協働を広め強めていくことや、道民一人一人が災害に正しく向き合い、行動できるように、継続的な防災教育に取り組むことの二つの理念が示されました。

道におきましては、こうした目指す姿と理念に基づき、防災教育が、地域や家庭、学校、職場など、あらゆる場面で展開され、市町村や防災関係機関、企業、団体など、多様な担い手により、対象や手法が拡大していくよう取り組んできているところでございます。

○加藤貴弘委員 道では、平成25年に防災教育担当課長をはじめとする専任職員を配置し、防災教育に取り組んでおり、今年度で10年目となります。

そこで、この間の道による防災教育の取組についてお伺いをいたします。

○大西防災教育担当課長 これまでの取組についてでございますが、道では、ただいま御答弁させていただいた提言を踏まえ、まずは、平成26年度から28年度までを集中的な推進期間とし、関係機関や団体等により連携協働する「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」を設立したほか、防災教育の取組事例などの情報発信を行うポータルサイトの開設や、災害に対して必要な知識や備えをまとめたテキストの作成、提供、避難所で起こる様々な出来事を想定し対応を考える北海道版避難所運営ゲームである「D○はぐ」等を作成してまいりました。

この推進期間後も、子どもたちが楽しみながら防災知識を学ぶ「北海D○防災かるた」や、災害時の取るべき行動について分かりやすくまとめた「啓発マンガリーフレット」の作成、過去の

災害経験や教訓を踏まえ、授業や研修等において実際の災害状況の理解等を深めるため、北海道や全国の災害映像集を作成してきたところでございます。

また、昨年度は、防災教育テキストやポータルサイトをリニューアルするとともに、ホームページを充実させたほか、SNSの活用やユーチューブによる専門チャンネルを開設し、防災の啓発動画を配信するなど、デジタル化も推進しながら防災教育の充実強化を図っているところでございます。

○加藤貴弘委員 今御答弁いただいたように、かるたや漫画、テキスト、ポータルサイトもそうですけれども、啓発していくことが何より重要なのだというふうに思います。

SNSの活用に関しては、非常に有効なツールだなというふうに思いますので、ぜひ、知事にもそういった場面で活用していただければというふうに思います。

次に、防災教育の対象者や実施者は、学校や町内会、防災関係機関など様々であり、教育庁や市町村などと連携した取組が重要になってきます。

道は、教育庁などとどのように連携し、防災教育を実施しているのか、また、市町村などに対してどのような支援を行っているのか、お伺いをいたします。

○武田浩光副委員長 危機対策局長吉川政英君。

○吉川危機対策局長 関係機関との連携などについてでございますが、災害時に自らの命を守るためには、日頃から自助や共助による防災意識を高めることが大切であり、とりわけ、次の世代を担う若者や地域住民に対する防災教育は大変重要であります。

このため、道では、教育庁や防災関係機関と密接に連携しながら、防災の専門家等の協力を得て、防災研修や訓練などを実施する1日防災学校のほか、令和元年度に開催された「世界津波の日」高校生サミットの成果を生かした取組として、北海道高校生防災サミットなどを実施しているところでございます。

また、地域の防災意識の醸成を図るため、専門的な知識を有する道の防災教育アドバイザーによる市町村職員や住民を対象とした啓発研修やイベントの実施のほか、防災教育資材の提供や、市町村において地域の防災リーダーとして活動いただく北海道地域防災マスターの育成など、市町村のニーズを踏まえながら様々な取組を進めているところでございます。

○加藤貴弘委員 防災教育とともに、防災訓練は大変重要であります。

道においても、地震、津波や風水害、火山など、様々なシナリオを想定して訓練を実施していると承知しておりますが、道では、昨年度以降、どのような訓練を実施し、どのような成果を上げているのか、お伺いをいたします。

○大西防災教育担当課長 防災訓練についてでございますが、道では、毎年、市町村や防災関係機関等と連携協力し、様々な防災訓練を実施しております。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止した訓練もございますが、7月に、礼文町の訓練に合わせまして物資輸送訓練を実施したほか、10月には、有珠山での火山噴火を想定した防災訓練や、12月には、北斗市において、厳冬期における自然災害により、停電、断

【第1分科会 11月10日 第5号】

水を想定した避難所運営訓練を実施したところでございます。

また、本年度は、8月に、巨大地震による新たな津波浸水想定等を踏まえ、太平洋沿岸地域の六つの振興局管内において、津波からの住民避難訓練などを内容とした北海道防災総合訓練を、10月には、大雪山での火山噴火を想定した防災訓練を実施しましたほか、12月には、滝川市で厳冬期での大規模停電を想定した避難所運営訓練や宿泊訓練などを予定しているところでございます。

こうした訓練の実施に当たりまして、外部評価やアンケートの結果などを踏まえ、次回の訓練や防災計画等に反映するなどし、道や市町村、関係機関等における災害対応能力や住民の防災意識の向上に努めているところでございます。

○加藤貴弘委員 道が本年7月に公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定では、道内で最大14万9000人の死者が発生すると想定されており、一方で、津波避難ビル・タワーなどの活用、整備や、迅速な避難などを進めることで、被害を大幅に減らすことができるとされております。

ハード対策と併せ、迅速な避難を行うためのソフト対策、とりわけ、防災教育や防災訓練は極めて重要であります。

道として、今後、防災教育や防災訓練にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○武田浩光副委員長 総務部危機管理監古岡昇君。

○古岡総務部危機管理監 防災教育などの今後の取組についてでございますが、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震で想定されている最大クラスの津波や、近年、激甚化、頻発化する自然災害から命を守るためには、道民の皆様お一人お一人が、正しい知識に基づき、迅速かつ的確な避難や状況に応じて適切な行動を取っていただくことが何よりも重要でございます。

このため、道では、市町村や道民の皆様に対する研修や、地域と連携した防災教育の実施を通じまして、防災意識の醸成に努めておりますほか、巨大地震による被害想定等を踏まえ、太平洋沿岸地域の市町村等と共に、津波からの住民避難訓練などを北海道防災総合訓練として実施するなど、様々な訓練を実施し、地域防災力の強化を図っているところでございます。

道といたしましては、今後とも、地域の防災リーダーや専門家の協力を得て、防災教育のより一層の充実強化を図りますとともに、国や市町村、防災関係機関と連携協力し、実践的な防災訓練を積み重ねながら、道民の皆様の防災意識と地域防災力の向上に取り組んでまいります。

○加藤貴弘委員 防災教育、防災訓練については、よりリアルなことが意識の向上につながっていくのだというふうに思います。予算がかかることではありますけれども、VRとかCG映像とかも使っていただけるように検討していただきたいなというふうに思います。

次に、職員の時間外勤務についてであります。

新型コロナウイルス感染症に係る様々な対応などで、多くの職員が長時間の勤務を余儀なくされていると聞いておりますが、長時間勤務は、事務効率の低下ばかりではなく、脳血管疾患や虚

血性心疾患などの発症リスクを高めるとされており、長時間勤務の是正が重要な課題となっております。

そこで、以下、職員の長時間に及ぶ時間外勤務などについて伺ってまいります。

令和3年度は、全道で新型コロナウイルス感染症が拡大し、最前線で対応に当たった保健所では、特に多忙を極めたものと思いますが、知事部局での時間外勤務は、新型コロナウイルス感染症の拡大以前と比べてどのような状況だったのか、お伺いをいたします。

○武田浩光副委員長 職員活躍担当課長津久井直子君。

○津久井職員活躍担当課長 時間外勤務の状況についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の知事部局における時間外勤務の総時間数は、胆振東部地震や大雨災害への対応がありました平成30年度におきましては約88万時間、大規模災害などのなかった平成29年度におきましては約74万時間となっております。

一方、令和3年度の時間外勤務の総時間数は約114万時間であり、平成30年度の約1.3倍、平成29年度の約1.5倍となっているところでございます。

○加藤貴弘委員 人事委員会規則では、時間外勤務時間の上限が設けられておりますが、上限である年間720時間を超えて時間外勤務を行った職員は何人いたのか、お伺いをいたします。

また、規則では、緊急時の対応業務については、時間外勤務の上限規制を適用しないとされており、コロナ対策や災害対応などが該当すると考えますが、令和3年度における上限規制の適用除外とされた職員はどの程度いたのか、適用除外の状況についても併せてお伺いをいたします。

○津久井職員活躍担当課長 時間外勤務の上限規制についてでございますが、人事委員会規則において時間外勤務時間の上限として設けられている年間720時間を超える職員は、令和3年度は154人となっております。

また、規則では、道民の生命、財産に重大な影響を及ぼす緊急事態への対応など、公務の運営上、真にやむを得ない場合には、時間外勤務の上限規制を適用しないとされており、新型コロナウイルス感染症の対応業務は、この取扱いに該当し、令和3年度におきましては延べ8729人が従事したところでございます。

○加藤貴弘委員 時間外勤務の所定時間を超えた場合は、職員の申出にかかわらず、医師の面接指導を行うこととされておりますが、令和3年度における長時間労働職員の産業医による面接指導の対象となった職員は何名で、面談の実施状況はどうだったのか、お伺いをいたします。

○武田浩光副委員長 職員厚生課長上田昌宏君。

○上田職員厚生課長 面接指導についてでございますが、道では、過重労働による健康障害防止対策取扱要領の規程によりまして、産業医による面接指導の対象を、月100時間を超えた職員、2か月間から6か月間までの各期間の平均が80時間を超えた職員のほか、面接指導を希望する職員などとしてございまして、令和3年度における対象者は延べ1198人で、このうち、延べ715人に面接指導を行い、59.7%の実施率となっております。

これらの多くは、健康状態に問題はなかったものの、一部の職員には疲労の蓄積などの症状が

見られましたことから、産業医から職員本人及び各所属長に対しまして、睡眠時間の確保や時間外労働の軽減、業務量の検証などを助言しているところでございます。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 ただいま、産業医の面接指導の状況をお伺いいたしましたが、対象者全員の面接指導が実施されていない現状をどのように認識しており、今後どう対応する考えなのか、お伺いをいたします。

○武田浩光副委員長 人事局長猪口浩司君。

○猪口人事局長 面接指導の状況についてでございますが、道では、面接指導に当たっては、対象職員の業務状況に合わせて、産業医と面接対象職員の日程を調整した上で、面接指導の実施に努めておりますが、業務上の急な打合せや会議などにより直前にキャンセルする事案も発生し、結果的に面接指導が実施できないケースもあるなど、実施率が高いとは言えない状況にあります。

このため、今年度から、北海道ウェブ会議システムなどの情報通信機器を用いた遠隔での面接指導を制度化しておりまして、令和4年9月末現在、本庁・石狩地区におきましては、面接指導を実施した111人のうち、15人を遠隔で実施するなど、効果も見え始めてきているところでございます。

面接指導は、長時間の時間外勤務を行った職員の健康障害防止対策のうち、きめ細かな職員への心身のケアとして大変重要でございますことから、今後も、対面で実施することを基本としながら、ウェブ会議システムの活用につきましても、改めて周知するなどいたしまして、引き続き、面接指導が必要な職員全員に対して実施できるよう取り組んでまいります。

○加藤貴弘委員 道においては、コロナ対策への体制整備として、これまで組織機構の見直しや保健師の増員、全庁的な応援体制の構築など、様々な対応を行ってきたと聞いておりますが、令和3年度は、従来以上に多くの職員が長時間に及ぶ時間外勤務を行っております。

職員がその能力を最大限に発揮するためには、できる限り時間外勤務を縮減することはもとより、やむを得ず時間外勤務上限規制の適用除外とせざるを得ない職員に対しては、適切なケアが必要であると考えます。

道は、職員が健康を維持し、その能力を十分に発揮できる職場環境づくりを進めるために、どのような取組を行っていくのか、お伺いをいたします。

○武田浩光副委員長 総務部職員監若原匡君。

○若原総務部職員監 今後の取組についてであります。道では、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、本年4月の組織機構改正におきましては、保健福祉部感染症対策局や各保健所の執行体制を拡充強化するとともに、感染拡大の局面では、昨年度に引き続き、保健所への全庁的な応援体制の構築などの対応を行ってきたほか、新たに導入した勤怠管理システムによって、各所属での管理職員の業務マネジメントをサポートし、長時間勤務職員への配慮や職員間の業務の平準化などに努めているところであります。

道といたしましては、こうした取組に加えまして、時間外勤務を行わざるを得ない職員に対し、管理職員等が声かけや目配りにより、日常的に体調の変化などの把握に一層努めますとともに、長時間勤務を行った職員に対しては、ウェブ会議システムを効果的に活用しながら、産業医による面接指導を適切に行うなど、今後とも、職員一人一人が心身ともに健康で職務に臨むことができる職場環境づくりに取り組んでまいります。

○加藤貴弘委員 コロナが始まったのが令和元年でありますから、もう3年近くになりますし、その前も胆振東部地震や大雨災害とかがあった中で、長時間勤務というものはあったと思います。職員の皆様には本当に頭が下がる一方でありますし、また、敬意と感謝が必要だなというふうに思います。

その一方で、職員の方たちにとってよい職場環境にならなければ、よい人材も入ってこない、新卒等の若い人たちも、道庁に頑張っに入ろうかなという思いが薄れていくのだというふうに思いますので、大変難しい状況であると思えますけれども、よりよい職場環境をつくっていくように、我々議員も同じ思いでありますので、引き続き、努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、職員のマイナンバーカード取得についてであります。

道では、毎年、定期健康診断や健康教育の実施により、職員の健康管理に取り組んでいると承知しております。

そのような中、国では、令和6年秋にも健康保険証を原則廃止し、マイナンバーカードと一体化した保険証に切り替える方針を示しております。

マイナポータルで自分の特定健診情報や薬剤情報をいつでも手軽に確認できるようになるほか、こうした情報を医師や薬剤師などと共有することも可能になるなど、マイナンバーカードを健康保険証として活用することで、職員の健康管理やセルフケアの向上にもつながるものと考えます。

初めに、職員のマイナンバーカードの取得状況についてであります。平成28年1月から交付が開始されたマイナンバーカードですが、国は、令和元年から各自治体職員のマイナンバーカードの取得状況などについて調査を行っていると同っております。

令和元年度から昨年度までの各年度末における道職員の申請率と取得率はどのような状況になっているのか、全国平均との比較も含めてお伺いをいたします。

○上田職員厚生課長 職員の取得状況についてでございますが、道では、国からの照会に基づきまして、地方職員共済組合員である職員等のマイナンバーカードの取得状況について調査を実施し、報告してきたところでございます。

知事部局等職員のマイナンバーカードの取得済みを含みます申請率は、令和元年度末が17.8%、2年度末が29.4%、3年度末が45.3%となっております。

一方、都道府県職員の平均申請率は、令和元年度末が33.2%、2年度末が47.4%、3年度末が57.6%となっております。全国平均に比較すると、道職員の取得状況は低い状況にあるとこ

るでございます。

○加藤貴弘委員 各年度末の取得状況についてお伺いをしましたが、直近の道職員の取得状況についてはどのようになっているのか、また、その取得状況を、道はどのように受け止めているのか、お伺いをいたします。

○猪口人事局長 現在の取得状況などについてでございますが、最新の調査結果である本年9月末時点では、職員のマイナンバーカードの取得率は56.2%と、調査対象である1万3543人のうち、7612人が取得済みでありまして、申請率は64.5%と、8741人の職員が申請手続を済ませている状況となっております。

道職員が率先してマイナンバーカードを取得することは、国を挙げて取り組んでおります地域のデジタル化を推進していく観点からも重要であると考えております。

職員の取得率は、9月末時点で道民全体の取得率を9.7ポイント上回っているところではありますがけれども、本年6月末時点においても、都道府県平均より低い状況にありますことから、取得率向上に向けて、さらなる普及啓発が必要と認識しております。

○加藤貴弘委員 ただいま、取得状況についてお伺いいたしましたが、新聞やテレビ、ポスターなどでの広報活動や出張申請窓口の開設など、国や各自治体では、マイナンバーカードの普及啓発の取組を行ってきておりますが、これまで、道では、職員の取得促進に向けてどのように取り組んできたのか、お伺いをいたします。

○上田職員厚生課長 取得促進の取組についてでございますが、道では、これまで、庁議や各種会議のほか、庁内放送、掲示板、パネル展など様々な機会を通じ、職員に対しまして、マイナポイントをはじめとする、取得によるメリットを周知するなど、マイナンバーカードの普及啓発を行ってきたところでございます。

また、地元市町村や関係課との連携の下、本庁舎や振興局庁舎等におきまして、出張申請窓口を開設するなど、職員が取得しやすい環境整備にも努めてきたところでございます。

こうした取組などにより、利便性やメリットが周知されたこともございまして、マイナンバーカードを取得する職員の増加が図られたものと考えているところでございます。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 これまでもマイナンバーカードの取得促進に取り組んできたとのことではありますが、全国平均に比べ取得率が低くなっている現状を踏まえ、他県の取組事例なども参考にしながら、より効果的な取得促進策を実施していく必要があると考えます。

地域のデジタル化を推進する立場にある道の職員は、率先して取得すべきと考えておりますが、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○若原総務部職員監 今後の取組についてであります。マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも、安全、確実に本人確認を行うことができるデジタル社会の基盤となるツールであり、自治体に取り組む行政手続のオンライン化を効果的に進めるためにも、一層の普及拡大が必要であると認識しております。

マイナンバーカードの取得につきましては、本人の意思で申請するものであり、取得義務は課せられておらず、強制されるものではありませんが、地域のデジタル化を推進していく観点からも、住民の身近な行政を担う公務員自らが率先して取得することは重要であると考えております。

このため、道といたしましては、各種会議、庁内放送、掲示板などを活用し、カードの利便性や取得によるメリットについて、改めて職員に周知、情報提供するなど、今後も職員のマイナンバーカードの取得促進に取り組んでまいります。

○加藤貴弘委員 マイナンバーカードは、国民の健康増進はもとより、これからのデジタル社会の基盤となる重要なツールであります。

国では、マイナンバーカードについて、令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指し、その普及促進に取り組んでいるところであり、道職員が率先してマイナンバーカードを取得することは、道民の皆さんの取得促進にも好影響を及ぼすものと考えます。

そうした意味でも、道職員のマイナンバーカードの取得促進は、喫緊の課題であると考えます。改めて今後の取組などについて知事にお伺いをしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、私立学校の修学旅行についてであります。

道では、令和3年度最終補正予算において、新型コロナウイルス感染症の影響で日程や行き先を変更した私立学校の修学旅行に関し、キャンセル料などへの支援を行ったと承知しております。

これに関連し、道内私立高校における修学旅行の実施状況などについて伺います。

修学旅行など集団で宿泊を伴う行事は、日常と異なる生活環境で見聞を広め、自然や文化などに親しみ、よりよい人間関係を築くなど、集団生活の在り方や公衆道徳について体験を積むことができる、教育効果の高い学校行事であり、子どもたちにとっても一生の思い出になる大変貴重な行事であります。

そこでまず、道内私立高校における昨年度の修学旅行の実施状況についてお伺いをいたします。

○武田浩光副委員長 学事課長木村重成君。

○木村学事課長 昨年度の修学旅行についてであります。コロナ禍となる前は、各学校が計画どおり修学旅行を実施していたものの、コロナ禍における昨年度の全日制私立高校50校の実施状況は、日程や行き先などの変更があった事例も含め、実施した学校が33校、実施しなかった学校が17校となっており、このうち、新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした学校が16校となっております。

○加藤貴弘委員 これまで、各学校では、コロナ禍にもかかわらず、感染の拡大防止対策を講じつつ、子どもたちのために修学旅行などの学校活動を実施しております。

実施に当たっては、児童生徒の健康観察を徹底するとともに、感染状況を見極めながら、近距

【第1分科会 11月10日 第5号】

離での実施や旅行日程の短縮など、様々な工夫を凝らし、何とか実施しているところもあったと伺っております。

道のキャンセル料等の支援については、修学旅行の行き先や日程を変更したことや、やむを得ず中止したことなどに伴い、発生したキャンセル料を支援するものであり、言わばセーフティネットの役割を果たしていると理解しております。

そこで、道のキャンセル料等の支援について、令和2年度と3年度の活用実績はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○木村学事課長 補助金の実績についてであります。道では、令和2年度及び3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行を中止または延期したことに伴い、発生した取消し料等につきまして、保護者負担の軽減を図るため、その費用を負担した私立学校に対し支援を行っております。

このうち、私立高校における補助金の交付実績は、令和2年度は、13校に対し総額約1500万円、3年度は、13校に対し総額約1700万円となっております。

○加藤貴弘委員 道内の新規感染者数は、今年の7月から9月の一時期より大幅に減少しているものの、今後、新型コロナとインフルエンザの同時流行が懸念される中、10月からは全国旅行支援も始まり、人の動きがさらに活発となることが予想されます。

修学旅行などの学校活動に関するツアーや宿泊についても、全国旅行支援の対象となっているとのことであります。

そこで、本年度における修学旅行の実施状況について、今後実施する予定も含め伺うとともに、既にキャンセル料などが生じているかも併せてお伺いをいたします。

○木村学事課長 今年度の修学旅行についてであります。道内の全日制私立高校50校における修学旅行の実施状況は、本年10月末時点で、実施済みが16校、今後実施予定が33校、実施しないが1校となっております。

なお、現時点で、修学旅行を中止または延期したことに伴い、取消し料等が発生している学校はありません。

○加藤貴弘委員 道内の学校の中には、これから修学旅行を実施するところもあるようですが、一方で、今後、新型コロナウイルスの感染状況がどのようになるのか、見通すことは困難であります。

できれば、道のキャンセル料等の支援といった制度が活用されず、通常の計画どおりに修学旅行が実施されることを切に願いますが、本年度においても、やむを得ず計画を変更するなどにより、キャンセル料などが生じた場合、道はどのように対応していく考えなのか、お伺いし、私の質問を終わります。

○武田浩光副委員長 教育・法人局長成田正行君。

○成田教育・法人局長 今後の対応についてでございますが、修学旅行の実施は、各学校において判断するものでございますが、子どもたちの学校生活に潤いや秩序と変化を与え、思い出に残

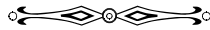
るなど、有意義な教育活動であるため、感染症対策を十分に講じた上で、可能な限り実施されることが望ましいと考えております。

また、道内の全日制私立高校における本年度の修学旅行については、今後実施予定としている学校が多いことから、道といたしましては、引き続き、各学校の実施状況を把握するとともに、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、実施方法の工夫などにより、こうした教育活動が行われるよう、道教委と連携し各学校に対し助言するなど、必要に応じて適切に対応してまいります。

○武田浩光副委員長 加藤委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後2時2分休憩



午後2時4分開議

○武田浩光副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管に関わる質疑の続行であります。

須田靖子君。

○須田靖子委員 それでは、まず、行財政改革の取組について伺ってまいります。

道では、過去の職員数適正化計画による職員削減や新規採用抑制の結果、30代中堅層の減少、また、ベテラン職員の大量退職で、経験や技術の継承が懸念される現状となっております。

コロナ禍で民間の就職状況も不透明となる中、公務員を志す方も今後一定程度増加する可能性もあるとはいえ、民間企業やほかの自治体などとの人材獲得競争も激化する中、新規採用職員の確保は喫緊の課題であり、道の人事当局としても、人事委員会と連携して様々な取組を実施していると承知しております。

そこでまず、若手道職員の退職について伺ってまいります。

採用に至り、道庁に入庁した若年層職員の定着を図ることも大きな課題と考えます。近年の若手道職員の離職状況とその主な理由について伺います。

○武田浩光副委員長 人事課長北山雄彦君。

○北山人事課長 職員の退職状況についてであります。過去3か年における30歳未満の自己都合退職者数は、令和元年度が94名、2年度が105名、3年度が119名と増加傾向にあり、退職理由といたしましては、転職や進学、あるいは、その準備のためとする理由が多くを占めております。

こうした背景といたしまして、官民を問わず、中途採用者の募集など、採用活動が活発化する中、転職そのものを肯定的に捉えることが多くなってきていることに加えて、やりたい仕事やライフスタイルの充実など、多様な働き方に対するニーズが高まっていることも一因にあるものと考えております。

○須田靖子委員 年々、退職者数が増加傾向にあるということ、また、転職そのものを肯定的に捉えることが多くなってきているとおっしゃいますが、本当に退職理由がそれだけなのか、ちょっと疑問が残るところです。

続いて、定着促進の取組についてですが、道としてそのような現状をどう認識し、若手職員の定着のため、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○武田浩光副委員長 人事局長猪口浩司君。

○猪口人事局長 若手職員の定着促進についてでございますが、多様な働き方に対する意識の高まりなど、公務職場を取り巻く環境が一段と変化する中、職場定着をより高めていくためには、意欲を持って安心して仕事をするができる環境づくりが重要であると認識してございます。

このため、道では、新規採用者をはじめとした職員のサポート体制の充実や、専門性の高い人材育成などの人事施策を進めるとともに、仕事と家庭の両立やキャリアなどに関する相談体制の整備、長時間勤務の是正といった働き方改革などに取り組んできたところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした取組を進め、特に若手職員が、広域行政を担う道庁の仕事の魅力と達成感を実感しながら、やりがいを持って生き生きと働き続けることができる職場づくりに努めてまいります。

○須田靖子委員 今回の御答弁にありましたように、職場定着を図っていくには、やはり、職員のサポート体制の充実、そして相談体制の整備、そういったことが本当に大切なことだと思います。

続いて、道における過去の行財政改革においては、給与の独自縮減措置によって、一般職の給与カットや管理職手当の縮減などが長期にわたり実施されてきました。

道財政にも、相当程度、貢献、寄与したものと考えますが、その概要と財政的な効果について伺います。

○武田浩光副委員長 給与サービス担当課長菅井信宏君。

○菅井給与サービス担当課長 給与の縮減についてであります。道においては、厳しい財政状況の下、収支不足に対応するため、平成11年度から平成30年度までの間、職員給与の縮減措置を講じたところです。

この措置におきましては、主に、給料月額については1.5%から10%、管理職手当については5%から20%の範囲で、給与等の縮減を行ったところです。

この措置による人件費の影響額は、一般財源ベースで3470億円程度となっているところです。

○須田靖子委員 ただいま、3470億円程度の効果があったとの御答弁ですけれども、収支不足対応の給与カットは約20年間行われてきました。道財政にとっては効果があったとのことですが、反対に、マイナス局面として、社会に与えた影響があったと思いますが、何が考えられますか。

例えば、この間、道職員の平均賃金は、民間企業の平均賃金を下回っております。

○菅井給与サービス担当課長 給与の縮減についてであります。道職員の給与は、毎年度行われる人事委員会勧告を踏まえて決定することとされております。

このような中、道では、厳しい財政状況の下、収支不足に対応するため、平成11年度から平成30年度までの間、職員給与の縮減措置を講じたものであります。

こうした長きにわたる縮減措置につきましては、職員の将来の生活設計に対する不安などへの憂慮が、当時、人事委員会から示されていたところ です。

○須田靖子委員 ただいま、人事委員会から示されていたという御答弁でしたけれども、今でもまだ民間より下回っている状態だと思っておりますが、やはり、道職員の賃金は、民間企業を少しでも上回っていくということが、民間を引っ張っていくことになると思います。

続いて、今後の独自縮減措置の実施についてですが、平成30年度をもって全ての独自縮減措置は終了したとのことですが、一方で、行財政運営の基本方針によると、道財政は、来年度以降も200億円から300億円程度の収支不足が生じる見通しにあるとのこと です。

収支不足の縮小には、後ほど何う歳入確保の取組のほか、歳出の見直しにより、無駄をなくすことによって対応すべきであると考えます。職員の賃金カットによる歳出の削減は、最も安易で乱暴な手段であると思 います。

さきに伺った若手職員の定着を含めた人材の確保という面からも、今後、収支不足の解消のためにこのような手段を使うことは、二度とあってはならないと考えますが、見解を伺います。

○武田浩光副委員長 財政局長木村敏康君。

○木村財政局長 給与の独自縮減措置についてであります。道では、厳しい財政状況を踏まえた臨時かつ緊急的な措置として、長きにわたり、やむを得ず給与の独自縮減措置を行って おりますが、職員とその家族の生活、職務に対する意欲や優秀な人材確保への影響に加え、歳入歳出全般にわたる収支対策の結果、収支不足が着実に改善してきたことなどを勘案し、平成30年度をもって終了したところでございます。

しかしながら、道財政は、令和5年度以降も多額の収支不足が生じる見通しにあり、引き続き、財政の健全化に向けた取組を進めていく必要がありますことから、道といたしましては、本年改定した行財政運営の基本方針に基づき、収支不足の計画的な解消に向けては、施策や事務事業の徹底した精査を行うとともに、スクラップ・アンド・ビルドにより、歳出の削減、効率化を進めるほか、道税、交付税をはじめとする歳入確保にも最大限努めてまいります。

以上です。

○須田靖子委員 これからもしっかりと努めていただきたいと思 います。

続いて、収入未済額についてですが、道においては、行財政改革の経過の中で、歳入確保の取組として、収入未済の発生防止などに努めてきたものと承知をしておりますが、定期監査結果報告書によると、依然として道税収入をはじめとした多額の収入未済額が発生していると指摘がされて おります。

道税収入に係る収入未済額の状況について、2021年度の収入未済額の状況、また、不納欠損額も含めて伺います。

○武田浩光副委員長 税務対策担当課長赤坂誠司君。

○赤坂税務対策担当課長 道税の収入未済額の状況などについてであります。令和3年度の収入未済額は、新型コロナウイルス感染症に係る特例措置により、前年度から繰り越された徴収猶予分が納付されたことなどによりまして、道税全体では、前年度と比較して約20億円減少し、約81億円となっております。

その主な内訳としましては、個人道民税が約4億円減少し約39億円、法人2税が約15億円減少し約6億円などとなっております。

また、令和3年度の道税全体の徴収率は98.6%、不納欠損額は約7億円となっております。

○須田靖子委員 ただいま数字が示されましたが、今後の対応について伺います。

道税は自主財源の根幹でもあり、今後とも、収入未済額を着実に減らし、収入確保に取り組むことが重要であると考えます。道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○赤坂税務対策担当課長 道税収入の確保についてであります。道税収入は、安定的な財政運営に重要な財源であることから、収入未済額の縮減に向けては、個人道民税について、事業者が給与から天引きする特別徴収の拡大や、地域ごとの市町村で構成する滞納整理組織への道職員の派遣のほか、自動車税などにおきましても、悪質な滞納者に対しては、給与や預貯金の差押えの徹底や、スマートフォンアプリを活用した自主納税を促進するなど、今後とも、効果的な徴収対策を進め、道税収入の確保に努めてまいります。

○須田靖子委員 今後もしっかりと道税収入の確保に努めていただきたいと思います。

最後に、法人事業税について伺います。

大企業が資本金を1億円以下に減らし、中小企業として外形標準課税を免除される例が続出しているとの報道があります。

コロナ禍で苦境に陥った旅行業界では、昨年はJTBや日本旅行、また、今年8月にはHISが資本金を1億円ちょうどに減らすと発表されております。

総務省もこうした動きに歯止めをかける検討に入り、8月、有識者会議を開き、議論を進めています。資本金だけで課税の線引きをする欠陥を改め、売上高や従業員数などが基準の候補に挙がっております。

そこで、道内の状況についてですが、道内で資本金を減らした企業は何社あるのか、また、その道税収入に対する影響を併せて伺います。

○赤坂税務対策担当課長 外形標準課税についてであります。外形標準課税は、税負担の公平性の確保や地方税収の安定性の向上、地域経済の活性化などの観点から、平成16年度に導入されたものでありまして、資本金が1億円を超える法人に対し、所得を対象とする所得割のほか、従業員の給与等を対象とする付加価値割及び法人の資本金等を対象とする資本割といった外形基準に課税される制度であります。

新型コロナウイルス感染症が拡大する前の令和元年度に、外形標準課税の対象でありました道内に主たる事務所または事業所を有する法人のうち、令和3年度までに資本金を1億円以下に減資した法人数は49社となっております。

また、道税収入への影響については、企業の組織体制の変化や所得の変動など、様々な要因があることから、影響額を一概に試算することは難しい面がありますが、減資により外形標準課税の対象外となる法人は、所得割のみの課税となりますことから、景気の動向によっては、税収の安定性の確保に一定の影響があるものと考えております。

○須田靖子委員 ただいまの御答弁で、減資した法人数は49社とあります。これは大企業だと思えますが、やはり、これも道税に関わることで、こういった影響額も知りたいところですが、別の機会にしたいと思えます。

こうした現象に対する今後の対応についてですが、現状に係る認識、そして、法人事業税における外形標準課税の在り方、道として今後どのように対応していくのか、伺います。

○武田浩光副委員長 総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君。

○藤原総務部長兼北方領土対策本部長 外形標準課税の在り方などについてでございますが、全国的に、外形標準課税の対象法人数は、平成18年度をピークとして減少傾向が継続し、その主な減少要因としては、減資によるものとされており、また、近年では、コロナ禍での業績悪化により、財務内容を改善するために減資をするといった事例も見受けられるところでございます。

こうした状況などから、国におきましては、本年8月に、有識者や自治体関係者で構成する、地方法人課税に関する検討会を設置いたしまして、外形標準課税については、法人の規模や活動実態等を的確に表すものとして、資本金以外の売上金、従業員数、総資産などの指標を組み合わせることも含め、適用基準の見直しの必要性などについて検討が行われているものと承知をしております。

道といたしましては、外形標準課税は、景気の影響に左右されにくく、税収の安定化に寄与していることから、その在り方の検討に当たりましては、地方の安定的な税収の確保はもとより、税負担の公平性や納税者の負担等に十分配慮することが重要であると考えておきまして、今後とも、国の検討状況を注視していくとともに、全国知事会と連携をしながら、国に必要な働きかけをしてまいりたいと考えているところでございます。

○須田靖子委員 ただいま、部長から、検討状況を注視し、国に働きかけてまいるとおっしゃっていただきました。課税を逃れることができる制度から、公平公正な制度へと、しっかりと改正されるよう強く訴えていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○武田浩光副委員長 須田委員の質疑は終了いたしました。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、行財政運営について伺います。

まず、地方創生臨時交付金についてであります。

政府が新型コロナウイルス対策として全国の自治体に配分をするこの交付金であります。先般、会計検査院が、2020年度の交付金事業について交付自治体の約半数に当たる989自治体を調べたところ、今年3月末時点で公表していたのは3県227市区町村にとどまり、会計検査院は、

【第1分科会 11月10日 第5号】

内閣府や総務省に対し、改善を求めたと承知しております。

初めに、この臨時交付金の道分を含めた道内の配分と執行状況を伺います。

○武田浩光副委員長 財政課長松林直邦君。

○松林財政課長 地方創生臨時交付金の配分状況などについてでございますけれども、令和3年度は、道分の交付限度額として、地方単独事業分約220億円、事業者支援交付金約221億円、検査促進枠交付金約15億円が配分されたところでございます。

これらに加えて、営業時間短縮の要請等に伴う協力支援金を対象とする協力要請推進枠交付金など、実績に応じて交付される分も含む地方創生臨時交付金全体の道の決算額は、約931億円となったところでございます。

また、道内市町村分の交付限度額といたしましては、地方単独事業分約328億円、事業者支援交付金約51億円が配分されたところでございます。

これらに加えて、協力要請推進枠交付金など、実績に応じて交付される分も含む道内市町村分の交付決定額は、約1212億円となったところでございます。

○赤根広介委員 今御答弁いただきましたように、この交付金は、様々な種類があって、この3年余り、皆さんも予算組みにおいて、その都度、交付金が来るたびに、いわゆる財調を含めて、出し入れというか、そういったことで非常に御苦労をされていたということは十分承知しておりますが、そうした中で、道では、事業の検証をどのように実施されているのか、伺います。

○武田浩光副委員長 資金担当課長高畠研人君。

○高畠資金担当課長 事業効果の検証についてでございますが、臨時交付金につきましては、国からの通知におきまして、実施した事業の終了後に、実施状況及びその効果について公表することとされておりまして、本年9月の通知では、令和2年度中に完了した事業について、原則4年度中に公表するよう求められているところでございます。

このため、道といたしましては、現在、各事業所管課におきまして事業の効果検証を行い、結果の公表に向け作業を進めているところでございますが、令和2年度中に完了した事業は本年度中に、その他の事業についても、検証が終わったものから順次、結果を公表することとしております。

○赤根広介委員 会計検査院の調査では、交付金で行った事業のうち、中小企業などが金融機関から融資を受ける際、自治体が信用保証料軽減のために実施をした補助事業で、一部企業が債務の繰上償還をしたことに伴い、過払いとなった補助金の返金が発生していたにもかかわらず、自治体に滞留したり、水道料金などの減免事業では、対象外の警察署などの公的機関への減免分が約1億1600万円に上ること、さらに、商品券などの配布事業でも、使用期限を過ぎた未換金相当額約6700万円が事務委託先に滞留し、住民の生活支援や地域の消費喚起に向け、交付金が十分に活用されていなかったとして、約7億3000万円が適切に使用されなかったとしております。

道ではこうした事案は生じていないのか、伺います。

○松林財政課長 信用保証料の補助事業等についてであります。事業所管部に確認いたしまし

たところ、信用保証料の負担軽減を図る事業では、令和3年度における道への返金額について、北海道信用保証協会信用保証料補給金が262件、1億7564万8513円、新型コロナウイルス感染症緊急貸付信用保証料補助金が33件、54万9266円となっております。

また、市町村が発行するプレミアムつき商品券のプレミアム分に道が上乗せ支援をする事業においては、商品券が実際に店舗で使用され、発行元で換金された実績額に対して補助をしておりますことから、御指摘のような事案は生じていないというところでございます。

○赤根広介委員 持続化給付金の上乗せ事業においては、いわゆる不正受給等により、持続化給付金の給付に関わる贈与契約が解除された場合に、コロナ交付金を充当した上乗せ分について、給付の要件を満たすものであるかを確認することが困難となる事態が発生しているわけでありませんが、こうした事態はないのか、道の対応と併せて伺います。

○松林財政課長 経営持続化臨時特別支援金についてであります。この支援金は、国の持続化給付金を受給した事業者を対象として、道が上乗せ給付を行ったものでございますが、国では、持続化給付金の給付を受けた後、不正受給が認定された事案のうち、給付金の返還に応じない者の氏名等の情報は公表してございますが、その他の者の氏名等については、個人情報保護法上、地方公共団体に提供することはできないとされております。

こうしたことから、事業所管部におきましては、国が公表する不正受給者認定一覧の定期的な確認を行い、氏名等が公表されている者はもとより、自主的な申出により支給要件に当てはまらないことが判明した者に対しても、個別に連絡を取りながら、道の支援金の返還を求めてきているところでございます。

○赤根広介委員 確認、判明でき次第、適切に対応しているというふうを受け止めさせていただきます。

そこで、冒頭に申し上げたとおり、3県227市区町村は、交付金事業の妥当性を検証し、その検証結果を公表しているわけでありましたが、今回の調査を受けて、国から何かしらの指示は出されているのか、伺います。

○高島資金担当課長 国の対応についてでございますが、国では、会計検査院の指摘事項を踏まえまして、臨時交付金を活用した事業についての留意事項を取りまとめた各都道府県向け事務連絡を内閣府から11月4日付で発出しまして、この中で、他の地方公共団体の公表事例を参照するなど、適切な方法により、速やかに事業の実施状況及びその効果の検証結果を公表すること、特に、令和2年度中に完了した事業については、原則、4年度中に公表することが改めて求められているところでございます。

○赤根広介委員 道政の執行に当たり、公平性はもとより、政策形成過程、あるいは、事業成果を含めた透明性を確保するための説明責任は、まさに果たすべきものであると考えるわけでありませう。

今後、国会で審議される国の2022年度第2次補正予算案では、コロナ対応のための国庫補助事業の地方負担分に対する支援として4500億円、また、PCRなどの検査促進費用として3000億

円、合わせて7500億円が地方創生臨時交付金として計上されているところであります。

国の財政規律も懸念をされる中、会計検査院の調査や意見を受けて、今後どのように対応するのか、所見を伺います。

○武田浩光副委員長 財政局長木村敏康君。

○木村財政局長 今後の対応についてであります。事業の効果につきましては、今後、各所管課で検証を行い、令和2年度中に完了している事業は4年度中に、その他の事業は検証が終わり次第、随時、その結果を公表することとしております。

また、信用保証料の負担軽減、及び、持続化給付金の上乗せ給付に係る道への返還金のうち、今年度行う実施計画の実績報告以前に発生した分につきましては、実績報告と併せて国庫返納の申請を行うほか、報告後に新たに返還が発生した場合の手続につきましては、5年度以降に国から発出される予定の通知等を踏まえて対応いたします。

今後とも、臨時交付金を充当した事業について、各所管課において、国の通知の趣旨を踏まえた適切な対応がなされるよう、周知徹底してまいります。

以上です。

○赤根広介委員 このコロナの臨時交付金を活用して、道としても、様々な事業に数次にわたり取り組んできたわけでありましたが、当然ながら、とりわけ経済対策などにおいては、少し中身を変えて類似の事業を継続するというような事案もありつつ、この間、事業が提案をされているわけでありまして。

そうした議会議論の際にも、例えば、これまでの事業成果を踏まえて、今後の事業にどのような政策効果あるいは経済効果を期待しているのか、そういうふうな問いかけをしても、執行部からなかなか明確な答弁が出てこなかったことが実は結構あるのです。これは、令和2年、令和3年、今やっている決算もそうですし、これまでの総体的な議会議論を踏まえてもそうなのです。もちろん、このコロナという未曾有の事態の混乱期中で、矢継ぎ早に来る様々な国の指示、あるいは通知を踏まえながら、皆さんも最大限努力をしてきたわけでありまして。ただ、先ほど申し上げたように、これから7500億円、そのうち、北海道にも百数十億円来るのかとは思いますが。また臨時交付金が来て、恐らく、コロナ対策や物価高・燃料高対策をやっていくのでしょうかけれども、やはり、事業の効果というものをなるべく分かりやすく説明する、それは、当然、議会に説明することが、すなわち、納税者、道民に説明することになるわけでありまして、ぜひ、事業が焼け太りしないように、必要な事業にしっかりと予算づけがされるように、さきの定例会の最終日の補正予算のときに、せつかく国の限度額が168億円あるのに、23億円も限度額を下回るような、そうした失態を繰り返さないように、ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたい。

そういう意味におきましては、検証というの、幾ら予算をつけて幾ら執行したという数字上のものじゃなくて、どこまで定量的、定性的に理屈を説明できるか分かりませんが、検証の質というもの、道としても各部にしっかりと求めて、しっかりと発表していただきたい。それが、すなわち、道民、納税者への説明になるわけでありまして、そうした対応を強く求めておきた

いというふうに思います。

次に、実質収支、税収については、先ほど来の議論で承知をいたしましたので、まず、人件費について、当初予算時との変動要因を伺います。

○武田浩光副委員長 給与サービス担当課長菅井信宏君。

○菅井給与サービス担当課長 人件費の主な変動要因についてであります。令和3年10月の人事委員会勧告において、期末手当の年間支給月数を0.15月分引き下げ、4.45月から4.30月とするよう勧告されたことから、その趣旨などを踏まえ、一般職の期末手当を改定したことにより、期末手当の額が減少したところです。

一方で、退職見込み者数の増加や、新型コロナウイルス感染症への対応による時間外勤務の増加などに伴い、退職手当や時間外勤務手当の額が増えたところです。

こうした要因により、人件費に変動があったものと考えているところです。

○赤根広介委員 今、要因について答弁いただきましたが、今後は、いわゆる定年の延長により段階的な引上げが行われるわけでありますが、この影響をどのように見込み、人件費の見通しに反映されるのか、伺います。

○菅井給与サービス担当課長 定年の引上げについてであります。国からは、60歳に達した日後の給料月額、諸手当を7割水準とすることや、役職定年制、定年前短時間再任用制度の導入などに関して、国家公務員の取扱いに準じて必要な措置を講じるよう通知されていることから、道では、現在、これらを踏まえて検討を進めているところです。

定年引上げに伴い、現行の再任用職員より給与は増加する見込みとなっているほか、定年年齢の段階的な引上げにより、定年退職者が全く生じない年が隔年で発生することになり、制度完成までの間、毎年、必要となる退職手当の額が増減することとなります。

地方公務員法では、職員に対し、60歳以後における勤務の意思を確認するよう求められているところであり、人件費の精査に当たっては、こうした職員の意向、動向に大きく影響されることから、道といたしましては、職員の意向の的確な把握等に努め、今後、人件費の見通しに反映してまいります。

○赤根広介委員 歳出の中でも大きな額を占める人件費の見通しもそうですけれども、税収自体も、令和3年度は、最終的には当初予算と比較して455億円増加しておりますので、なかなか難しい要因もありますし、単純な足し引きの世界にはならないのですけれども、税収の増加だけでも、十分に、当初想定していた収支不足額を補って、お釣りが来るぐらいの結果になってしまっているわけでありますよね。確かに、全ての要素をのみ込んで精緻に見積もるというのは非常に難しいわけであります。ただ、この予算というのは、これも何回も議論してはいますけれども、まさに読んで字のごとく、「予め算ずる」のが予算でありますので、なるべく、より精緻な数字を立てていくというのが重要なわけであります。

そこで、令和3年度は、先ほど申し上げたとおり、370億円もの多額の収支不足を見込んでいたが、結果的に、実質収支は黒字となったわけであります。

【第1分科会 11月10日 第5号】

これは、当然、皆さんの不断の努力のたまものであるということは、私も十分承知をしておりますが、今後の収支不足の見込みに変わりはないのか、所見を伺います。

○松林財政課長 収支不足額についてでございますけれども、令和3年度当初予算の編成において、歳出歳入を精査した結果、370億円の収支不足が見込まれたことから、行革債の発行に加え、歳出の削減、効率化などの対策を実行するとともに、財政調整基金の取崩しなどにより、収支の均衡を図ったところでございます。

また、その後の財政運営においても、感染症対策をはじめとした追加の財政需要に対し、国庫支出金などの確保に努めるとともに、繰越金などを活用して対応してまいりましたが、道税などの歳入の確保や予算の効率的な執行に努めたことに加え、社会保障関係経費で実績が見込みを下回ったことなどの結果、実質収支は黒字となったところでございます。

道財政は、令和5年度以降も引き続き多額の収支不足額が見込まれるところでございますが、今後の見通しについては、感染症や物価高騰などの社会経済情勢はもとより、国の予算編成や地方財政対策などの動向を十分見極めつつ、来年度の年間予算の編成と併せて精査をしてまいります。

○赤根広介委員 今、御答弁がありました。毎年度、収支不足を精査しているというのは十分理解しているのですが、今のところは、当然、来年度以降もその不足というのは避けられないということであります。

また、実質公債費比率を含め、様々な数字的には、依然として厳しい状況が続くわけですが、やはり、こうしたものを少しでも解消、改善していくためには、地道な努力を続けていくことが求められるわけであります。

今後の財政運営をどう行っていくのか、伺います。

○武田浩光副委員長 総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君。

○藤原総務部長兼北方領土対策本部長 今後の取組についてでございますが、道財政は、令和5年度以降も収支不足額が生じる見込みにあることに加えまして、実質公債費比率は高い水準、財政調整基金の残高は少額で推移するなど、今後も厳しい状況にあると認識をしております。

このため、本年改定いたしました行財政運営の基本方針におきまして、収支不足額の解消に向けて、歳出の削減、効率化や、歳入確保といった収支対策を実行いたしますとともに、比率の改善に向けて、減債基金への計画的な積み戻しや、年間を通じたさらなる積み戻しにも努めることとしたところでございます。

道といたしましては、限られた財源の下、想定し得る様々な要素を把握し、歳入歳出予算の適切な見積りに努めることはもとより、感染症に強い安心、安全な地域づくりや、コロナ禍からの経済再生と地域産業の活性化につながる政策展開にも対応できるよう、引き続き、財政の健全化に向けて粘り強く取り組んでまいります。

○赤根広介委員 今御答弁がありましたとおり、これからまだまだ長期化が予想される感染症、あるいは、物価高、燃料高への対策、そして、今、地域では、巨大津波・地震に対して、緊急事

業計画の策定にも着手をされておりますが、こうしたものに対する様々な投資、そして、道の有する公共施設の整備、こういったものによって、引き続き、多額の財政需要というものは予想されるわけでありませぬ。

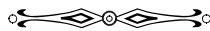
そうした中、いつも皆さんと5定の補正予算のときに議論する、例えば、道債発行の利率なども、恐らく、これだけ日銀が異次元の金融緩和を10年も続けていれば、本当はああいう見積りをしなくてもいいと思うのですけれども、ただ、ああいうふうにやっておくことによって、ある意味、予算を積算するときの緩衝材的な位置づけに正直なっちゃっているのかなと私は思うのです。皆さんがいろんな努力をされて、とにかく赤字予算を組まないで、最終的に決算では黒字をちゃんと出しているというのは理解するのです。ただ、黒字を出すのが行政の予算編成の目的ではありませんので、本当に適切な事業に適切な予算を執行していくということを改めて知事にお伺いしたいと思ひますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○武田浩光副委員長 赤根委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩



午後3時開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管に関わる質疑の続行であります。

安藤邦夫君。

○安藤邦夫委員 それでは、通告に従ひまして、総務部所管事項につきまして、以下、伺ってまいります。

初めに、私立高校生への修学支援について伺ひます。

私立学校は、建学の精神と独自の教育理念の下、常に時代の変化や社会の要請に応じた特色ある教育を実践し、本道の公教育の発展に大きな役割を果たしております。

本道の未来を担う子どもたちが、公立、私立にかかわらず、経済面に関係なく、学びたい学校で充実した教育を受けられるような環境を整えていくことが、何より重要であるものと考えます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、物価高騰の影響により家計への負担が増大しており、修学支援制度のさらなる充実が求められるものと考えます。

そこで、私立高校生への修学支援につきまして、以下、伺ってまいります。

まず、道内の私立高校の生徒数についてであります。10年前と比較をし、現在の生徒数はどのようになっているのか、公立の状況も含め、伺ひます。

【第1分科会 11月10日 第5号】

また、私立高校の生徒数が占める割合はどのようになっているのか、併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 学事課長木村重成君。

○木村学事課長 生徒数についてであります、道内の全日制私立高校における生徒数は、平成24年度は2万9743人、本年度は3万94人となっております、10年間で351人の増となっております。

一方、道内の全日制公立高校における生徒数は、平成24年度は10万3869人、本年度は7万8250人となっております、10年間で2万5619人の減となっております。

また、道内の公立・私立高校の全生徒数に占める私立高校の生徒数の割合は、平成24年度は約22%、本年度は約28%となっております。

○安藤邦夫委員 それでは、次に、就学支援金の対象者についてであります。

国の就学支援金は、道内の私立高校に通う生徒のうち、どの程度の方々が対象になっているのか、年収要件区分ごとの状況についても併せて伺います。

○木村学事課長 国の就学支援金の対象者数についてであります、令和3年度の実績では、道内の全日制私立高校の生徒数3万118人のうち、就学支援金の対象となった生徒数は2万3415人となっております、全体の77.7%となっております。

また、支援対象となった生徒数の年収区分ごとの内訳は、月額3万3000円まで支給される年収590万円未満程度の世帯の生徒数は1万4445人であり、全生徒数に占める割合は47.9%となっております、月額9900円を支給される年収590万円以上、910万円未満程度の世帯の生徒数は8970人であり、全生徒数に占める割合は29.8%となっております。

○安藤邦夫委員 それでは、次に、授業料の状況についてであります。

道内の私立高校の授業料は、現在、どのような水準にあるのか、公立との比較や他県との比較ではどうなっているのか、伺います。

○木村学事課長 授業料についてであります、道内の全日制私立高校における令和4年度の施設整備費等を含めた授業料の毎月納付金の平均額は、月額3万7236円となっております、公立高校の月額9900円と比較し、3.8倍となっております。

また、文部科学省が公表している令和3年度の納付金に関する調査では、道内の私立高校の平均額は、全都道府県中42位となっております。

○安藤邦夫委員 ただいま、私立高校の生徒数の推移、並びに、就学支援金の対象者、そして、授業料の状況について伺ってきたわけでございますけれども、そうしたことを前提に、次に、道の支援策についてであります。

道内私立高校の授業料の月額が、今の御答弁にあったとおり、公立の3.8倍、3万7236円という実態を踏まえ、国の就学支援金では賄える状況にはないものと考えます。

こうした状況を踏まえ、道は、これまで、どのような考えの下、現行の支援策を行っているのか、見解を伺います。

○木村学事課長 道の取組についてであります、道では、これまで、所得が一定の水準を下回る世帯を対象に、保護者負担の軽減を図るため、国の就学支援金や奨学給付金と道の授業料軽減

補助金により、施設整備費等を含めた授業料や、教科書、教材といった授業料以外の教育費への支援のほか、保護者の失職や倒産、新型コロナウイルス感染症の影響などによる減収で、家計が急変した世帯に対する支援を行ってきました。

道としては、道内私立高校の平均授業料の状況などを踏まえ、令和3年度から、年収590万円未満程度の世帯に対する道の授業料軽減補助金の額を月額500円から2000円に引き上げ、実質無償化とするなど、制度の充実を図ってきたところであり、今後とも保護者の方々の負担軽減に努めてまいります。

○安藤邦夫委員 それでは、次に、他県の取組についてであります。

ただいまの答弁にもありましたとおり、北海道では、年収590万円未満世帯への生徒に対し支援を行っているとは承知しておりますが、他県ではどのような取組が行われているのか、伺います。

○木村学事課長 他県の取組についてであります。文部科学省が行った令和4年度の修学支援に関する調査によりますと、34都道府県において、国の就学支援金と独自の支援制度を組み合わせ、私立高校生への修学支援に取り組んでいると承知しております。

その独自の支援制度の内容は様々ですが、年収590万円を目安に区分した場合、年収590万円未満の範囲でのみ支援の対象としているのは7道県、年収590万円以上、910万円未満の範囲でのみ対象としているのは9県、いずれの年収区分においても対象としているのは18都府県となっております。

○安藤邦夫委員 今の御答弁では、34都道府県において何らかの修学支援を行っているという内容でございました。

次に、国の就学支援金制度への認識についてであります。

私立高校の授業料の実質無償化は、重要な課題であるものと考えます。しかしながら、現行の国の制度では、所得制限が導入されているほか、収入区分により支給される額が異なるなど、格差が生じているという状況でございます。

道は、このような国の制度をどのように認識しているのか、見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 教育・法人局長成田正行君。

○成田教育・法人局長 国の就学支援金制度についてでございますが、道としては、私立高校に通う全ての生徒が、家庭の経済的事情に左右されることなく、安心して教育を受けることができる環境を整備することが重要であると認識しております。

このため、道では、国の責任において、授業料の実態を踏まえた支給上限額の引上げや、年収区分を境とした授業料の負担の拡大解消に向けた実質無償化世帯の拡充のほか、支給対象を授業料以外の教育費にも拡大するなどの対応が必要であると考えており、引き続き、全国知事会などとも連携し、就学支援金制度のさらなる充実について国に要望してまいります。

○安藤邦夫委員 それでは、次に、今後の取組についてであります。

私立学校のこれまで果たしてきた役割、それから、私立高校の生徒数が、先ほどもあったとお

【第1分科会 11月10日 第5号】

り、少子化社会にあつて増加をして、その割合も増えているという現状、加えて、公私間の格差の現状、こういったものを踏まえて、誰もが平等に教育を受ける機会を確保していくためには、やはり、授業料の実質無償化を実現することが何より重要と考えます。

道として、今後どのように取り組んでいく考えなのか、見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君。

○藤原総務部長兼北方領土対策本部長 修学支援に関し、今後の取組についてでございますが、道内の私立高校は、公教育の一翼を担いながら建学の精神に基づく特色ある教育を展開しており、子どもたちに多様な教育機会を提供する上で、重要な役割を果たしているものと認識しております。

このため、道では、これまでも、授業料等の実質無償化に加え、授業料以外の教育費への支援などにより、保護者負担の軽減に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、家庭の経済的理由により修学の機会が損なわれることがないように、国に対し、さらなる就学支援金制度の充実を要望していくことと併せまして、他の都府県の状況も参考にしながら、限られた財源を効果的かつ効率的に活用し、引き続き、私立高校生への修学支援の充実に努めてまいります。

○安藤邦夫委員 総務部長からただいま御答弁いただきました。国に対し、さらなる就学支援金制度の充実を要望していただきたい、あわせて、道としても独自の支援制度の拡充に努めていただきたい、このことを強く要望させていただきます。

それでは、次に、公用車の交通事故について伺ってまいります。

道においても公用車の安全対策に取り組んでいるものと承知しておりますが、依然として、毎年度、多数の交通事故が発生している状況にありますことから、以下、伺ってまいります。

まず、公用車の事故につきまして、過去5年間の発生件数がどのようになっているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 総務課長岡本拓司君。

○岡本総務課長 公用車の事故についてでございますが、知事部局における過去5年間の公用車の交通事故の発生件数につきましては、加害事故、被害事故に加え、毀損事故も含めまして、平成29年度は216件、30年度は268件、令和元年度は238件、2年度は222件、3年度は183件となっております。

○安藤邦夫委員 事故件数は、年々減少しているものの、依然として、年間200件近い事故が発生している状況にあります。公用車の事故原因について伺いたいと思います。

○岡本総務課長 公用車の事故原因についてでございますが、過去5年間に発生した事故につきましては、約6割が自損事故となっているほか、被害事故が約3割、加害事故が約1割となっているところでございます。

最も多くなっております自損事故のうち、駐車場などでのバック時における衝突と、発進時等において、壁やポール、段差などに気づかなかつたために発生した接触事故等を合わせますと、

自損事故の半数以上を占める状況となっております。

○安藤邦夫委員 公用車の事故原因は、駐車場などでの後退時の事故など、自損事故が最も多いということですが、こうしたいわゆるバック事故や前方不注意による事故につきましては、安全確認などといった運転者の注意不足が原因と考えますが、道では、そのような事故が多いことに対して、どのように認識をし、また、どのような取組をしてくれているのか、伺います。

○岡本総務課長 事故に対する認識などについてでございますが、公用車の事故につきましては、発進や停車時、あるいは、走行中の安全確認が不十分であったために発生したものが大半を占めており、運転者や同乗者が適切な安全確認を行っていただければ未然に防げたものも多くあったと考えております。

このため、道では、毎年度、各振興局におきまして安全運転研修会を実施し、契約しております保険会社の講師から事故の傾向やその留意点などを講義いただくほか、各会議等を利用した注意喚起や各種通知による啓発を行うなど、公用車の事故防止に向け取り組んでいるところでございます。

○安藤邦夫委員 これまでも、研修、通知などで、注意喚起や啓発を行ってきているということですが、最近、個人所有の車などにおきまして設置が増えてきているバックモニターやドライブレコーダーは、事故防止の観点や事故原因の検証時におきまして効果があると言われておりますけれども、現在、道の公用車へのバックモニターやドライブレコーダーの導入状況はどの程度なのか、伺っておきます。

○岡本総務課長 バックモニター等についてでございますが、知事部局の公用車におけるバックモニターとドライブレコーダーの搭載率は、本年10月の調査時点において、バックモニターは524台で約24%、ドライブレコーダーは503台で約23%となっているところでございます。

○安藤邦夫委員 それでは、最後に、事故防止に向けた安全対策についてであります。

公用車の交通事故の防止に向けましては、職員に対する研修や啓発のみならず、バックモニター等のツールなども積極的に活用しながら取り組んでいくことが必要と考えますが、今後、道として交通安全対策にどのように対応していくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 総務部次長増田弘幸君。

○増田総務部次長 今後の公用車の事故対策についてでございますが、道では、これまでも、研修や各種会議等を利用し、公用車の事故防止に向け、職員に対する注意喚起や啓発に取り組んできたところでございます。

特に発生件数が多い後退時における事故を防止するため、バックモニターの導入促進に向けた周知に加え、同乗者による誘導の徹底といった事故防止のポイントの周知徹底を図ってきておりますが、今後とも、事故発生の原因や事故防止の留意点等、状況の変化を的確に捉えまして、事故防止に向けた必要な対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 質問を終わります。

【第1分科会 11月10日 第5号】

どうもありがとうございました。

○久保秋雄太委員長 安藤委員の質疑は終了いたしました。

高橋亨君。

○高橋亨委員 この間、教育委員会所管の指定管理について、あってはならない不祥事がありました。

さて、地方自治体が指定管理者制度を導入する目的は、施設の運営コストの削減、行政コストの削減、サービスの向上などですが、これまで道が導入している指定管理者制度で運営している施設は、古いもので何年経過しているのか、お知らせください。

○久保秋雄太委員長 改革推進課長古田生介君。

○古田改革推進課長 指定管理者制度についてでございますが、道では、平成15年の地方自治法の改正を踏まえ、公の施設の管理や運営に民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減などを図ることを目的として、平成16年度に、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例を制定し、平成18年度から、北海道立総合体育センターや道営住宅など、39の施設に制度を導入したところであり、これらの施設は、導入から16年を経過しているところでございます。

○高橋亨委員 それでは、指定管理者制度で指定された事業者の再指定を行っている状況について、お聞きをしたいと思います。

○古田改革推進課長 指定管理者の指定の状況についてでございますが、道では、指定管理者の指定に当たっては、隣接施設を管理する市や町を指定する場合などを除き、原則として公募を行い、選定委員会における選定手續を経て、道議会の議決をいただいた上で、指定する手續となっております。

こうした手續を経て、現在、2期以上連続して同一の指定管理者となっている施設は、道営住宅を除きまして、37施設のうち33施設、道営住宅につきましても、40地区のうち36地区となっております。

○高橋亨委員 それでは、その理由となる共通した根拠、また、変更に至った場合の根拠についてお聞きをしたいと思います。

○古田改革推進課長 指定管理者の指定の状況についてでございますが、2期以上連続して同一の指定管理者となっている施設につきましても、主に、自治体が管理しているなどの理由で非公募となっているものや、公募の際にはほかの申請者がなく、連続して同一の管理者が指定されたものでございます。

また、指定管理者が変更となった施設につきましても、新たな事業者が応募をし、指定管理者の選定手續を経た上で変更になったものでございます。

○高橋亨委員 道立公園は、自治体の公園が一体になって隣接しているということで自治体を指定している、ほかについては申請者がいないということで、逆に言うと、応募をするほど魅力がないということなのかなというふうに思いますけれども、連続の指定がその結果だということだ

とすれば、これは問題があるのではないかなというふうに思っています。

しかし、一方では、事業の安定性も求められるわけでございます。道がこれまで指定管理者制度を導入したことによって、コスト削減と住民サービスの向上という目的は達成されたかもしれませんが、それは、逆に言うと、受託した事業者及びそこで働いている従業員の厳しいコスト削減と営業努力がベースになっているという認識をお持ちなのか、お聞きいたしたいと思えます。

○久保秋雄太委員長 総務部次長増田弘幸君。

○増田総務部次長 指定管理者制度の成果についてでございますが、平成18年度の制度導入以降、休日、夜間の開館や利用料金の各種割引など、指定管理者の創意工夫により新たな取組が行われるとともに、こうした取組の結果、利用者の増加や利用料金の増収などにより、道民サービスの向上と運営効率化の両面で民間ノウハウが生かされ、制度としての効果を上げているものと認識してございます。

一方で、公募の際に1者のみの申請となる施設が多く生じている実態も踏まえまして、本年10月、指定管理者制度に関する運用指針を改正いたしまして、より指定管理者が柔軟な発想の下、自主的に事業を企画でき、収入確保につながられるよう、制度の活性化に向けた見直しを行ったところでございます。

以上でございます。

○高橋亨委員 指定管理者の指定は、年限が原則5年というふうに区切られておるわけでございますけれども、この規定の妥当性についてお考えをお聞きするとともに、道の指定管理者の指定期間の延長をした施設数とその理由をお聞きしたいと思えます。

○古田改革推進課長 指定管理期間についてでございますが、道では、指定管理の期間につきまして、運用指針に基づき、施設の目的や態様などに応じて、あらかじめ適切に期間を設定することとしており、平成31年度に、サービスの継続性や人材確保などの観点から、指定管理期間をそれまでの4年から1年延長し、5年間を基本にするとともに、その上限年数も8年から10年に見直したところでございまして、総務省の調査によりますと、令和3年4月1日現在で都道府県の指定管理施設の指定期間は、約95%が5年以内でございまして、5年を超える施設の割合は5%程度という状況でございます。

また、現在、道におきまして、指定管理期間の基本である5年を超える期間を設定している施設は、全体で38施設のうち2施設ございまして、北方四島交流センターは、北方領土問題に対する正しい知識と認識とともに、啓発事業の企画力が求められ、中長期的な運営ノウハウの蓄積や計画的な人材の確保育成が必要となることから、根室市を指定管理者として、指定期間を10年と設定しており、また、道立北見病院は、安定した医療サービスを提供していくため、長期の指定期間を設定することが必要との考えや、他府県の状況なども踏まえ、指定期間を10年とし、日本赤十字社を指定管理者としております。

○高橋亨委員 道立北見病院は、過去に、北見赤十字病院との経過があったから、これはこれで

十分理解いたします。専門性があるところは、確かに北方領土の関係もあるかもしれませんが、ほかに、社会教育施設では割と多くあるのではないかなという気がしているわけでございます。

それでは、指定管理者との契約では、事業者が得る適切な利益と職員の給与が保証されているのかについてお聞きをしたいと思います。

○古田改革推進課長 指定管理業務費の積算についてでございますが、道では、指定管理者に支払う負担金については、指定管理業務積算基準を定め、選定時に、施設ごとに必要な額を積算しており、おのおの積算した人件費、物品費等、業務管理費及び一般管理費等の総額から利用料金収入見込額を控除したものに消費税を乗じることとしております。

営業利益を含めた一般管理費等につきましては、施設ごとに、人件費、物品費等及び業務管理費の合計額に応じて、一定の率を乗じて得た額の範囲内とすることとしておりまして、また、人件費につきましては、給料手当や賃金の単価は、市場価格から乖離しない範囲内において、その業務内容や地域性などを勘案し、施設ごとに決定することとしており、社会経済情勢の変化を反映して積算することとしております。

○高橋亨委員 それでは、改めて、職員給与の基準についてお聞きをしたいと思います。

○古田改革推進課長 指定管理者の人件費の積算についてでございますが、道の指定管理業務積算基準では、指定管理者の給料手当や賃金の単価は、市場価格から乖離しない範囲内において、その業務内容や地域性などを勘案し、施設ごとに決定することとしておりまして、厚生労働省が実施する賃金構造基本統計調査の北海道における各職種の賃金単価などを基に積算しているものと承知しております。

○高橋亨委員 指定管理者につきましては、ある意味、適正な運営ができるだけの利益が必要だということだと思います。

そこにいる職員は、プロパー職員のほかに、派遣職員もいるということになります。

最賃は守られているかどうか、これは大丈夫だというふうに思うわけでございますけれども、5年で指定が切れるのであれば、5年で解雇という、そこで閉ざされるという不安がモチベーションを下げるだけではなくて、スキルアップへの意欲もそがれるわけでありまして、職員給与と事業の安定的な持続についてお聞きしたいと思います。

○増田総務部次長 指定管理者制度についてでございますが、道では、指定管理の期間について、運用指針に基づき、それぞれの施設の目的や態様等に応じて適切に期間を設定し、また、労働関係法令の遵守などを徹底するため、指定管理者に対し、年に1度、道への雇用状況の報告を義務づけ、雇用形態、賃金形態、雇用期間、賃金総額等を把握してございます。

いずれにいたしましても、指定管理者制度の運用に当たりましては、事業者の皆様が、公平公正な条件の下、民間ノウハウを活用していただくことによりまして、質の高い公共サービスの提供が行われることが重要でございますことから、道といたしましては、指定管理者との意見交換を定期的実施するなどしながら、今後とも適切に対応してまいります。

以上でございます。

○高橋亨委員 今ほどもお話をさせていただきましたけれども、指定管理者が5年ごとの入札ということになれば、業務に慣れてきたそこで働いている従業員の方が職を失うということにつながっていく、新たに指定された事業者は、一からその施設の運営をしなければならないということになるわけですし、これでは施設運営のプロパーが育っていかないわけですよね。サービスがそこでより低下をしていくということになってしまうわけでございます。事業者や従業員の犠牲の上に成り立っている制度ということになるのではないかと考えられるわけでございます。

人材育成や事業の安定、質の高い住民サービスの維持向上という観点から、指定管理者制度はどうあるべきか、お聞きしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君。

○藤原総務部長兼北方領土対策本部長 指定管理者制度について、今後の取組についてであります。指定管理者制度は、公の施設の管理運営に当たり、事業者の皆様が、公平公正な条件の下、柔軟な発想による民間のノウハウを活用することにより、公共サービスの質の向上につなげる制度であり、制度の運用に当たりましては、そのサービスの状況を把握しながら、民間の創意工夫が発揮できる環境を整備することが重要であると認識しております。

このため、道では、本年10月に、指定管理者制度に関する運用指針を改正し、これまでの指定管理者に対する定期的なモニタリングの実施に加え、制度所管課も含め、定期的に意見交換を行うこととし、制度の運用状況や課題、要望等の把握に努めるとともに、指定管理者が柔軟な発想で自主財源の確保を図ることができるよう、自主企画事業の規制緩和などの見直しを行ったところであり、今後とも、施設の魅力向上や利用者の皆様へのサービスの充実がより一層図られるよう、不断に取り組んでまいります。

○高橋亨委員 繰り返しになるかもしれませんが、5年で切られるということになると、安定性が非常にないわけですし、先ほども言ったように、社会教育施設などを指定管理する場合は、そこで職員の方々が様々な企画をしたり、そして、そのために自分のスキルアップをしているということをしているわけでありまして。

しかし、先々5年でこの職場がなくなるとか、先ほど例外がありましたけれども、10年でなくなるというのであれば、その努力やモチベーションが下がってしまうという状況になってしまいます。

また一方では、事業にすれば、一旦、その部分だけをやれば、あとはもう知りませんよという感じになってしまうわけですから、やっぱり、そうではない指定管理の在り方をこれから模索していかなければ駄目だというふうに思うわけです。

ある意味、安定性のある雇用形態と事業形態をきちっとつくっていく、その中で、競争もあるかもしれませんが、自主企画をどんどんやっていって、住民のためのサービスがどんどんそこで膨らんでいく、これが目的だというふうに思っています。ですから、その目的にそぐわないようなことがない形で、そこにいる職員の方々も、例えば、派遣職員の方がプロパーになれた

【第1分科会 11月10日 第5号】

り、プロパーの方々が少し昇給していったりだとかということができるようにしていかないと駄目だというふうに思っていますので、そのことも十分に配慮をして、これからの指定管理についての対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、少子化における学校法人の状況についてお聞きをしたいと思います。

今ほども学校法人に関わる私学の問題についていろいろお話がございましたけれども、道立高校では、毎年、15歳人口の推移を勘案しまして、道立高校の間口について検討しまして、適正配置の名の下に、間口減や高校の統廃合が行われています。

一方、少子化の波は、私学にも例外ではなく襲いかかってまいります。今後も、私立高校の受験生の減少が危惧をされるわけでございます。

これまでは、道立高校が間口減の調整弁となってきましたけれども、それでも私立高校の定数維持は難しく、当然、定数割れの状況を呈しています。

そこで、道内における私立高校の入学定数の推移と学生数の推移についてお聞きします。

○久保秋雄太委員長 学事課長木村重成君。

○木村学事課長 入学定員などについてであります。道内の全日制私立高校における入学定員と入学者数の状況は、10年前の平成24年度は、入学定員1万2030人に対し、入学者数が1万294人で、入学定員の充足率は85.6%、5年前の29年度は、入学定員1万1660人に対し、入学者数が1万222人で、充足率は87.7%、本年度は、入学定員1万1272人に対し、入学者数が1万395人で、充足率は92.2%となっております。

また、ただいま申し上げたとおり、入学定員が減少する一方で、入学者数は増加しており、充足率は増加傾向となっておりますが、本年度の地域別の充足率では、渡島が75.3%、後志が56.8%、胆振が78.9%となっているなど、地域によっては、道内の平均を大きく下回る状況となっております。

○高橋亨委員 今お話がありましたけれども、充足率が増加傾向にあるというのは、定数を減じている結果ということなのだろうなという気がしているわけであります。

私立、いわゆる学校法人は、独自の建学の精神を持って学校を運営していることから、生徒数が減少しても、他の学校法人との統廃合は非常に難しいものというふうに考えるわけでありませぬ。

一方、生徒数の減少によって、今後は、学校によって経営が立ち行かなくなることも想定をされます。当然、私学振興協会などの場で話題として上がることがあると思いますが、問題意識は共通していても、現実的に統廃合はタブーということなのかもしれません。

私学の学校運営を支援する学事課として、私立高校の将来像をどのように描いているのか、お聞きをしたいと思います。

○木村学事課長 私立高校につきましては、公教育の一翼を担いながら、建学の精神に基づく特色ある教育を展開し、未来を担う人材の育成に重要な役割を担うなど、本道の学校教育の発展に大きく貢献していると認識しております。

このため、道では、本道教育の方向性を示す北海道総合教育大綱の基本方針に私学教育の振興を位置づけており、教育条件の維持向上や修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性を高め、教育の振興を図ることを目的として、私学助成に取り組んできました。

各学校におきましては、少子化の進行などによる厳しい経営環境の中、様々な創意工夫を行い、より一層特色と魅力ある教育に取り組まれていくものと考えており、道としては、今後とも、関係団体と連携し、経営環境など、私立高校が抱える諸課題を把握しながら、私学の健全な運営が図られるよう、限られた財源を効果的かつ効率的に活用し、私学助成の充実に努めてまいります。

○高橋亨委員 学校の統廃合については、公立同士、私学同士ということだけではなくて、公立を廃止して私学と統合することや、逆に、私学を廃止して公立と統合するなど、様々な形態があつていいというふうに思うわけでありませう。

また、今後は、そのような柔軟な取組も必要になってくるのではないかなというふうに思います。今後の高校の在り方についての道の見解をお聞きしたいと思ひます。

○久保秋雄太委員長 教育・法人局長成田正行君。

○成田教育・法人局長 今後の高校の在り方についてでございますが、中学校卒業生数の減少が進む中、教育水準の維持向上と教育環境の充実に図るためには、高校の再編は避けては通れない課題であり、地域の実情も踏まえながら検討を進めることが重要と認識しております。

こうした中、平成31年4月には、公立の幕別高校と私立の江陵高校について、両校の伝統などを踏まえた特色ある教育課程の編成が可能になることや、地域からの強い要望を受け、再編整備をし、新設校を設置したと承知しております。

道としては、各学校や地域の皆様の意向を尊重しながら、公立、私立の高校関係者と道教委及び知事部局で構成する北海道公私立高等学校協議会において、公立・私立高校の役割分担や配置計画について議論を深めるなどして、北海道の特色を生かした教育環境の整備に取り組んでまいります。

○高橋亨委員 それでは、泊原発についてお聞きしたいと思ひます。

2021年度も電源3法の交付金を受けているということになるわけでありまして、泊原発のことを質問すると、知事は、必ずと言っていいほど、原発は何より安全が第一ということをお話されますが、安全という言葉は非常に抽象的な表現です。

道民の命と暮らしを守る最高責任者である知事にとって、そして道にとって、原発の安全とは具体的にどのようなことを意味しているのか、お聞きをします。

○久保秋雄太委員長 原子力安全対策担当局長高山圭一君。

○高山原子力安全対策担当局長 原発の安全性についてでございますが、原発は、一たび事故が起きれば、住民生活や生活環境、社会経済に甚大な影響があるものでございます。

他方、原発の安全の追求には終わりがあるものではなく、その向上に向けた不断の取組が必要であることを前提として、最新の知見を反映した厳格な新規制基準に基づく厳正な審査、検査や

保守運営、重大事故の発生や拡大の防止等に関する安全対策の実施など、万全な措置が講じられていることであると考えております。

○高橋亨委員 安全というのは、事故を起こさないということです。大辞林には、「危険がなく安心なこと」というふうに書いています。国際規格では、「許容できないリスクがないこと」というふうに書いています。

国家における安全基準は、安全を担保するものではなく、最低限の規制基準であるということに対する見解をお聞きしたいと思います。

○高山原子力安全対策担当局長 原発の規制基準についてであります。新規制基準は、原子力規制委員会において、福島第一原発事故の教訓や最新の技術的知見、国際原子力機関、いわゆる IAEA等の国際機関の安全基準を含む、海外の規制動向などを踏まえて策定されたものと承知しております。

また、今後、新たに得られる知見についても、いわゆるバックフィット制度により、安全規制に取り入れることによって、継続的な安全向上が図られていくべきものと考えております。

いずれにしても、安全の追求に終わりが無いとの認識の下、様々なリスクを想定し、規制以上の安全レベルの達成を目指すなど、保安体制の充実に向けて不断に取り組んでいくことが重要と考えております。

○高橋亨委員 それであっても安全ではないのです。

泊原発は安全だというのは、誰がどのような基準で判断するのでしょうか。

○高山原子力安全対策担当局長 泊発電所についてであります。原発の安全性の確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的枠組みの中で行われているところでございます。

国におきましては、原子力規制委員会が新規制基準に適合することを確認することにより、安全性が確保されることが確認されたものとの考え方を示しているところでございます。

道といたしましては、福島第一原発事故の教訓など、最新の知見を反映した厳格な新規制基準に基づきまして、規制委員会において、施設設備等のハード面と運営体制等のソフト面を一体とした厳正な審査、検査を行い、確認すべきものと考えております。

○高橋亨委員 規制委員会は、環境省にある第三者委員会ですよね。そうだけれども、今回も国の言っていることについては意見を言わないと。今回、40年のキャップを取って、20年、さらには、際限なくと言っている、このキャップを取ったということに対して、規制委員会は、それは政治が決めることであって、私たちが決めることではないと言っているわけですね。したがって、規制委員会が幾らこういうふうにしたとしても、政治が決めてしまえば、それはそれまでということになってしまうわけでありませう。

地震は、いつどこで起きるか予測不能であります。何年周期でこのくらいの地震が来たという過去からの経験で想定するしかないわけでありませう。淡路大震災以降、全国にたくさんの地震計が設置されましたけれども、これは、起こった地震がどのくらいの規模だったかという後追いの

記録でしかないわけであります。

また、地震観測網は、強震観測を中心に観測するもので、現在の科学をもってしても地震の予測は不可能なのです。

そして、規制委員会の審査は、最新の知見で行っているものの、これまで規制委員会が言っていた、審査に合格したからといって安全だとは言いきれないということであります。

つまり、規制委員会の審査に合格したからといって、その原発に安全のお墨つきは与えられないということですが、この言葉についての認識をお聞きします。

○久保秋雄太委員長 総務部危機管理監古岡昇君。

○古岡総務部危機管理監 更田前委員長の御発言についてでございますが、原子力規制委員会では、新規制基準に関しまして、原子力施設の設置や運転等の可否を判断するためのものであり、これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではなく、原子力の安全には終わりがなく、常により高いレベルのものを目指し続けていく必要があるとしておりまして、更田前委員長の御発言は、このことを踏まえた発言と理解するところであります。

いずれにいたしましても、道といたしましては、原発の安全性の確保に当たっては、規制責任を担う原子力規制委員会におきまして、最新の知見を反映した厳格な規制基準に基づき、厳正な審査や検査を行うことはもとより、保安責任を負う事業者において、様々なリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成を目指すなど、安全向上に向けて不断に取り組むべきものと考えているところでございます。

○高橋亨委員 言われていることは、安全を求めていくということであって、安全ではないのですね。だからこそ求めていくのだらうというふうには思っております。泊原発には、2014年に完成した海拔16.5メートルの防潮堤があります。地盤の液状化などを指摘されて、津波に対する安全性の基準を満たしていないという地裁判決も出たことから、新たに岩盤に直接接するように造り直すようですが、いつ頃の完成か、お聞きしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 環境安全担当課長山内優一君。

○山内環境安全担当課長 新たな防潮堤の完成時期についてであります。北電によると、地盤の地震による液状化の影響を考慮して設置することとしている新たな防潮堤については、原子力規制委員会において、新規制基準への適合性について審査が行われているところであり、現時点で、具体的な完成予定時期は決まっていないとのことであります。

○高橋亨委員 そうだとすれば、判決のこともありますから、結果的には、この防潮堤ができるまでは再稼働の話をするということではよろしいですか。

○山内環境安全担当課長 泊発電所の再稼働についてであります。道としては、原発は安全性が確保されることが大前提であると考えており、泊発電所については、現在、原子力規制委員会における審査が継続中であることから、予断を持って申し上げる状況にはありません。

○高橋亨委員 当たり前のことだというふうに思いますね。

それでは、泊原発の電源設備の耐震設計は、どの程度の震度まで対応できるのか、お聞きした

と思います。

○**山内環境安全担当課長** 泊発電所の電源設備についてであります。原発の耐震設計については、放射性物質の放出を防ぐ機能を有した設備や、原子炉を安全に停止させるための設備、また、冷却状態を維持するための設備など、その重要度に応じて、建物、構造物及び機器配管系を、S、B、Cクラスに分類して、それぞれに対応した耐震性の確保が求められているところがあります。

例えば、泊発電所の電源設備のうち、外部電源が喪失した場合における電源確保のための設備である非常用ディーゼル発電機などについては、安全上重要な施設として、耐震重要度が最も高いSクラスに分類され、建築基準法で一般建築物に要求されている地震力、すなわち、地震によって建物に働く力の3.6倍であることや、基準地震動に対して安全機能が保持できることが求められており、現在行われている適合性審査の中で、今後、その耐震性が確認されることとなっております。

○**高橋亨委員** 今ほどお答えいただきましたけれども、耐震重要度が最も高いSクラスに分類されているということでもありますけれども、これは、単純にいくと、北電の資料によって明らかになっているのは、基準地震動に対して安全を保持できるということでございます。

原子炉は破壊しないかもしれませんが、基準地震動は、配管や配電の耐震のためにあるというふうに考えられたほうがいいのではないかなと思うわけでございまして、さらに、冷却水の配管設備の耐震設計はいかがなのか、お聞きをしたいと思います。

○**山内環境安全担当課長** 冷却水の確保についてであります。冷却水の配管設備についても、安全上重要な施設として、耐震重要度が最も高いSクラスに分類され、非常用ディーゼル発電機と同様な耐震性が求められており、今後、審査の中で確認されることとなっております。

○**高橋亨委員** 問題は、電源が切れてしまったり、冷却水が来なくなってしまうことによって、大変な事故につながっていくということなのですね。それは、最も高いSクラスだといっても、それは基準地震動程度という話なのです。

泊原発の基準地震動は何ガルなのか、お聞きをしたいと思います。

○**山内環境安全担当課長** 泊発電所の基準地震動についてであります。平成25年7月の設置変更許可の申請以降、原子力規制委員会において、北電が行った地震動評価について審査され、平成27年12月に、最大加速度620ガルの基準地震動がおおむね了承されたところがあります。

その後、基準地震動の策定に関する新規制基準が改正されたことなどから、北電では改めて地震動評価を実施し、その結果について、現在、審査が行われているところであり、今後、基準地震動が選定され、最大加速度が確定されるものと承知しております。

○**高橋亨委員** これから、620ガルからさらに基準地震動を上げていくと。上げていくことはいいことだなというふうに思っていますけれども、今、一番高いのは1009ガルでございます。これは東海原発ということになるわけでございますけれども、それでは、北海道胆振東部地震は何ガルあったのか、お聞きをしたいと思います。

○山内環境安全担当課長 胆振東部地震で観測された最大加速度についてであります。気象庁が作成した平成30年北海道胆振東部地震の災害時地震報告によると、最も大きな値を記録したのは、安平町追分において1796ガルとなっております。

○高橋亨委員 したがって、胆振東部地震が近くで起きたりする場合は、今の泊原発は620ガルでありますから、その3倍以上の振動が来るということになるわけであります。

住友林業のマイホームは、3406ガルです。三井ホームの住宅は、5115ガルです。今の段階で、泊原発は620ガルです。原発の耐震は、一般住宅の8分の1から5分の1なのですね。耐震については、一般住宅より脆弱なのが泊原発だということなのです。

2000年以降の700ガル以上の地震は何回発生しているか、お聞きします。同じく、1000ガル以上は何回発生しているか、お聞きをします。

○山内環境安全担当課長 国内で発生した地震の最大加速度についてであります。国立研究開発法人防災科学技術研究所の強震観測網の観測記録によると、2000年以降、700ガル以上を観測した地震は42回、そのうち、1000ガル以上を観測した地震は18回となっております。

○高橋亨委員 今ほどお話があったけれども、この20年余りの間で、泊の620ガルを超える700ガル以上の地震が42回なのですね。そのうち、1000ガル以上が18回あるということなのです。

今、規制委員会において、泊原発について最新の知見で審査をしております。その中で、また耐震性能が上がるかもしれませんが、耐えられるガル数になるとは到底考えられないというふうに思うわけであります。

先ほど言ったように、東海第二原発については1009ガルですから、これさえも危ないと言わざるを得ないわけですし、原発は、世界の様々なところにありますけれども、これほどの地震大国の日本にあること自体がもう危険であるということなのです。

それと、先ほども言ったように、必ずしも、安全について満足できるような状況にはないということで、常にその安全は更新していかなきゃならないと思います。

少なくとも、今の原発は、航空機が突っ込んできても何ともないというふうに言われていますけれども、新しい知見ということになるとすれば、今のロシア、ウクライナの状況を見ても、ミサイルが飛んできて大丈夫かということが、新しい知見になってくるのだらうと思っています。

ミサイルが飛んできて原発に当たったら、それは、核を搭載したミサイルが飛んできたのと全く同じことになるわけでありますから、そういうこともきちっと考えながらやっていかなければなりません。原発というのは、それほど危険なものであるということ認識しなければいけないというふうに思っています。

さて、泊原発の避難計画では、UPZ圏内、5キロメートルから30キロメートルですけども、さらには、PAZ圏内、おおむね5キロメートルが基準とされておりますけれども、これは、チェルノブイリ原発事故の事例や、屋内退避や避難が速やかに行えるか、対策の実行可能性を基にしておりますけれども、私どもの国の福島事故において、当時の近藤駿介原子力委員会委

員長は、強制移転を求めべき地域が170キロメートル以遠にも生じる可能性や、住民が移転を希望する場合に、これを認める地域が250キロメートル以遠にも発生する可能性があることに言及しました。御意見をお聞きしたいと思います。

○高山原子力安全対策担当局長 避難地域等についてであります。道においては、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を設定するに当たり、IAEAの国際基準を踏まえ、平成24年10月に策定された原子力災害対策指針や、福島原発事故を基に原子力規制委員会から示されました、放射性物質の拡散シミュレーション結果を踏まえまして、原子力施設から半径30キロメートルの範囲内としております。

また、事故の進展により、30キロメートル圏外にも影響が及ぶと判断した場合には、空間放射線の実測を行い、必要な防護対策を実施することとしております。

なお、平成23年3月に、当時の原子力委員会委員長でありました近藤氏が個人として作成しました「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」は、作業員の総退避や、1号機から3号機の原子炉格納容器破損に伴う放射性物質の放出などといった仮定的事実の下で、どのような事態が生ずるかを検討し、その事態の下で避難措置を講じた場合、どの地域が対象地域となるかを想定したものと承知しております。

○高橋亨委員 仮定的事実の下だというふうに言っておりますけれども、北海道においても、今の避難訓練は、仮定の下でやっているわけでありませぬ。

思い出していただきたいのは、福島原発のときに何が起こったかということです。放射性プルームが関東まで来たのですよ。関東まで放射性プルームが飛んでいったという状況です。関東まで何キロメートルあると思いませんか。30キロメートルではないはずですよ。単純に、それは個人の見解だとして片づけられる問題ではないわけでありませぬ。

北海道の泊原発で、仮に福島級の事故があったとすれば、そのときの気象状況、風向きによってどういう状況になっていくのか、まさしく札幌はどうなっていくのかという状況もあるわけでありませぬ。札幌に逃げてこられないということになるわけでありませぬ。最悪のことを仮定しなければならぬというふうに思いませんか。最悪のことを仮定しながら、より安全に近づけていかなければならぬというのは、先ほど皆さんがおっしゃったお話だというふうに思うわけでありませぬ。

しかし、先ほど言ったように、仮定の話積み重ねていくという、これまでの地震に対しても完全にそういうわけでありませぬ。今までのほんの20年ばかりの実態を積み上げていった結果としてどうなっていくのかという仮定をしていかなきゃならぬということも含めてあるわけでありませぬ。

今後の議論も、これから何度かしていかなきゃならぬというふうに思いませんか、知事総括をひとつよろしくお願ひしたいというふうに思いませんか。

次に、高橋はるみ元知事、そして鈴木知事の念願でありました土地利用規制法が成立、施行されました。

提示された地域の中には、ごく普通の地方のまちの中に所在しているところもあります。突

然、提示されたことによって、自治体や住民は驚きを隠さないでしょうけれども、指定によって、遅滞なく、基地の境界から1キロメートルの範囲の住民や対象地域に不動産を所有している方への調査が行われることとなります。

注視区域に指定されたことや、そのことによって自分たちの何が調査され、何が違法でなぜ罰せられるのか、対象範囲に住んでいる方々は全く分からないというふうに思います。

指定区域に関する住民への説明会は行われるのか、お聞きをしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 危機対策課長清水章弘君。

○清水危機対策課長 制度の周知についてであります。本年9月20日に全面施行となった重要土地等調査法の趣旨や区域指定、届出制度などの住民の皆様への周知は、一義的に内閣府が行うこととされております。

現在、内閣府では、ホームページにおきまして、よくある質問として、法律の趣旨や制度などに係る各種Q&Aを掲示するとともに、コールセンターを設置して住民の皆様からの問合せに対応しているところであり、道といたしましても、ホームページで国の取組について周知を図っているところでございます。

また、今後、内閣府から都道府県や市町村に対しまして、リーフレットの配布など、可能な範囲での協力依頼が行われると聞いております。道といたしましても、そうした依頼があった際には必要な協力を行ってまいります。

○高橋亨委員 道が立法を求めた法案でありますよ。道民の個人情報調査される法案でありますよ。このことを軽く考えているのではないですか。

住民説明会は、少なくとも内閣府が責任を持って開催するべきだとは思わないのでしょうか。そして、開催すれば、多くの住民から疑問の声が出るはずですよ。

内閣府は、この法律の制定を求めたのは北海道知事であることも明らかにして、説明会には道の関係部局も同席させるべきだというふうに思います。

なぜ、道が法制定を政府に求めたのか、道は、住民に丁寧に説明する絶好の機会として捉えて、説明会を行うべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○久保秋雄太委員長 危機対策局長吉川政英君。

○吉川危機対策局長 住民の皆様への説明についてでございますが、道では、これまで、道民の皆様のご貴重な財産である水源や森林資源を守り、道民の皆様のご安全、安心な暮らしを確保する危機管理の観点から、防衛関係施設等の周辺に存在する森林に関して、海外資本などによる土地取得の動向把握を行ってきたところでありますが、取得目的の詳細な把握などにつきましては、地方自治体独自の取組では限界があることから、道議会での御議論も踏まえながら、国に対して、安全保障上重要な施設周辺などの土地取得・利用を規制する関係法令の整備を行うよう要望してきたところであります。

重要土地等調査法の趣旨や制度などの住民の皆様への周知は、一義的に内閣府が行うこととされており、道といたしましては、今後、関係市町村などから住民説明会の開催要望などがあつた

場合には、国と協議し、適切に対応してまいります。

○高橋亨委員 市町村から要望があればということですから、逆に言うと、どの程度の声の大きさを説明を求めればそういうふうにしていただけるのか、これは曖昧でちょっとよく分かりませんが、例えば、当該自治体の議会から、やっぱり、中身が分からないから教えてくれというようなことがあれば、それは、道として受け止めて、国のほうに伝えていくということなのかどうなのか、これは、いずれにしても明らかにしていただかなければいけないというふうに思っているわけでございます。

北海道に存在する陸上自衛隊は37か所あります。海上自衛隊が4か所、航空自衛隊が9か所、海上保安部が18か所、合計68施設が点在しております。

今後、これらの周辺に居住されている全ての道民の個人情報の調査が行われることになるわけでありまして。しかし、ほとんどの道民は、この法律のことも、さらに、対象地域に不動産があれば、個人情報が調査されることも知り得ていないというふうに思うわけでありまして。

なぜ、丁寧な説明を行わないのか、お聞きをしたいと思います。

○吉川危機対策局長 住民の皆様への説明についてでございますが、重要土地等調査法に係る基本方針において、注視区域または特別注視区域の指定につきましては、安全保障の確保と自由な経済活動の両立の観点から、指定に伴う社会経済活動への影響を、安全保障上の要請に基づき、合理的かつやむを得ない範囲に限定する必要があるとされております。

このため、国は、まず、有識者らで構成する土地等利用状況審議会において、指定案を審議し、その後、関係地方公共団体に意見聴取を行い、再度、審議会で審議の上、指定を行うこととされており、注視区域等の指定は、こうした手続を経て行われるため、現時点では、道内の防衛関係施設や海上保安庁の施設の周辺区域の全てが指定を受けるかどうかは不明であります。

なお、法の趣旨や制度などの住民の皆様への周知は、一義的に内閣府が行うこととされており、道といたしましては、国から協力依頼が行われた際には、必要な協力を行うとともに、関係市町村などから住民説明会の開催要望などがあった場合には、国と協議するなど、適切に対応してまいります。

○高橋亨委員 なぜ、今回指定されたところが、ほとんど人の住んでいない無人島であったり離島なのか。北海道もそうですよね。私も、初めて聞いた名前のところもありました。ゴメ島、イソモシリ島、ハボマイモシリ島など、今まで私は知り得ませんでした。大変勉強不足でありましたけれども、まずは、そういうあまり影響のないところというか、批判が来ないようなところから始めていくというのは、今回の手続上、明らかになったなと思っております。

まず最初にやるべきは、一番機能が求められる横田基地ですとか沖縄の基地、さらには、東京のど真ん中にある自衛隊ですとか防衛省、これらが指定されなければならないのですけれども、全く興味のないようなところから始めてくること自体に、この法律のうさんくささを感じるということでありまして。

防衛省の関連施設の多くは、市街地に所在します。札幌はどうでしょうかね。私はよく分かり

ません。しかし、真駒内にも大きな自衛隊の基地があるわけであります。

函館には、陸自駐屯地、さらには、海上自衛隊、海上保安庁がまちの真ん中にあります。とりわけ、陸自駐屯地は、御存じのとおり、隣に、競馬場、競輪場、少年刑務所があります。また、すぐ隣には小学校もあります。本町、杉並町の繁華街、高校もあります。様々なところにあります。

海上自衛隊は、ロープウエーの駅まで範囲が広がっていく、「函館どつく」も入ってくる、こういう状況です。海上保安庁も大門に近いところにあります。そういうようなところにあるわけですね。

ちなみに、想定される対象の不動産数と調査対象者数をお聞きいたします。

○清水危機対策課長 防衛関係施設等の周辺区域の状況についてであります。国は、重要土地等調査法に基づき、注視区域に指定した区域内の土地等について、不動産登記簿を中心として、必要に応じ、住民基本台帳、固定資産課税台帳、戸籍簿などの情報を収集し、利用の状況等を把握することとしており、その対象数などにつきましては、この調査を通じて把握されるものと考えております。

なお、道では、これまで、海外資本等により取得された森林周辺における防衛関係施設等の有無を独自に把握してきたところであり、これら施設ごとの周辺区域における土地所有者数などにつきましては把握しておりません。

○高橋亨委員 今ほどお話もありましたけれども、これは、当初、北海道には重要な水源があるというところから始まった話なのですけれども、いつの間にかこういう状況になってきた。全く立法事実がないのですよ。千歳周辺だってこんなことは起きていない。しかし、千歳の議会がそういうことを求めてきたということから始まって、さらには、これが広がっていったという状況です。

法律をつくる場合は、立法事実がなければ、法律をつくる意味がない。しかし、その中でつくられていったということでございます。何のためにこんなことをしなければならないのかというふうに思うわけです。

政府は、必要に応じて個人の属性についても調査可能としておりますけれども、その属性には、個人属性、社会的属性が含まれると理解していいのか、お聞きします。

○清水危機対策課長 土地等利用状況調査の調査項目についてであります。この調査で国が関係行政機関等に対し提供を求めることができる情報は、重要土地等調査法第7条第1項及び同法施行令第2条の規定に基づき、注視区域内にある土地等の利用者、その他の関係者に関する情報のうち、その者の氏名または名称、住所、本籍、国籍等、生年月日、連絡先及び性別と定められております。

なお、同法に係る基本方針におきまして、これらの者の思想、信条等に係る情報を含め、その土地等の利用には関連しない情報を収集することはない旨、定められております。

○高橋亨委員 おかしいですね。例えば、土地を取得している方の氏名または名称、住所、本

籍、国籍等、生年月日、連絡先、性別、これらは、登記簿謄本、さらには、役場に行けば、これはすぐ戸籍を調べれば分かるわけですし、それは全く調べられないわけではない。

改めて、この法律をつくるという意味合いは、そこに出入りする人、そこに土地を持っている人がどんな考え方を持っていて、例えば、防衛施設にいろんな悪さをするかどうかということが、本来、この法律をつくる目的だとすれば、当然のことながら、属性を知らなければ意味合いがないというふうに思うのです。そんなものは、前から話し合っていますマイナカードを見せれば終わりかという話になるわけですが、そうではないわけでありませう。

調査対象物件であるお店や会社の従業員、出入り業者、病院の患者とその家族など、利用される方も全て調査対象となるのか、その可能性についてお聞きをしたいと思います。

○清水危機対策課長 土地等利用状況調査の対象者についてであります。この調査の対象者は、重要土地等調査法第7条第1項の規定に基づき、注視区域内の土地等の利用者、その他の関係者とされており、基本方針におきまして、当該調査は、土地等の利用者について実施し、その調査では実態が必ずしも明らかにならない場合には、その他の関係者についても実施すると定められております。

また、その他の関係者は、不動産登記記録上の所有者が法人である場合における当該法人の役員などが例示されており、土地等の利用者の家族や友人、知人につきましては、そのことのみを理由として対象となることは考えられないとされているところでございます。

○高橋亨委員 今の答弁の中でも、「役員など」という「など」とか、これは広がりがあるかまで広がるのか分からない。「そのことのみを理由として」という「そのことのみ」というのも、これもまた曖昧な言い方でありませう。

したがって、例えば、役員だけではなくて、そこにいる従業員の方が、今日はちょっと残業しますと言って、1人になって、隣接している防衛施設に何かをするかも分かりませう。そういうことも考えられるから、全てのことを知りたいというのが今回のこの法律の根底にあるものではないのですか。そうでなければ、先ほど言ったように、単純に表面上の個人の情報だけだったら、ほかの方法で幾らでも分かるわけでありませう。

さらに、当該土地や建物の所有、それから、売買、利用の規制に関わる関連法令の整備についても、道は、政府に立法を要請しましたがけれども、憲法第29条には、「財産権は、これを侵してはならない。」として、土地を所有し、所有権に基づいて自由に利用することは、財産権で保障されておりますけれども、憲法との整合性についてお聞きをしたいと思います。

○吉川危機対策局長 国民の権利との関係についてでございますが、重要土地等調査法に係る基本方針では、法による措置は、注視区域内にある土地等が重要施設等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するために必要な最小限のものとなるように実施するものとし、思想、信教、集会、結社、表現などの自由や、勤労者の団結権、団体行動権など、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意する旨、定められております。

○高橋亨委員 思想、信教の自由だとか、表現の自由だとか、これは当たり前のことでありませう。

す。私は、今、「財産権は、これを侵してはならない。」、このことについてどうなのかということを知りたいわけですが、直接のお答えがないので、再質問します。

○吉川危機対策局長 財産権との関係についてでございますが、財産権は、憲法第29条で保障する権利であります。

重要土地等調査法に係る基本方針では、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意する旨、定められております。

○高橋亨委員 留意じゃないのですね。財産権がありますよということで、先ほど言ったように、自由に財産を処分したり、利用することが保障されているというわけです。

しかし、一方で、この法律は、その持っている土地、不動産について、制限をかけて罰則まで科すことができることになっているわけですから、そのことと、この憲法第29条の関係はどのようなのですかとお聞きをしたわけですが、なかなかそこには直接的に答弁をいただけていないわけでありまして。

今後は、外国人の土地・建物所有に関し、制限をすることになりますが、有識者会議においては、経済活動のグローバル化が進展する中、外国資本などによる国内投資は、イノベーションを生み出す技術やノウハウをもたらすとともに、地域の雇用機会の創出にも寄与するものであり、基本的には、我が国の経済の持続的成長に資するものとして歓迎すべきであるという見解も示しております。

中国の資本家に夕張のマウントレースイを売却した方をトップに据える道は、ニセコなどの例もありますけれども、重要土地周辺への外国資本の展開について歓迎すべきなのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○古岡総務部危機管理監 海外からの投資についてでございますが、国内市場の縮小やグローバルリスクも顕在化する中、道では、変化の激しい世界情勢に機動的かつ柔軟に対応しつつ、海外からの人や技術、資本などの道内各地への新たな流れの創出により、活力ある地域づくりにつなげていくことが重要と認識をしているところでございます。

重要土地等調査法に係る基本方針では、法の目的は、土地等の不適切な利用を防止することにより、国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することであり、土地等の所有者の国籍のみをもって、法に基づく措置を差別的に適用することはしない旨、定められているところでございます。

○高橋亨委員 土地、建物を持っている方が、公の福祉を害することもあるわけですし、必ずしもこれだけに限ったものではないというふうに思うわけでありまして。

今後の展開について、内閣サイバーセキュリティセンターは、重要インフラとして指定される可能性がある施設として、原発、情報通信、金融、航空・空港、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス、医療、水道、物流、化学、クレジット、石油の14分野を特定しております。

これらの施設の周辺に関わる多くの国民の情報調査へと広がる可能性が非常に多いわけでありまして、当然、この中には自治体が所有する施設も存在します。指定された場合の道の対

応をお聞きしたいと思います。

○清水危機対策課長 重要施設についてであります。重要土地等調査法第2条第2項におきまして、重要施設とは、防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設とされております。このうち、生活関連施設につきましては、政令により原子力関係施設及び空港とされ、さらに、空港につきましては、同法に係る基本方針で、自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設から選定することとされております。

このため、サイバーセキュリティ基本法に基づく国の行動計画に規定する、情報通信、金融、政府・行政サービス、医療など、14の重要インフラ分野に係る施設につきましては、重要土地等調査法上の生活関連施設に該当する原子力関係施設や自衛隊との共用空港を除き、この法律上の重要施設に該当しないものと考えております。

○高橋亨委員 法律は、小さくつくって大きく育てる、これが政府のやり方でありますね。今、皆さんは、我が国の防衛環境は非常に厳しい状況にあるということを言っているわけでありますから、例えば、これからどんどんどんどん、その危険性が迫ってくれば、今言った14の重要インフラ分野にまで拡大されていくということは想定ができるというふうに思うわけであります。

いずれにいたしましても、この問題については、法律を求めた本人にお聞きをしなければならぬというふうに思いますので、知事総括をひとつよろしくお聞きしたいというふうに思います。

それでは、最後になりますけれども、道有施設の在り方についてお聞きをしたいというふうに思います。

道の施設を建設する場合は、当然のことながら、基準耐用年数をクリアすること、コストパフォーマンスが優れていることが求められますけれども、基準耐用年数とコストに係る基本的な考え方についてお聞きしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 財産課長平田健男君。

○平田財産課長 道有建築物の整備についてであります。道では、施設整備に当たっては、目的や利用形態、維持管理コスト等を勘案し、整備手法や構造の種類なども含め、検討を進め、決定しているところでございます。

建物における税法上の法定耐用年数は、鉄筋コンクリート造では50年、木造では24年など、建物の構造により定められておりますが、道では、長寿命化を図り、耐用年数を上回って使用するよう努めているところでありまして、建設費に加え、維持管理費も含めたトータルコストにも留意し、道有施設の管理を行っているところでございます。

○高橋亨委員 さて、2009年に、むろらん広域センタービルに入居いたしました胆振総合振興局についてお聞きをします。

胆振総合振興局は、地元・室蘭市や経済界から賃貸ビルへの入居について提案がありまして、道が直接建設した場合とのコスト比較を行って検討した結果、初期投資が軽減されることを理由に入居を判断いたしました。逆に言えば、ビルの約半分を占有する胆振総合振興局が入居する

ことがビル建設の最大の条件だったのではないかなというふうにも思います。

入居当時の賃貸契約では、駐車場や共用部分も含めて、月2056万円、年額2億4678万円の家賃を支払っております。今年で13年目になりますから、単純に計算しても、29億円を超えているということでございます。

このビルの建設費は、約28億8000万円です。既に賃貸料が建設費を超えています。しかも、このビルの床面積約1万4000平米のうち、総合振興局が占有しているのは約7221平米、約半分の面積しか借りていないにもかかわらずであります。

このビルをあと何年借りるのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○増田総務部次長 庁舎の整備等についてでございますが、道における振興局など道有施設の整備につきましては、北海道インフラ長寿命化計画や北海道ファシリティマネジメント推進方針に基づきまして、建物の長寿命化や計画的な修繕、更新等の維持管理を行いまして、耐用年数を上回って使用できるよう取組を進めているところでございます。

今お話のありました胆振合同庁舎の借り上げにつきましては、貸主であるむろらん広域センタービル株式会社と単年度契約をしているところでございますが、道といたしましては、道有施設の使用と同様の考えによりまして、現時点におきましては、鉄骨造の法定耐用年数38年を上回る使用を想定しているところでございます。

以上でございます。

○高橋亨委員 現在、13年目ということで、先ほど言ったように、もう既に建設費を超える賃貸料を支払っているということになります。

今お話があったように、38年を上回る使用を想定している、これまで借りるのだというお答えがあったのですけれども、その場合の累積賃貸料についてお聞きしたいと思います。

○平田財産課長 賃料についてであります。胆振合同庁舎の借り上げに係る平成21年3月から令和3年度までの賃料の合計額は約24億4500万円となっております。

また、今後の賃料については、社会経済情勢の変化や周辺の賃料相場の変動など、賃料の動向を推計することができないこと、また、使用期間につきましても、現時点では明確にお示しすることができないことから、賃料見込額の推計は困難であります。建物の法定耐用年数38年を上限とし、現状の賃料により試算した場合、累計の賃料は約72億5400万円となります。

○高橋亨委員 38年が耐用年数ですから、それまで借りるということになるわけですね。そうすると、72億5400万円ということなのです。28億円で建てた建物の半分しか使用しないで、これだけの賃料を払うということになるわけで、これは、先ほど言ったように、コストを考えた場合に妥当なことなのかということの疑義を持たざるを得ないわけであります。

さらに、道の建物につきましては、耐用年数50年をさらに延長させていく努力もしていくのだというふうに言っておりますけれども、仮に50年となりますと、その推計は幾らになるのでしょうか。

○平田財産課長 累積賃料についてであります。むろらん広域センタービルは、その構造が鉄

【第1分科会 11月10日 第5号】

骨造でありますことから、累積賃料の試算に当たりましては、法定耐用年数である38年を上限としたところでございます。

今後の賃料の動向を推計することは困難であります。仮に50年使用するといたしまして、現行賃料に基づき試算いたしますと、約95億6200万円となります。

○高橋亨委員 胆振総合振興局について、建設と賃貸の認識についてお聞きしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 総務課長岡本拓司君。

○岡本総務課長 胆振合同庁舎についてでございますが、昭和34年建築の胆振合同庁舎につきましては、老朽化、狭隘化が著しいことから、施設整備の手法を検討した結果、道が直接建設する場合と比べて初期投資が軽減されること、また、当時の支庁制度改革の動きなど、必要とする事務室の面積に対して、弾力的に対応できることに加えまして、道民サービスの提供の拠点としての地理的な要素などを踏まえ、平成21年、民間活力を活用した当該賃貸ビルに入居したものでございます。

○高橋亨委員 直接建設した場合と比べて初期投資が軽減されるというのは、当たり前ですよ。その土地に28億円もの金を出さないで、そして、賃貸料の月2000万円で済ませればそれでいいというのは、先々のことを全く考えていないということになるわけです。そして、累積で考えていくと、先ほど言ったように、膨大な賃料を支払うということになるわけですが、どういふふうを考えればこのような結論になるのですか。

○岡本総務課長 胆振合同庁舎についてでございますが、旧胆振支庁庁舎につきましては、老朽化が進むとともに、耐震化の問題など、早期改築が喫緊の課題となっていたものの、道の厳しい財政事情から移転改築について見合せていたという状況の中、室蘭市や地元期成会から賃貸ビルへの入居について提案があったものであり、道において検討の結果、直接建設した場合の建設費、維持管理費の費用と比較して、初期投資が軽減されることや、賃貸の場合には、支庁制度改革の動きにも柔軟に対応することができることなどを総合的に判断し、議会議論も踏まえまして、賃貸方式で入居することを決定したものでございます。

○高橋亨委員 なかなかすとんと落ちないですよ。例えば、支庁制度改革の動きもありと、当時は、特別委員会に私も所属をしておりましたけれども、様々な結果として、看板の塗り替えだけに終わったという状況であります。しかし、そのことの真っ最中であつたにしても、結論が出るまで我慢してこの庁舎にいましょうね、結論が出た段階でどうするかを判断していきましょうねというのは、普通考えられることではないのでしょうか。ですから、そのような理屈に逃げていっているのだらうというふうに思っています。たとえ逃げたとしても、こんなことはあり得ない。

ここの道議会庁舎を建てるときにも、いろんな議論がありました。民間の方々からは、何でそんなものを建てるのだ、民間にビルを建ててもらって、そこに入居すればいいじゃないか、そんな話もありました。そして、議会も説明会に来いと言われてました。議会は、説明会に行く必要はないだらうという結論を出しました。

それから、個別に各会派に、説明を求める文書が来ましたので、私は、その文書に対して、これまでの議論経過も全部書いて、そして、この近くのビルの相場を聞いて、それで、この広さを求めるとすればどれだけかかるときちっと書いて出しました。前の庁舎は70年使ったわけです。仮に50年使ったとしても、これだけのものがかかっていく、建設費の数倍になるのだということもきちっと書いて出しました。そして、今、こういうふうに道議会庁舎が建っているわけで、少なくとも私たちはコストを考えながらやってきたつもりでいるわけですが、肝腎の道がコストを何も考えないということは、非常に考えづらい話であります。

当時の予算特別委員会でも、そのときの総務部長が、この賃料についてどうなのかということも含めて、賃貸額の評価システムについて検討していくというお話をしましたけれども、その後どうなったのでしょうか。

○平田財産課長 賃料についてであります。民間ビル等の建物の賃貸借契約を締結する場合の取扱いを定めた、平成23年3月1日付の総務部長通達により、賃貸借の妥当性などを確認、検証しているところでございます。

新規契約の場合には、その必要性はもとより、候補物件や周辺物件賃料等を把握し、比較検討するとともに、直接建設や購入した場合のコスト比較を行うこととしていることに加え、床面積が3000平方メートル以上の場合にあつては、貸主が提示する賃料が妥当なものであることを確認するため、不動産鑑定士による評価を要件としているところでございます。

また、賃貸借契約を更新する場合に当たっては、周辺地域の現況を踏まえ、同種同規模など同等条件の物件賃料等を調査し、賃料の比較などの確認、検証を行っております。

なお、むろらん広域センタービルにつきましては、5年に1度、賃料の変更の協議を行う際、不動産鑑定士の意見なども参考にして、賃料が適切であるかを確認しているところでございます。

○高橋亨委員 結果として、このシステムはつくらなかったということなのですね。総務部長通達で終わりということでもあります。

契約の更新時に、賃貸料の見直しについて、家主側であります室蘭商工会議所と協議をしたいというふうに当時も述べていましたけれども、協議の結果についてお聞きをしたいと思います。

○平田財産課長 賃料の見直しに係る協議についてであります。平成17年3月に、むろらん広域センタービル株式会社から示された事業計画書においては、10年ごとに賃料の変更を協議することとされておりましたが、平成23年度に、協議期間を5年ごとに短縮することで同社と合意し、平成26年度及び平成31年度に、賃料等に係る協議を行ったところでございます。

道では、近傍の家賃の状況などを踏まえた不動産鑑定の結果なども参考に、賃料の改定が必要か否かを検討した結果、消費税の要因を除き、賃料は同額のまま適切であると判断し、平成26年度及び平成31年度に、消費税改定に伴う契約変更を行ったところでございます。

○高橋亨委員 結局、今のお答えを聞くと、賃料は妥当なものだったというふうに判断をされたということですね。契約更新時にいろいろ話をしたにしても、全くそれは反映されない。道は、

【第1分科会 11月10日 第5号】

どのように言ったのですかね。不動産鑑定士に、こうこうこうだけれども、この賃料については少し高いと、道の財政状況も踏まえて交渉をしたのかしないのか、それも見えてきていない。ただただ消費税が上がった分だけ値段が変化をしていったということなのですからけれども、その結果どのようなになったのか、お聞きをしたいと思います。

○平田財産課長 賃料についてであります。道では、平成26年度及び平成31年度におきまして、むろらん広域センタービル株式会社と賃料等に係る協議を行い、不動産鑑定の結果なども参考に賃料の改定が必要かを検討した結果、賃料は適切であると判断したところであります。消費税改定に伴いまして、平成26年度の改定では当初契約額から年間約525万円、平成31年度の改定ではさらに年間約350万円、賃料が増加したところでございます。

○高橋亨委員 むろらん広域センタービルに入居を検討する際に、賃料と入居年数を考慮すれば、自ら建設をしたほうがよいと判断するのは、誰が考えても妥当なのだろうというふうに思います。

ビルの建設費が28億円ですよ。そのビルの半分しか占有しないのですよ。賃料は、13年間で24億円、38年間で72億円、50年間で95億円と積算されていることに何の疑問を持たないことは、行政の無責任さと税に対する無関心、コストに対する無自覚の現れだというふうに思わざるを得ないわけでありませぬ。

今後ともこのまま支出を続けることに対する道の認識をお伺いしたいと思います。

○藤原総務部長兼北方領土対策本部長 道におきましては、道有施設の整備につきましては、建物の長寿命化や計画的な修繕、更新等の維持管理を行い、耐用年数を上回って使用できるよう取組を進めているところでありまして、胆振合同庁舎につきましても、現時点においては、道有施設と同様の考えによる使用を想定しているところでございます。

また、賃料につきましては、不動産鑑定士の意見なども参考に確認をした上で、むろらん広域センタービル株式会社と5年に1度の協議を行う際には、今後とも適切な賃料の設定に努めてまいりたいと考えております。

○高橋亨委員 言っていることが矛盾していないですか、部長。当時は、皆さん、担当ではなかったかもしれませんが。当時の担当者は何でこんなことを決めたのかと、皆さん、聞いていてそう思わないのですか。先ほどから言われているでしょう。いろんな意見の中で、道の財政のことを心配して、これから、道の財産はどういうふうにしたらいいのか、様々な道の財政の運用の仕方をどうしていけばいいのか、そのことを心配して言っているのですよ。

しかし、一方では、どんどんどんどん穴から水が漏れていっているわけですよ。それを知りつつ、これからもずっとそのことをやっていく、これは考えられないですよ。当時どういうことがあったのかを検証しながら、そして、今はどうなっているのか、今後はどうしていくのかということ、やはり、適正な財政運営をしていく中で考えていかなきゃならないことではないのですか。

28億円のビルの半分しか占有していないのですよ。最終の50年まで使えば95億円ですよ。一般

会計全体から見れば大した額ではないのかもしれませんが、やはり、これは大きな問題だというふうに思うわけであります。

このことについては、当然、知事も分かっているのだろーと思ひますから、知事の言い訳がどのようなことなのかをお聞きしたいなというふうに思ひますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願ひいたしまして、このことは厳しく糾弾をしながら、私の質問を終わらせていただきたいと思ひます。

○久保秋雄太委員長 高橋(亨)委員の質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総務部所管に関わる質疑は終結と認めます。

以上をもちまして、本分科会に付託されました議案に対する質疑は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保秋雄太委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○久保秋雄太委員長 本分科会を閉じるに当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は、去る9月28日に設置されて以来、各位の御精励によりまして、本日ここに一切の審査を終了することができました。

この間、武田副委員長をはじめ、委員各位には、分科会の運営につきまして格別の御協力を賜りましたことを衷心より感謝申し上げます次第であります。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって第1分科会を閉会いたします。(拍手)

午後4時42分閉会